

ご契約のしおり

THE  すまいの
保険

THE  家財の
保険

個人用火災総合保険

普通保険約款および特約





はじめに

内容のご確認



この「ご契約のしおり」は、損保ジャパンのTHE すまいの保険・THE 家財の保険（個人用火災総合保険・地震保険）契約について、特に大切なことからご注意くださいことが記載されておりますので、ご一読ください。

THE すまいの保険・THE 家財の保険は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。



特にご注意いただきたいこと

- 1 保険契約締結後1か月を経過しても保険証券（または保険契約継続証）が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
（注）証券確認方法を「Webで確認する」と選択された場合は、保険証券（または保険契約継続証）は送付しません。
- 2 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 3 ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの「ご契約のしおり」に記載した内容をお伝えください。
- 4 保険の対象である建物に損害が生じた場合に、それを損害発生直前の状態に復旧させるためには、適切な新価評価額および保険金額を設定することが重要となります。新価評価額および保険金額の設定・見直しについては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保 管



ご契約いただいた後は、
ご契約満了まで大切に
保管させていただきますよう
お願いします。

ご質問・ご要望



わかりにくい点
お気付きの点がございましたら、
ご遠慮なく取扱代理店または
損保ジャパンまで
お問い合わせください。

個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、次の①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご確認ください。



普通保険約款・特約一覧表	5
--------------------	---

ご契約にあたって

ご契約前にご確認いただきたいこと

1 個人用火災総合保険	7
2 地震保険	9
3 約款とは	10
4 用語のご説明	11
5 補償内容	14
6 保険の対象（ご契約の対象）	27
7 保険料の支払方法など	27
8 団体扱・集団扱	30
9 取扱代理店が金融機関である場合	31
10 共同保険	31

ご契約時にご注意いただきたいこと

1 告知義務と告知事項	32
2 ご契約時にご注意いただきたいこと	32
3 評価基準・保険金支払基準	33

ご契約後にご注意いただきたいこと

1 通知義務と通知事項	34
2 通知事項以外の変更を行う場合	34
3 契約継続ができない変更事項	35
4 安心更新サポート特約	35
5 ご契約を解約される場合	36
6 そのほかにご注意いただきたいこと	37
7 事故が起こった場合	38

地震保険

1 地震保険の内容	41
2 損害の認定基準	42
3 ご契約時にご注意いただきたいこと	50
4 地震保険の割引制度	50
5 ご契約後にご注意いただきたいこと	53
6 事故が起こったときの手続き	54
7 保険金をお支払いした後のご契約	54
8 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い	54

普通保険約款および特約

個人用火災総合保険普通保険約款	58
地震保険普通保険約款	79
特約	91

すまいとくらしのアシスタントダイヤル ...	257
------------------------	-----

苦情・ご相談窓口	273
----------------	-----

お客さま向けインターネットサービス ...	274
-----------------------	-----

普通保険約款

ページ

個人用火災総合保険普通保険約款	58
<用語の定義（五十音順）>	58
第1章 補償条項	61
第2章 基本条項	70
地震保険普通保険約款	79
第1章 用語の定義条項	79
第2章 補償条項	80
第3章 基本条項	84
個人用火災総合保険に付帯される場合の特則	90

特約

大家さん向けの特約

1 個人賠償責任包括契約特約	91
2 家賃収入特約	100
3 事故対応等家主費用特約	102

追加する特約

4 個人賠償責任特約	106
5 借家人賠償責任・修理費用特約	116
6 施設賠償責任特約	123
7 弁護士費用特約	128
8 携行品損害特約	144
9 類焼損害特約	149
10 建物電氣的・機械的事故特約	154
11 事故再発防止等費用特約	155
12 太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約	157
13 地震危険等上乗せ特約	162
14 地震火災特約（地震火災30プラン）	162
15 地震火災特約（地震火災50プラン）	164
16 営業用什器・備品等損害特約	166
17 商品・製品等損害特約	171
18 水災支払方法縮小特約（縮小割合70%型）	176
19 臨時費用保険金限定特約	178
20 上乗せ協定再調達価額保険特約	178
21 上乗せ協定再調達価額保険特約（共済契約用）	178
22 法人等契約の被保険者に関する特約	★ 179
23 総括契約特約（特約方式）	180

自動セットされる特約

24	安心更新サポート特約	★	181
25	建てかえ費用特約		183
26	住宅修理トラブル弁護士費用特約		185
27	同居人居住時の被保険者に関する特約	★	191
28	テロ危険および情報のみ損害対象外特約		192
29	インターネット特約	★	192

その他の特約

30	共同保険特約	★	193
31	建物復旧時の現物給付特約		193

保険料のお支払いに関わる特約

32	保険料一括払特約	★	194
33	保険料長期一括払特約	★	199
34	保険料分割払特約	★	210
35	保険料分割払特約（長期契約）	★	215
36	クレジットカード払特約	★	221

団体扱・集団扱に関わる特約

37	団体扱・集団扱特約（長期一括払以外）	★	222
38	団体扱・集団扱特約（長期一括払）	★	227
39	集団扱特約（債務者集団扱・長期一括払以外）	★	239
40	集団扱特約（債務者集団扱・長期一括払）	★	244
41	団体扱・集団扱特約等の追加保険料払込猶予特約	★	255

(注1) ★印のついている特約は、地震保険にもセットされる特約です。

(注2) 団体扱・集団扱特約等の追加保険料払込猶予特約は、保険証券※には記載されませんが、団体扱・集団扱特約または集団扱特約（債務者集団扱）がセットされたご契約に必ずセットされます。

※保険証券には、「保険契約継続証」および「変更手続き完了のお知らせ（兼変更確認書）」を含みます。

ご契約前にご確認いただきたいこと

概

要

約款とは

用語のご説明

補償内容

保険の対象

保険料の支払方法など

団体・集団保

共同保険

ご契約時にご注意

ご契約後にご注意

地震保険

1 個人用火災総合保険

個人用火災総合保険には、THE すまいの保険とTHE 家財の保険の2つの商品があります。

THE すまいの保険・THE 家財の保険は、大切なお住まいや家財等を対象に、火災等の損害を補償する保険です。火災以外にも、風災、水災など、幅広い補償をご用意しております。

基本補償

事故の区分	ベーシック (I型)	ベーシック (I型)水災なし	ベーシック (II型)	ベーシック (II型)水災なし	スリム (I型)	スリム (II型)
火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○
風災、雹災、雪災	○	○	○	○	○	○
水災	○	×	○	×	○	×
建物外部からの物体の落下・飛来、水濡れ、騒擾など	○	○	○	○	×	×
盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	○	○	×	×
不測かつ突発的な事故	○	○	×	×	×	×



費用保険金

- 地震火災費用保険金
 - 凍結水道管修理費用保険金
 - 臨時費用保険金
 - 損害防止費用
- (注)ご契約の内容により異なります。



自動で追加される補償 (自動セットの特約)

- 安心更新サポート特約
 - 建てかえ費用特約
 - 住宅修理トラブル弁護士費用特約
 - 同居人居住時の被保険者に関する特約
- (注)ご契約の内容により自動で追加される補償は異なります。

など



追加可能な補償 (オプションの特約)

- 個人賠償責任特約
- 類焼損害特約
- 携行品損害特約
- 地震危険等上乗せ特約
- 弁護士費用特約

など



原則セットされる補償

● 地震保険

個人用火災総合保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。地震保険のセットが必要です。

(注)ご希望により外すことも可能です。

充実のサービスをすべてのプランで無料セット! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」※1

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

詳細については、258ページ以降の『すまいとくらしのアシスタントダイヤル』サービス利用規約をご参照ください。

サービスの 受付時間	サービス名	
24時間 365日	水まわりのトラブル応急サービス	
	かぎのトラブル応急サービス	
	防犯機能アップ応援サービス	健康・医療相談サービス※2
	介護関連相談サービス	電気設備のトラブル現場調査サービス※3
	ガラスのトラブル応急サービス※3	建具のトラブル小修繕サービス※3
	網戸のトラブル応急サービス※3	
	平日 午前10時 ～午後5時※4	住宅相談サービス
法律相談サービス		空き家相談サービス

※1 総括契約特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

※2 サービスの内容によってはご利用が可能な時間帯が異なります。また、保険期間の初日から1年ごとに10回までご利用可能です。

※3 保険期間の初日から1年ごとに3回までご利用可能です。

※4 土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。(原則予約制)

(注1)本サービスは損保ジャパンが業務委託契約を締結している事業者等がご提供します。サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

(注2)相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

(注3)ご相談の結果、相談先の提携業者より有料サービスをご紹介します場合があります。

2 地震保険

地震・噴火またはこれらにより発生した津波（以下「地震等」といいます。）への「経済的な備え」となるのが地震保険です。

地震保険は、保険の対象が居住用建物（住居のみに使用されている建物および併用住宅）および居住用建物に収容されている家財（生活用動産）である火災保険契約にセットできます。

地震保険の詳細は、41ページ以降をご確認ください。

地震保険について特にご注意いただきたいこと

- 地震保険にご加入されていないと、個人用火災総合保険では、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません。

これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約いただくことが必要となりますのでご承知おきください。

(注)ただし、「地震火災費用保険金」のお支払いについては、「地震保険」のご契約の有無とは関係ありません。

- 個人用火災総合保険は、希望されない場合を除き、地震保険とあわせてご契約いただくことになっています。（ただし、保険の対象が居住用建物（住居のみに使用されている建物および併用住宅）および居住用建物に収容されている家財（生活用動産）であるときにかぎります。）なお、地震保険を単独でご契約いただくことはできません。
- 地震保険のご契約を希望されない場合は、保険契約申込書等にご確認のご署名またはご捺印をお願いします。（保険契約の締結にあたりペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話を使用する場合は、署名または捺印の代替として、地震保険をセットしない旨の意思表示をペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話により確認し記録させていただきます。）

3 約款とは

お客さまと保険会社のそれぞれの権利・義務など保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。
THE すまいの保険、THE 家財の保険は、上記「普通保険約款」と「特約」に加えて「地震保険普通保険約款」も原則セットされます。

1. 普通保険約款

<用語の定義>

第1章 補償条項

第2章 基本条項

- 第1節 当社の保険責任
- 第2節 保険契約の締結に係る保険契約者等の義務および契約内容の変更
- 第3節 保険契約の解除、取消し、無効および失効
- 第4節 契約内容の変更等に伴う保険料の取扱い
- 第5節 事故の発生時の義務等
- 第6節 保険金の請求等
- 第7節 その他



2. 特約

〇〇特約

〇〇特約

〇〇特約

自動セット

オプション

特約は、普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので、次の2種類があります。

自動セット の特約：ご契約の内容により必ずセットされる特約

オプション の特約：ご希望によりセットすることができる特約

主な特約の概要については、17ページ以降をご確認ください。



3. 地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第2章 補償条項

第3章 基本条項

個人用火災総合保険に付帯される場合の特則

ご契約前にご確認いただきたいこと

概要

約款とは

用語の説明

補償内容

保険の対象
(ご契約の対象)

保険料の
支払方法など

団体扱・集団扱

共同保険

ご契約時にご注意
いただきたいこと

ご契約後にご注意
いただきたいこと

地震保険

4 用語のご説明

このご契約のしおりにおいて、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	解説
お 汚損	財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
き 貴金属・稿本等 （「貴金属等」と表記する場合があります。）	保険の対象である家財のうち、次のいずれかの物をいいます。 ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
危険	損害の発生の可能性をいいます。
給排水設備	給排水設備とは、水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、給湯設備、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト（屋根の積雪を熱で融かして排水する設備）等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。 なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。
協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
骨とう	希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
さ 再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し 時価	保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

用語	解説
し 借戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室※をいい、被保険者が借用または占有する物置、車庫その他の付属建物および屋外設備・装置であって敷地内に所在するものを含みます。 ※ 居住用の戸室の一部または戸室の全部を事務所で使用している場合を含みます。
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
証書	公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
そ 損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。 ア. ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 イ. 普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 ウ. 普通保険約款補償条項第1条(1)の事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合
た 他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の保険の対象について締結された普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）の損害または同条項第2条（費用保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
と 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

ご契約前にご確認いただきたいこと

概要

約款とは

用語の説明

補償内容

保険の対象
(ご契約の対象)

保険料の
支払方法など

団体扱・集団扱

共同保険

ご契約時にご注意
いただきたいこと

ご契約後にご注意
いただきたいこと

地震保険

用語	解説
は 破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ 被保険者以外の者が占有する戸室	被保険者以外の者が占有する室内のほか、空家、ベランダまたはルーフバルコニー等の占有スペースを含みます。
ふ 付属品	実際に定着 ^{※1} または装備 ^{※2} されているか否かを問わず、定着 ^{※1} または装備 ^{※2} することを前提に設計または製造されたものをいいます。 ^{※1} ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 ^{※2} 備品として備え付けられている状態をいいます。
復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用 [※] をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。なお、保険の対象の復旧に際して、損保ジャパンが、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による復旧費用が補修による復旧費用を超えると認めるときは、その部分品の復旧費用は補修による復旧費用とします。 [※] 実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。
復旧付随費用	復旧に付随して発生する次の費用をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・残存物取片づけ費用 ・原因調査費用 ・損害範囲確定費用 ・試運転費用 ・仮修理費用 ・賃借費用 ・仮設物設置費用 ・残業勤務などの費用 ・保険の対象以外の原状復旧費用
ほ 暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書その他の保険契約締結のために必要な損保ジャパンの定める書類をいい、電子媒体によるものを含みます。
保険証券	ご契約いただいた内容を証明するために、損保ジャパンが作成しご契約者に送付する書面をいいます。ただし、「安心更新サポート特約」により更新されたご契約の場合、保険証券の代わりに、保険契約継続証を送付します。 なお、保険証券（または保険契約継続証）の送付を不要とされた場合は、ご契約内容等はマイページからご確認ください。

5 補償内容

1. THE すまいの保険・THE 家財の保険の基本的な補償内容 (普通保険約款)

次の事故の区分によって保険の対象となる建物や家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

補償内容や保険金をお支払いできない場合など、詳しくは58ページ以降をご確認ください。

損害保険金

損害保険金	概要
火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合に補償します。
風災、 ^{ひょう} 雹災、雪災	風災、 ^{ひょう} 雹災、雪災によって保険の対象が損害を受けた場合に補償します。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が保険の対象の(協定)再調達価額の30%以上または床上浸水となる損害を受けた場合に補償します。
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の飛来等または建物内部での車両の衝突等によって保険の対象が損害を受けた場合に補償します。
漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水等によって保険の対象が損害を受けた場合に補償します。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。
騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾、集団行動または労働争議に伴う暴力行為等によって保険の対象が損害を受けた場合に補償します。
盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について盗取、損傷または汚損が生じた場合に損害保険金をお支払いします。
通貨等、預貯金証書等の盗難 (注) 家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難が生じた場合に補償します。
不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合に補償します。ただし、専用水道管が凍結により損壊した場合の損害は除きます。 (注) 他の損害保険金のお支払対象となる事故については、損害保険金の支払いの有無にかかわらず除きます。

ご契約前にご確認いただきたいこと

概要

お支払いする損害保険金

【建物】

損害の額^{※1} - 自己負担額^{※2} = 損害保険金

(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度)

※1 保険の対象の復旧費用のほか、復旧付随費用を含みます。なお、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きます。

※2 建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

(注1)全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。

なお、損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

(注2)水災支払方法縮小特約(縮小割合70%型)をセットされた場合の水災の支払い方法は、176ページをご確認ください。

【家財】

損害の額[※] - 自己負担額 = 損害保険金

(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度)

※ 保険の対象の復旧費用のほか、復旧付随費用を含みます。なお、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きます。

(注)水災支払方法縮小特約(縮小割合70%型)をセットされた場合の水災の支払い方法は、176ページをご確認ください。ただし、貴金属・稿本等については、この特約の規定を適用しません。

次のものは、以下を限度に補償します。

	保険の対象	事故の区分	限度額
①	貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

(注)②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

約款とは

用語のご説明

補償内容

保険の対象
(ご契約の対象)

保険料の
支払方法など

団体・
集団扱

共同
保険

ご契約時
にご注意
いただきたい
こと

ご契約後
にご注意
いただきたい
こと

地震
保険

費用保険金など

■ 地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって、保険の対象が次のいずれかに該当する損害を受けた場合に補償します。

- ・ 保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき
- ・ 保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物（共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室）が半焼以上となったとき、またはその家財が全焼となったとき

(注)地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合を除きます。

お支払いする費用保険金

保険金額×5%

■ 凍結水道管修理費用保険金

保険の対象に建物が含まれる場合は、建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合に補償します。ただし、パッキングのみに生じた損壊を除きます。

(注)保険の対象が家財のみの場合は補償されません。

お支払いする費用保険金

実費

(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度)

■ 臨時費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。

(注1)臨時費用保険金限定特約をセットされた場合は火災、落雷、破裂または爆発により損害保険金が支払われる場合にかぎりです。

(注2)水災支払方法縮小払特約をセットされた場合は水災で損害保険金が支払われる場合において、臨時費用保険金は支払われません。

お支払いする費用保険金

損害保険金×10%

(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%※のいずれか低い額が限度)

※ 保険金額×10%は損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。

■ 損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のために必要また有益な次のいずれかに該当する損害防止費用をお支払いします。

- ・ 消火薬剤等の再取得費用
- ・ 消火活動で損傷した物の修理費用または再取得費用（消火活動をした人の衣服なども含みます。）
- ・ 消火活動のために緊急的に手配した人員や器材にかかった費用（人身事故に関する費用、損害賠償金、謝礼に属する費用は除きます。）

(注)地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災の場合は対象外です。

お支払いする損害防止費用

支出した損害防止費用の実費



2. 主な特約の概要

補償内容や保険金をお支払いできない場合など、詳しくは91ページ以降をご確認ください。

自動セット : ご契約の内容により必ずセットされる特約

オプション : ご希望によりセットすることができる特約

重複注意

重複注意 マークが記載されている特約は、記名被保険者またはそのご家族がこれらの特約をセットした保険契約を既にご契約の場合は、同じ特約をセットすると補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

◆個人賠償責任包括契約特約

重複注意

オプション

アパートオーナーが共同住宅1棟全体を保険の対象として契約する場合などに、居住者の個人賠償責任を包括して補償します。

<保険金をお支払いする場合>

被保険者が、日本国内外において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせたりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害が生じた場合

- 被保険者の居住の用に供される住宅または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
- (注) 国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

<お支払いする特約保険金>

- 損害賠償金
(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額が限度)
 - 訴訟費用、弁護士費用 など*
- ※ 損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって費用をお支払いする場合があります。

◆家賃収入特約

オプション

他人に賃貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果被った、家賃収入の損失を補償します。

<保険金をお支払いする場合>

損害保険金のお支払対象となる事故*により、建物が損害を受けた結果、家賃収入に損失が生じた場合
※ 保険契約に建物電氣的・機械的事故特約がセットされている場合は、同特約によって損害保険金が支払われる場合を含みます。

<お支払いする特約保険金>

復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた家賃の損失額
(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額が限度)

オプション

◆事故対応等家主費用特約

他人に賃貸している住宅での物的損害を伴う死亡事故による家賃の損失や、その戸室を賃借可能な状態にするための費用、火葬や遺品整理等にかかる費用を補償します。

＜保険金をお支払いする場合＞

【家賃収入保険金】

賃貸住宅（借戸室）内で物的損害を伴う死亡事故（自殺・犯罪死・孤独死）が発見され、その死亡事故発生住宅（戸室）に空室期間・値引期間が発生したり、隣接戸室に物的損害が生じ、空室期間が発生したりしたことによって家賃の損失が生じた場合

(注)死亡事故発見日からその日を含めて90日以内に死亡事故発生住宅（戸室）の賃貸借契約が終了した場合にかぎります。

【死亡事故対応費用保険金】

賃貸住宅（借戸室）内で死亡事故（自殺、犯罪死、孤独死）が発見され、被保険者が原状回復費用または事故対応費用を負担した場合

(注)死亡事故発見日からその日を含めて180日以内に生じた費用にかぎります。

＜お支払いする特約保険金＞

【家賃収入保険金】

●空室期間が発生したことによる家賃の損失

家賃月額 × 賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間の月数

●値引期間が発生したことによる家賃の損失

値引額（月額）× 賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間の月数

(注)家賃収入特約から家賃収入保険金が支払われる場合は、家賃収入保険金の額を差し引きます。

【死亡事故対応費用保険金】

実費

(1回の事故につき、100万円が限度)

(注)見舞金・見舞品購入費用は、1回の事故につき、10万円が限度

オプション

重複注意

◆個人賠償責任特約

日常生活において、被保険者が偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。

＜保険金をお支払いする場合＞

被保険者が、日本国内外において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせたりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害が生じた場合

●被保険者の居住の用に供される住宅または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(注)国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

＜お支払いする特約保険金＞

●損害賠償金

(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額が限度)

●訴訟費用、弁護士費用 など*

※ 損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって費用をお支払いする場合があります。



ご契約前にご確認いただきたいこと

概要

約款とは

用語の説明

補償内容

保険の対象
(ご契約の対象)

保険料の
支払方法など

団体保・集団保

共同保険

ご契約時にご注意
いただきたいこと

ご契約後にご注意
いただきたいこと

地震保険

◆借家人賠償責任・修理費用特約

オプション

お客様の借りている戸室について発生した借家人賠償責任および修理費用を補償します。

<保険金をお支払いする場合>

【借家人賠償責任】

偶然な事故により、被保険者が借用している戸室が損壊し、被保険者が借用户室の貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合

【修理費用】

偶然な事故により、被保険者が借用している戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理した場合

(注)修理費用補償については、建物の主要構造部や借用户室居住者の共同の利用に供せられるものの修理費用を除きます。

<お支払いする特約保険金>

【借家人賠償責任】

●損害賠償金

(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額が限度)

●訴訟費用、弁護士費用 など*

※ 損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって費用をお支払いする場合があります。

【修理費用】

修理費用の額 - 3,000円 (自己負担額*)

(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額が限度)

※ 主契約の自己負担額に関係なく、修理費用の自己負担額は3,000円となります。

(注)借用している戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用は、1回の事故につき修理費用または10万円のうちいずれか低い額とします。

追加する特約

◆施設賠償責任特約

オプション

保険証券記載の建物の欠陥や、この建物における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<保険金をお支払いする場合>

被保険者が、日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害が生じた場合

●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設(昇降機を含みます。)に起因する偶然な事故

●被保険者の保険証券記載の施設における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故

(注)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

<お支払いする特約保険金>

●損害賠償金

(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額が限度)

●訴訟費用、弁護士費用 など*

※ 損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって費用をお支払いする場合があります。

◆ 弁護士費用特約

重複注意

オプション

日常生活で起こる被害事故や人格権侵害に関する紛争で、被保険者が相手方に法律上の損害賠償請求をする場合や、自動車等の対人加害事故における刑事事件の対応を行う場合に弁護士へ相談・依頼する費用等を補償します。

＜保険金をお支払いする場合＞

【紛争解決弁護士費用】

日本国内において保険期間中に発生した被害事故または人格権侵害を解決するために、被保険者が弁護士等に委任したことで弁護士費用および法律相談・書類作成費用等を負担した場合

【刑事弁護士費用】

日本国内において自動車を運転中等の対人事故により、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に刑事事件の対応を行うための弁護士費用※および法律相談費用等を負担した場合

※ 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴等された場合にかぎります。

＜お支払いする特約保険金＞

1回の事故につき、被保険者1名あたりのお支払いする保険金は次のとおりです。

【紛争解決弁護士費用】

●紛争解決弁護士費用保険金 300万円が限度

●紛争解決法律相談・書類作成費用保険金 10万円が限度

【刑事弁護士費用】

●刑事弁護士費用保険金 150万円が限度

●刑事法律相談費用保険金 10万円が限度

(注) 主契約の自己負担額に関係なく、本特約の自己負担額は0円となります。

追加する特約

◆ 携行品損害特約

重複注意

オプション

携行している身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に補償します。

＜保険金をお支払いする場合＞

日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合

(注) 限度額がある場合や補償対象外になるものがあります。

＜お支払いする特約保険金＞

損害の額 - 1万円（自己負担額※）

※ 主契約の自己負担額に関係なく、本特約の自己負担額は1万円となります。

(注1) 保険年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。

(注2) 盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、盗取された保険の対象が貴金属等以外の場合は再調達価額を、貴金属等の場合は時価額を限度とします。

(注3) 保険の対象が生活用の通貨等、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害の額の上限を5万円とします。



ご契約前にご確認いただきたいこと

概要

約款とは

用語の説明

補償内容

保険の対象
(ご契約の対象)

保険料の
支払方法など

団体扱・集団扱

共同保険

ご契約時にご注意
いただきたいこと

ご契約後にご注意
いただきたいこと

地震保険

◆類焼損害特約

重複注意

オプション

お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財の損害を補償します。

<保険金をお支払いする場合>

保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財に損害が生じた場合

(注)煙損害または臭気付着の損害を除きます。

<お支払いする特約保険金>

近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額

ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(保険年度ごとに1億円が限度)

◆建物電氣的・機械的事故特約

オプション

建物に付加された設備などについて、電氣的・機械的事故(ショート、アーク、スパーク、過電流、機械の内的要因による焼付けなど)により損害が生じた場合に補償します。

<保険金をお支払いする場合>

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合

<お支払いする特約保険金>

15ページ「お支払いする損害保険金」の算式により算出された建物の損害保険金^{※1}

16ページ「お支払いする費用保険金」の算式により算出された臨時費用保険金^{※2}

※1 自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。

※2 臨時費用保険金なしを選択された場合、または臨時費用保険金限定特約をセットされた場合は補償されません。

◆事故再発防止等費用特約

オプション

火災、落雷、破裂・爆発または盗難^{※1}の事故で損害保険金^{※2}をお支払いし、かつ、その事故の再発防止のために有益な費用を負担した場合には、その事故の再発防止策として「事故再発防止メニュー」をご利用いただけます。

専用デスクが「事故再発防止メニュー」の手配から費用のお支払いまで対応します。

※1 通貨等、預貯金証書等のみの盗難は含みません。

※2 火災、落雷、破裂・爆発または盗難^{※1}の事故による営業用什器・備品等損害特約および商品・製品等損害特約の保険金を含みます。

<お支払いする特約保険金>

事故の再発防止等のために被保険者が事故発生の日から180日以内に負担した有益な費用

(1回の事故につき、20万円を限度に26ページ【別表1】に掲げる費用をお支払いします。)

追加する特約

◆太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約

オプション

太陽光発電システムが事故により損害を受けた結果被った売電収入の損失に加え、自宅で電力を消費することができなくなったことによって発生する電気代相当額を補償します。

また、住宅内のネットワーク構成機器・設備がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等や個人情報漏えい事故の発生に伴い費用を負担した場合には保険金をお支払いします。

＜保険金をお支払いする場合＞

【発電利益保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故※により、保険の対象である太陽光発電システムが損害を受けた結果、発電利益に損失が生じた場合

※ 建物電氣的・機械的事故特約がセットされている場合は、電氣的事故または機械的事故を含みます。

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

保険の対象である建物内の生活用のネットワーク構成機器・設備（コンピュータ、周辺機器、家電製品、設備・装置、通信用回線設備、携帯式通信機器など）がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等または個人情報の漏えいに伴い、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が費用を負担した場合

＜お支払いする特約保険金＞

【発電利益保険金】

復旧期間内（約定復旧期間を限度）に生じた発電利益の損失額（1回の事故につき、発電利益補償の保険金額が限度）

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

実費

（1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度に26ページ【別表2】に掲げる費用をお支払いします。）

◆地震危険等上乘せ特約

オプション

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失の損害が生じた場合に、地震保険金額とあわせて、最大で火災保険金額の100%まで補償します。

＜保険金をお支払いする場合＞

保険証券記載のこの特約の保険の対象について、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失の損害が生じ、地震保険金が支払われる場合

＜お支払いする特約保険金＞

地震保険金と同額

ただし、次のいずれかに該当する場合はそれぞれの算式によって算出した額とします。

①【保険の対象が建物】

地震保険金の額 + この特約の保険金の額 > 建物の協定再調達価額 のとき

建物の協定再調達価額 - 地震保険金の額 = お支払いする保険金の額

②【保険の対象が家財】

地震保険金の額 + この特約の保険金の額 > 家財※の再調達価額 のとき

家財※の再調達価額 - 地震保険金の額 = お支払いする保険金の額

※ 貴金属等は含みません。



ご契約前にご確認いただきたいこと

概要

約款とは

用語のご説明

補償内容

保険の対象
(ご契約の対象)

保険料の
支払方法など

団体保・集団保

共同保険

ご契約時にご注意
いただきたいこと

ご契約後にご注意
いただきたいこと

地震保険

◆地震火災特約（地震火災30プラン）

オプション

地震等を原因とする火災の損害が生じた場合に、地震保険金・地震火災費用保険金とあわせて、最大で火災保険金額の80%まで補償します。

<保険金をお支払いする場合>

地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険証券記載の建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合

ただし、地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合を除きます。

<お支払いする特約保険金>

保険金額 × 25%

（地震火災費用保険金（火災保険金額×5%）と合算で、火災保険金額×30%）

（注1）保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。

（注2）保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属等は含みません。

◆地震火災特約（地震火災50プラン）

オプション

地震等を原因とする火災の損害が生じた場合に、地震保険金・地震火災費用保険金とあわせて、最大で火災保険金額の100%まで補償します。

<保険金をお支払いする場合>

地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険証券記載の建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合

ただし、地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合を除きます。

<お支払いする特約保険金>

保険金額 × 45%

（地震火災費用保険金（火災保険金額×5%）と合算で、火災保険金額×50%）

（注1）保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。

（注2）保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属等は含みません。

◆営業用什器・備品等損害特約

オプション

業務用の^{しゅう}什器・備品等の動産について、建物に収容されている間に生じた偶然な事故を補償します。

<保険金をお支払いする場合>

保険証券記載の店舗併用住宅建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）に収容されている間に、被保険者が所有する業務用の^{しゅう}什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合

<お支払いする特約保険金>

損害の額※ - 1万円（自己負担額）

保険証券記載の保険金額の2倍（復旧費用は保険金額）を限度にお支払いします。

※ 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用（復旧費用）のほか、復旧付随費用を含みます。

（注）盗難または不測かつ突発的な事故の場合の限度額は、26ページ【別表3】を参照してください。

追加する特約

オプション

◆商品・製品等損害特約

商品・製品等の動産について、建物に収容されている間に生じた偶然な事故を補償します。

＜保険金をお支払いする場合＞

保険証券記載の店舗併用住宅建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）に収容されている間に、被保険者が所有する商品・製品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合

＜お支払いする特約保険金＞

損害の額※ - 1万円（自己負担額）

保険証券記載の保険金額の2倍（復旧費用は保険金額）を限度にお支払いします。

※ 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用（復旧費用）のほか、復旧付随費用を含みます。

（注）盗難または不測かつ突発的な事故の場合の限度額は、26ページ【別表3】を参照してください。

自動セット

◆安心更新サポート特約

万が一の際にも補償が途切れないよう、ご契約を自動更新する機能がある特約です。一部のご契約を除き、自動セットされます。

自動セット

◆建てかえ費用特約

住宅について事故により70%以上の損害が生じた場合に、新築に建てかえる費用をお支払いする特約です。

建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には、この特約が自動セットされます。

＜保険金をお支払いする場合＞

【建てかえ費用保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金がお支払される場合で、次の条件をいずれも満たす場合

●損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること

●事故が生じた日からその日を含めて2年以内に、損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえ（買いかえを含む）が完了したこと

（注）建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。

【取りこわし費用保険金】

建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合

（注）次に該当する場合には、その旨の通知が必要です。

- 取りこわしを開始・完了した場合
- 損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合
- 損害を受けた建物の使用を開始した場合

＜お支払いする特約保険金＞

【建てかえ費用保険金】

被保険者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用－損害の額

（建物の保険金額 - 損害の額が限度）

【取りこわし費用保険金】

取りこわし費用の実費

（建物の保険金額の10%が限度）

追加する特約

自動セットされる特約



概

要

約款とは

用語の説明

補償内容

保険の対象
(ご契約の対象)

保険料の
支払方法など

団体扱・集団扱

共同保険

ご契約時にご注意
いただきたいこと

ご契約後にご注意
いただきたいこと

地震保険

◆住宅修理トラブル弁護士費用特約

自動セット

悪質な修理業者との住宅修理トラブル^{*}に関する紛争を解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用などをお支払いする特約です。保険の対象に建物が含まれているご契約にはこの特約が自動セットされます。

※ 保険証券記載の建物の修理、改築、増築等の契約（火災保険の保険金請求の代行・支援、建物の調査を行う業者との契約を含みます。）に関する紛争をいいます。

【弁護士費用保険金】

住宅修理トラブルに関する紛争について、被保険者が弁護士等への委任を行った場合

【法律相談・書類作成費用保険金】

住宅修理トラブルに関する紛争について、被保険者が法律相談・書類作成費用を負担した場合

＜お支払いする特約保険金＞

【弁護士費用保険金】

弁護士等への委任を行った場合に、被保険者が負担する費用（1回の事故につき、被保険者1名あたり300万円が限度）

【法律相談・書類作成費用保険金】

弁護士等に法律相談・書類作成を委託した場合に、被保険者が負担する費用

（1回の事故につき、被保険者1名あたり10万円が限度）

（注）お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が（弁護士費用保険金額300万円以内、法律相談・書類作成費用保険金10万円以内）の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

◆同居人居住時の被保険者に関する特約

自動セット

保険証券記載の建物に収容されている同居人^{*}の所有する家財に損害が生じた場合に補償します。

※ 保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、賃貸借契約上の借主または同居人の方にかぎります。

＜お支払いする特約保険金＞

15ページ「お支払いする損害保険金」に記載の算式により算出された損害保険金

（注）個人賠償責任特約、借家人賠償責任・修理費用特約、携行品損害特約、類焼損害特約もしくは事故再発防止等費用特約のときは、18、19、20、21ページ＜お支払いする特約保険金＞に記載の算式により算出された特約保険金

【別表1】事故再発防止等費用特約でお支払いする費用

保険の対象に生じた事故の再発防止のために支出した有益な以下の費用
 〈火災、破裂・爆発の事故〉①IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用 ②ガス台自動消火器の設置費用 ③据付型手動消火器の設置費用 ④家庭用スプリンクラーの設置費用 ⑤ガス漏れ検知器の設置費用 ⑥漏電遮断器の設置費用
 〈落雷事故〉避雷器の購入費用
 〈盗難事故〉①ホームセキュリティサービスの実施費用 ②防犯カギ、防犯ガラス・フィルム of 設置費用 ③防犯フェンス、防犯シャッターの設置費用 ④盗難防止コンサルティングサービスの利用費用 ⑤防犯カメラ・センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用
 〈火災、破裂・爆発の事故または盗難事故〉①防犯・防火金庫の設置費用 ②災害常備品の購入費用 ③植栽の設置費用 ④防犯・防火ガラスの設置費用 ⑤見廻りサービスの利用費用

【別表2】太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約<サイバーリスク費用>でお支払いする費用

社会通念上妥当な以下の費用
 ①情報機器等修理費用 ②情報漏えい対応費用（個人情報等を漏えいされた本人に対する見舞金については1名あたり1,000円、情報を漏えいされた法人に対する見舞品の購入・発送費用については1法人あたり3万円を限度とします。）
 ③データ復旧費用 ④事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用（写真撮影費用を含みます。） ⑤事故の原因調査および再現実験に要する費用（意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。）ならびに事故の再発防止策を実施する費用 ⑥事故の拡大の防止に努めるために要した費用 ⑦有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用
 (注)事故が生じなかったとしても発生する費用およびネットワーク構成機器・設備の納入者が法律上または契約上の責任を負うべき費用を除きます。また、漏えいした個人情報を不正使用されたことに伴い生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【別表3】営業用什器・備品等損害特約および商品・製品等損害特約の盗難または不測かつ突発的な事故の場合の補償限度額

- (1) 貴金属等の盗難または不測かつ突発的な事故の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
 - (2) (1)にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。
 - (3) (2)の損害は、商品・製品等損害特約のお支払い対象となりません。
- (注)盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、盗取された保険の対象が貴金属等以外の場合は復旧付随費用を除いた額は再調達価額を、貴金属等の場合は復旧付随費用を除いた額は時価額を限度とします。

6 保険の対象（ご契約の対象）

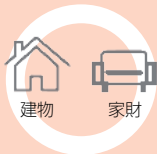
(1)個人用火災総合保険は、被保険者が所有し、日本国内にある専用住宅と併用住宅（住居および事業に併用される物件をいいます。）の、以下①②に掲げるものを保険の対象としてご契約いただくことができます。

①建物※	②家財
<ul style="list-style-type: none"> ●建物 ●建物の契約に含まれる主なもの <ul style="list-style-type: none"> ・門、塀、垣 ・車庫 	建物に収容されている家具や家電製品などの生活用の動産

※ 事業の用に供しない屋外設備・装置（擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。）は建物には含まませんが、事故発生時には建物の保険金額を限度に保険の対象として取り扱います。

(2)家財は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。

建物と家財の両方をご契約された場合



建物

家財

建物・家財いずれも
補償されます。

建物のみをご契約された場合



建物

家財

建物は補償されます。
家財は**補償されません**。

7 保険料の支払方法など

1. 保険料の支払方法・払込期日など

保険料については、次のような支払方法があります。お客さまのご希望にそった支払方法をご選択ください。

ただし、ご契約の内容によりご選択いただけない支払方法があります。

主な支払方法		払込期日	払込方法	
			分割払	一括払
□座振替	保険料を□座振替によりお支払いいただく方法です。	保険期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日※ ¹ （分割払の場合は、以降毎月※ ³ の振替日）	○	○
クレジットカード	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法※ ² です。	保険期間の初日の属する月の翌月末日（分割払の場合は、以降毎月※ ³ の末日）※ ⁴	○	○

主な支払方法		払込期日	払込方法	
			分割払	一括払
払込票	ご契約後、ご契約者に送付する払込票※5を、ゆうちょ銀行(郵便局)、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	保険期間の初日の属する月の翌月末日	×	○
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書※5で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	保険期間の初日の属する月の翌月末日(分割払の場合は、以降毎月の末日)	○※6	○

※1 原則26日(一部の金融機関は27日となる場合があります。)となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

※2 ご契約者が個人の場合は、ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードにかぎります。ご契約者が法人の場合は、原則としてご契約者と同一名義のクレジットカードとします。

ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきやマイページ等により、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

※3 ご契約期間が1年を超えるご契約の場合で、年払でご契約いただいたときは、ご契約期間の初日の属する月の翌月の毎年の応当月とします。

※4 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

※5 払込票、請求書は保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

※6 保険期間が2年以上の長期年払・長期月払は請求書払の対象外です。

(注1)それぞれの支払方法の詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2)団体扱・集団扱などのご契約は上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2. 保険料の不払い時の取扱い

払込猶予期間(保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日※の属する月の翌々月の末日までの期間)中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、保険期間の初日以降に発生した事故)に対

ご契約前にご確認いただきたいこと

概

要

約款とは

用語のご説明

補償内容

保険の対象

保険料の支払方法など

団体扱・集団扱

共同保険

ご契約時にご注意

ご契約後にご注意

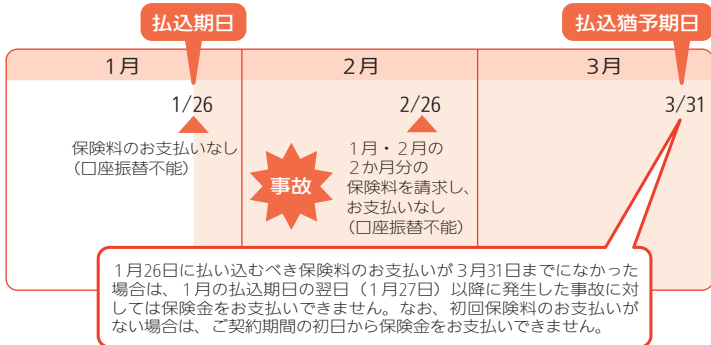
地震保険

しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただきますことがあります。

※「払込期日」については、「1. 保険料の支払方法・払込期日など」(27ページ)をご確認ください。

〈例〉払込猶予とご契約の関係(分割払契約の場合)



(注1) 保険料のお支払いがなかったことが故意による場合を除きます。故意による場合の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日になります。

(注2) 団体扱・集団扱などのご契約は上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8 団体扱・集団扱

団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、ご契約者および被保険者（補償を受けられる方）がそれぞれ次に該当する場合のみとなります。なお、ご契約後に次の表に該当しなくなった場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

	ご加入条件 (団体扱・集団扱の対象となる方)	ご注意 団体扱・集団扱の対象とならない方の例
申込人(ご契約者) 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。(ご家族などは対象外)	団体扱 団体（企業等）に勤務し、その団体から毎月給与の支払を受けている方（ご本人）* など	①団体からの給与の支払を受けていない方（ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など） ②団体に勤務していない方（ご家族、取引業者、受託事業者など） ③団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方（アルバイト・臨時雇の方など） ④【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】団体を退職された方* など
	集団扱 次のいずれかに該当する方 ①集団の構成員（役員・従業員を含みます。） ②集団を構成する集団の構成員（役員・従業員を含みます。） ③集団	①左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」 ②集団の構成員でない方（取引業者など） など
被保険者(補償を受けられる方) ご家族などの場合は、ご契約者との関係にご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ①ご契約者ご本人 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 ⑤ご契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族（ただし、①から④までに掲げることが保険の対象を共有または使用している場合にかぎりあります。） ⑥ご契約者の役員・従業員（集団扱の場合）	①別居の結婚しているお父さま ②別居の就職しているお父さま ③別居の扶養していないご父母 （左記⑤のただし書きに該当しない場合） など

※ 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

(注1) 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件のご確認のお願いをしています。

(注2) 債務者集団扱は上記の取扱いとは異なります。団体扱・集団扱・債務者集団扱のご加入条件の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9 取扱代理店が金融機関である場合

- (1)個人用火災総合保険は、損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払込済みの保険料の返済は保証されていません。
- (2)個人用火災総合保険のお申込みの有無が、その金融機関とお客さまとの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、個人用火災総合保険にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

10 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



1 告知義務と告知事項

(1)ご契約者または被保険者には、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項（「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。告知事項については、保険契約申込書等において★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

事実と異なる内容を告げた場合や事実を告げなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

告知事項

- ・保険の対象の所在地
- ・建物の構造・用途
- ・建物の所有関係（M構造の建物を保険の対象とする場合のみ告知事項です。）
- ・住居部分の有無
- ・面積（施設賠償責任特約をセットする場合のみ告知事項です。）
- ・用法
- ・建築年月（建物を保険の対象とする場合、地震保険の建築年割引を適用する場合、または施設賠償責任特約をセットする場合のみ告知事項です。）
- ・建物内の職作業（専用住宅の場合は告知不要です。）
- ・作業規模（専用住宅の場合は告知不要です。）
- ・居住戸室数（個人賠償責任包括契約特約、事故対応等家主費用特約をセットする場合のみ告知事項です。）
- ・施設または設備、業務遂行名称（施設賠償責任特約をセットする場合のみ告知事項です。）
- ・割増引（地震保険の免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引または建築年割引および個人用火災総合保険の公有物件割引、準公有物件割引または社会福祉施設物件割引を適用する場合のみ告知事項です。）
- ・他の保険契約等

(2)ご契約者または被保険者には、建物の評価に関する事項（建物の構造および建築時における新築価額）について、保険契約申込書等に事実を正確に記載していただく必要があります。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合は、お支払いする保険金が削減される場合がありますので、ご注意ください。

(3)類似の他の保険契約または共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

2 ご契約時にご注意いただきたいこと

(1)保険契約申込書等に記載されている建物の構造については、特に次の点についてご注意のうえ、ご確認ください。

・木造建物であっても、耐火建築物^{※1}、準耐火建築物^{※2}、省令準耐火建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。

※1 「耐火構造建築物」「主要構造部^{※3}が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準^{※4}に適合する構造の建物」を含みます。

※2 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

※3 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。

※4 2024（令和6）年4月1日改正前の建築基準法施行令においては第108

ご契約時にご注意いただきたいこと

概要

条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

- (2) 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。
- (3) ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、その契約は無効（ご契約の全ての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。）となります。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、損保ジャパンは、その返還を請求することができます。
- (4) ご契約者または被保険者（補償を受けられる方）の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約を締結した場合は、損保ジャパンは書面による通知をもって、その契約を取り消すことができます。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、損保ジャパンは、その返還を請求することができます。

約款とは

用語の説明

補償内容

3 評価基準・保険金支払基準

個人用火災総合保険の評価基準・保険金支払基準は、保険の対象ごとに異なります。

(注) 保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。

なお、損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

保険の対象
(ご契約の対象)

保険料の
支払方法など

団体扱・集団扱

共同保険

ご契約時にご注意
いただきたいこと

ご契約後にご注意
いただきたいこと

地震保険

評価基準・ 保険金支払基準	保険の 対象	評価基準・保険金支払基準
新価・実損払 (評価済)	建物	新価を基準 として保険金額を設定します。(10万円単位) 罹災時には、 協定再調達価額を基準 に、保険金をお支払いします。
新価・実損払 (罹災時再評価)	家財	新価を基準 として保険金額を設定します。(10万円単位) 罹災時には、 再調達価額を基準 に、保険金をお支払いします。
		貴金属等 時価額を基準 に、保険金をお支払いします。



1 通知義務と通知事項

ご契約者または被保険者には、通知事項に該当する変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務（通知義務）があります。通知事項については、保険契約申込書等において★印をつけていますので、変更の通知漏れがないよう十分ご注意ください。

通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただいた場合は、その変更の事実が発生した日からご契約内容を変更します*。

遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き（変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど）いただけない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご通知いただいた内容により、この保険のお引受けの対象外となる場合は、ご契約を解除させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※ ご契約の変更に伴い、保険料が追加または返還になる可能性があります。

通知事項

- ・建物の構造または用途を変更するとき
- ・保険の対象を他の場所に移転するとき
- ・上記のほか、「**告知義務と告知事項**」（32ページ）に記載の告知事項（他の保険契約等は除きます。）に変更があったとき

2 通知事項以外の変更を行う場合

ご契約後やご契約期間の途中に次のような通知事項以外の変更を行う場合*1*2は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、ご契約条件の変更手続き前（ご契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお支払いいただく前）に発生した事故については、保険金をお支払いできない場合や、変更前のご契約条件が適用される場合がありますのでご注意ください。

※1 ご契約の変更に伴い、保険料が追加または返還になる可能性があります。

※2 ご契約条件の変更日は、お申出日以降になりますのでご注意ください。

変更内容

- ・ご契約者または被保険者の住所、氏名が変更となる場合
- ・保険の対象を譲渡し、ご契約の継続を希望される場合
- ・保険の対象が建物で、建物の価額が増加または減少した場合
- ・上記以外の変更

上記項目のうち、特にご注意ください事項については、以下に記載していますので、ご確認ください。

通知事項以外の変更を行う場合に、特にご注意ください事項

1. 保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますのでご注意ください。

2. 保険の対象である建物の価額の増加または減少

次のいずれかに該当する事実が発生し、それにより保険の対象である建物の価額が増加または減少した場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金の一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ・保険の対象である建物の増築・改築または一部取りこわし

ご契約後にご注意いただきたいこと

概要

- ・保険の対象である建物の構造または用法の変更
- ・この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部減失

約款とは

3. 保険金額の見直し

保険期間中の物価の上昇や下落等により、ご契約いただいている保険金額が、保険の対象の価額よりも過大または過小となる場合があります。また、建物の増改築や一部とりこわし、構造・用途の変更によって、保険の対象の価額が保険金額と乖離する場合があります。

用語の説明

保険金額の見直しについては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

補償内容

3 契約継続ができない変更事項

前記「**1 通知義務と通知事項**」(34ページ)にかかわらず、ご契約後に通知事項について、次の「契約継続ができない変更事項」に該当する変更が生じた場合は、ご契約を継続することができません。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

契約継続ができない事項に該当した場合は、その変更が生じたとき以降に発生した事故については保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただきます。

契約継続ができない変更事項

- ・住居部分がなくなったとき
- ・日本国外に保険の対象が移転したとき

保険の対象

保険料の支払方法など

4 安心更新サポート特約

一部のご契約を除き、次のいずれかが自動セットされます。

(1) 安心更新サポート特約 (自動継続型)

保険期間が1年または保険の対象に建物を含む債務者集団扱契約^{*1}のいずれかに該当するご契約を対象とします。

この安心更新サポート特約(自動継続型)では、取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がなく、かつ、ご契約者から更新後契約のご契約内容についてお申出がなければ、通知締切日(満期日)の14日前に前年と同等条件^{*2}で自動的にご契約を更新し、保険契約継続証等を送付します。

なお、自動継続後であっても更新前契約の通知締切日(満期日)までに取扱代理店または損保ジャパンへお申し出いただければ、更新後契約の訂正および継続停止が可能です。自動継続を希望されない場合は、通知締切日(満期日)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(2) 安心更新サポート特約 (手続型)

債務者集団扱契約^{*1}を除く、保険期間が2～5年のご契約を対象とします。この安心更新サポート特約(手続型)では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日(満期日)までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がないかぎり、前年と同等条件^{*2}で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日(満期日)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

※1 集団扱特約(債務者集団扱・長期一括払以外)または集団扱特約(債務者集団扱・長期一括払)がセットされているご契約をいいます。

※2 更新(継続)後のご契約は、一部契約条件を変更させていただく場合があります。

ご契約時にご注意ください

ご契約後にご注意いただきたいこと

地震保険

5 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解約日はお申出日以降となり、日割での返還ではありません。

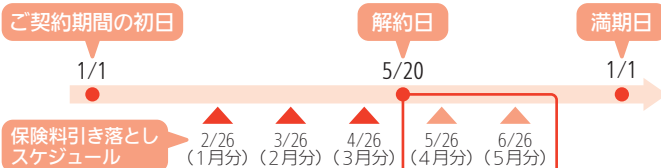
なお、解約を含むすべての変更において、計算単位ごとに、1の位を四捨五入して10円単位で返還・請求する保険料の額を計算します。ただし、5円未満の場合は10円とします。

⚠️ 解約後でも保険料を請求する場合があります。

お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合は、解約日以降に保険料が引き落としされることがあります。なお、この保険料が引き落としできない場合は、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。

〈例〉ご契約期間の初日が1月1日のご契約（口座振替）を5月20日に解約された場合

ご契約の解約日は5月20日ですが、口座振替の最終請求月は、原則、解約日までの補償に必要な保険料が引き落としされる月となります。よって、解約日以降の口座振替日に保険料が引き落とされる可能性があります。この場合、6月26日の引き落としが最終請求月となります。



⚠️ 次の特約をセットしている契約を解約した場合、特約の記名被保険者およびそのご家族等※に対する補償がなくなります。

解約されるご契約に次のいずれかの特約がセットされており、ご契約されている他の保険にこれらの特約をセットしていない場合は、他のご契約へ同等の特約を追加でセットする必要がないかご確認ください。

- ・個人賠償責任特約
- ・類焼損害特約
- ・携行品損害特約
- ・弁護士費用特約

※ 「ご家族等」とは、次の方をいいます。

- ① 記名被保険者の配偶者
- ② 記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
- ④ (THE 家財の保険にセットする場合) ①から③のいずれにも該当しない同居人。ただし、弁護士費用特約は対象外とします。

6 そのほかにご注意いただきたいこと

1. 保険金をお支払いした後のご契約

損害保険金のうち復旧付随費用を除いた額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。

ご契約が終了した場合は、払込方法によって、次のとおりの手続きが必要となりますので、ご注意ください。

保険期間	払込方法	保険料のお支払い・返還について
1年契約	分割払（月払）	保険金をお支払いする前に、未払込分の全額を一時にお支払いいただきます。
	一括払	既にお支払いいただいた保険料は返還しません。
長期契約	分割払（長期月払）	保険金をお支払いする前に、事故年度の未払込分の全額を一時にお支払いいただきます。
	分割払（長期年払）	事故年度の、既にお支払いいただいた保険料は返還しません。
	長期一括払	事故年度以降の期間に対応する保険料を返還します。

2. ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務がご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

3. 保険金または損害賠償額の代理請求

被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として保険金または損害賠償額を請求できることがあります。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 保険料の改定があった場合

ご契約期間中に、損保ジャパンにおいて保険料の改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約期間の初日時点における保険料率を適用しますので、保険料は変更しません。

また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

5. 「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金などのお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。

火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保

険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

6. 重大事由による解除

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- (1) 保険契約者または被保険者が損保ジャパンに保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

7 事故が起こった場合

1. ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

万が一、事故が起こった場合は、消防へのご連絡等、損害の発生および拡大の防止を行ってください。また、盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出てください。また、消防・警察署へ事故の連絡をするとともに、次の事項を取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

- (1) 証券番号
- (2) 事故にあわれた方の氏名、住所、電話番号
- (3) 事故が起きた日時、場所
- (4) 事故の原因、状況
- (5) 他の保険契約等の有無

上記の事項について、ただちにご連絡いただけなかったことによって損保ジャパンに生じた損害については、保険金のお支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

(注)「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

2. 必ず事前に損保ジャパンまでご相談ください。

■ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全に必要な手続きをしてください。訴訟を提起される場合は、損保ジャパンまでご通知ください。

■ 賠償責任を補償するご契約の場合

- ・ 賠償事故等にかかわる示談については、必ず損保ジャパンと相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払できないことがありますので、ご注意ください。また、相手の方から訴訟を提起された場合は、損保ジャパンまでご通知ください。
- ・ 賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

<示談交渉サービスについて>

日本国内における個人賠償責任に関する事故については、損保ジャパンが

ご契約後にご注意いただきたいこと

示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

(注1) 示談交渉サービスのご利用にあたっては被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方) および被害者の方の同意が必要となります。

(注2) 個人賠償責任特約および個人賠償責任包括契約特約の補償の対象となる事故にかぎりです。

3. 保険金の請求時効について

保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、保険金請求権の発生時期の翌日から起算します。

4. 保険金のお支払時期について

保険金請求のご連絡をいただいた場合は、原則として保険金請求のお手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。ただし、確認に必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。

5. 保険金のご請求にあたって

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
(1)	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
(2)	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、警察署の盗難届出証明書 など
(3)	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物、家財、什器・備品等に関する事故、他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
(4)	保険の対象であることが確認できる書類	建物登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 など
(5)	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など
(6)	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 [*] 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など

概

要

約款とは

用語のご説明

補償内容

保険の対象(契約の対象)

保険料の支払方法など

団体保・集団保

共同保険

ご契約時にご注意いただきたいこと

ご契約後にご注意いただきたいこと

地震保険

(7)	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
(8)	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
(9)	遅滞なく事故のご通知がいただけなかった場合に、その理由と事故の発生が確認できる書類	事故連絡遅延理由書、その事故による損害の発生が確認できる写真 など

※ 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

6. 賠償責任の被害者に対する先取特権

個人賠償責任特約等において、所定の要件を満たす場合は、被害者には他の債権者に優先して、損保ジャパンに対して損害賠償額を請求することができる権利（先取特権）があります。

7. 保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身のご存命であるにもかかわらず、保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者の配偶者※1※2や、配偶者※1※2がいらっしゃらないときは3親等内のご親族※1など、代理請求人として保険金を請求することができます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

※1 同居または生計を共にしている場合にかぎります。

※2 内縁の相手方および同性パートナーは含みません。

1 地震保険の内容

1. 地震保険の対象

(1)対象となるもの（保険の対象）

- ・居住用建物（住居のみに使用されている建物および併用住宅）
- ・居住用建物に収容されている家財（生活用動産）

(2)対象とならない家財※

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・貴金属、宝石、書画等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

※ セットでご契約いただく個人用火災総合保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

(注)建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合は、建物に収容されている家財に損害が生じても、保険金は支払われません。

2. 地震保険の補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険のご契約金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全 損のとき	建物の地震保険金額の100% [時価額限度]
	大半損のとき	建物の地震保険金額の60% [時価額の60%限度]
	小半損のとき	建物の地震保険金額の30% [時価額の30%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5% [時価額の5%限度]
家財	全 損のとき	家財の地震保険金額の100% [時価額限度]
	大半損のとき	家財の地震保険金額の60% [時価額の60%限度]
	小半損のとき	家財の地震保険金額の30% [時価額の30%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5% [時価額の5%限度]

(注1)損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

(注2)地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合は、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部（主要構造部については、後記2 損害の認定基準をご参照ください。）に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみにも損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合は、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、取扱代理店または損保ジャパンにその旨ご相談ください。

(注)損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」については、後記
2 損害の認定基準をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合は、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{全損、大半損、小半損または一部損の算出保険金}}{\text{算出保険金総額}} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出保険金総額}} \quad (2026年3月現在)$$

<ご参考>

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

(注)72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれを一括して1回の地震等とみなします。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

2 損害の認定基準

前記**1** 2. の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」※1※2にしたがって、次のとおり行います。

- ※1 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。
- ※2 地震発生時点の基準が適用されます。

1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

	認定の基準(①②または③)		
損害の程度	①主要構造部※(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	——
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	——
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	——
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	——	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、その建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき

※ 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保

する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

(注)地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

①木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表1-1、枠組壁工法：表1-2）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合は、第二次査定を実施することがあります。

②非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合は、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4）から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

③区分所有建物の専有部分

区分所有建物の専有部分を個別に損害認定する場合は、専有部分に建物全体の被害（傾斜）が生じていれば、傾斜による損害認定基準表（表3-1）から損害割合を求めます。そのうえで、専有部分を構成している「内壁、床、天井」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表（表3-2）から損害割合を求め、それぞれの損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(2)津波による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合は、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準（表4）を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(3)「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合は、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準（表5）を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財全体の損害額の80%以上
大半損	家財の損害額が家財全体の損害額の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財全体の損害額の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財全体の損害額の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤寝具・衣類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

（注）区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取扱い

- ①建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合は、個別に認定を行います。
- ②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに認定を行います。

【地震保険損害認定基準表（抜粋）】

（表1-1）木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	損傷柱本数 全柱本数
		②～⑧(略)	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%を超える場合	全損			
	基礎	①5%以下	3	2	3	損傷布コンクリート長さ 外周布コンクリート長さ
		②～⑤(略)	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損			
	屋根	①10%以下	2	1	1	屋根の葺替え面積 全屋根面積
		②～④(略)	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	損傷外壁面積 全外壁面積
		②～⑤(略)	3～10	5～15	5～15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

（注1）建物の基礎全体が1/20（約3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

（注2）傾斜が1/20（約3°）以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

（注3）沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合 (%)	物理的損傷割合の求め方
主要構造部	外壁	①3%以下	2
		②~⑥(略)	4~39
		⑦25%を超える場合	全損
	内壁	①3%以下	3
		②~④(略)	5~35
		⑤15%を超える場合	全損
	基礎	①3%以下	1
		②~⑦(略)	2~10
		⑧35%を超える場合	全損
屋根	①3%以下	1	
	②~⑧(略)	2~9	
	⑨55%を超える場合	10	

物理的損傷割合の求め方:

- 外壁: $\frac{1 \text{ 階の損傷外壁水平長さ}}{1 \text{ 階の外周延べ長さ}}$
- 内壁: $\frac{1 \text{ 階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{1 \text{ 階の入隅全箇所数}}$
- 基礎: $\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
- 屋根: $\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$

(注) 建物の基礎全体が1/20(約3%)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合 (%)	
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①5cmを超え、10cm以下	3
		②~⑩(略)	5~45
		⑪100cmを超える場合	全損
	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下	3
		②~⑦(略)	5~40
		⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全損

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤ (略)	1～4
		⑥50%を超える場合	5
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩ (略)	1～11
		⑪50%を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪ (略)	3～25
		⑫50%を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある 鉄筋の曲がり、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪ (略)	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

(注1) すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除きます。)

(注2) 壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合は、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

(注3) ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含みます。）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含みます。）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合 (%)	
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超え、15cm以下	3
		②～⑤ (略)	10～40
		⑥40cmを超える場合	全損
	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下	3
		②～⑤ (略)	10～40
		⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合	全損

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、 かすかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④ (略)	2～4
		⑤50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨ (略)	2～12
		⑩50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、 目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩ (略)	3～23
		⑪50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、 破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨ (略)	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

(注1) 建物のすべての階に着目します。

(注2) 開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(注3) ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3-1) 区分所有建物の専有部分 専有部分全体の被害(傾斜)による損害認定基準表

被害の程度			損害割合(%)
専有部分の被害	傾斜	0.3/100(約0.2°)を超える場合	7

(表3-2) 区分所有建物の専有部分 専有部分を構成している部位に着目した損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)			損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方	
内壁	乾式	ひび割れ(A)	①5%以下	1	$\frac{\text{内壁損傷箇所数}}{\text{内壁の全長(m)}}$
			②~⑤略	2~9	
			⑥60%を超える場合	12	
		浮き・外れ(B)	①5%以下	1	
			②~⑤略	2~13	
			⑥60%を超える場合	18	
	湿式	ひび割れ(C)	①5%以下	1	
			②~⑤略	2~13	
			⑥60%を超える場合	18	
		浮き・外れ(D)	①5%以下	2	
			②~⑤略	4~21	
			⑥60%を超える場合	29	
床		①25%以下	1	$\frac{\text{床の損傷箇所数}}{\text{床仕上面積(m}^2\text{)}}$	
		②25%を超え50%以下	2		
		③50%を超える場合	3		
天井		①20%以下	1	$\frac{\text{天井の損傷箇所数}}{\text{天井仕上面積(m}^2\text{)}}$	
		②③略	2~3		
		④60%を超える場合	4		

(注1)内壁については、上記(A)~(D)のそれぞれの損害割合を算出し合算します。

(注2)損傷した内壁の壁長さ1mを損傷1箇所とします。

(注3)損傷した床および天井のそれぞれの仕上1㎡をそれぞれの損傷1箇所とします。

(注4)仕上とは、建築部位の表面を指します。

(表4) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅) 津波による損害の認定基準

損害の程度	津波による損害	
全損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合 または 地盤面から225cm以上の浸水を被った場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合 または 地盤面から145cm以上の浸水を被った場合
大半損	下記以外	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より160cm以上225cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm以上100cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より80cm以上145cm未満の浸水を被った場合
小半損	下記以外	115cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より45cmを超えて160cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より45cmを超えて80cm未満の浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき	

(注1) 津波以外による損害には適用されません。

(注2) 主要構造部に大きな損傷が生じている場合は、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表5) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾斜	最大沈下量
全損	1.7/100(約1°)を超える場合	30cmを超える場合
大半損	1.4/100(約0.8°)を超え、 1.7/100(約1°)以下の場合	20cmを超え、30cm以下の場合
小半損	0.9/100(約0.5°)を超え、 1.4/100(約0.8°)以下の場合	15cmを超え、20cm以下の場合
一部損	0.4/100(約0.2°)を超え、 0.9/100(約0.5°)以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

(注1) 「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

(注2) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈

下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

(注3)主要構造部に大きな損傷が生じている場合は、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

3 ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について

建物、家財ごとに、セットで契約する個人用火災総合保険の保険金額の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額を決めていただきます（1万円単位）。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。既に他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

2. 地震保険の保険期間について

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時※に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

※ ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、個人用火災総合保険と同時にご契約いただく場合は、個人用火災総合保険と同一の開始時刻となります。

3. セットで契約する個人用火災総合保険との関係

(1)地震保険は、個人用火災総合保険にセットしてお申込みください。
(2)セットで契約する個人用火災総合保険が保険期間（ご契約期間）の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。

4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがなくご確認ください。

(建物の構造)

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険度合いを勘案し、I構造とII構造※の2つに区分されています。セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます（I構造→火災保険の構造がM構造・T構造の場合、II構造→火災保険の構造がH構造の場合）。

※ 2010年1月改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合は、経過措置が適用されて保険料負担が軽減される場合があります。

(建物の所在地)

都道府県別に区分されています。

4 地震保険の割引制度

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引を適用します（地震保険の保険期間の開始日より適用できる割引・割引率が異なります。）。なお、保険期間の途中において後記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引を適用します。

1. 免震建築物割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関^{※1}により作成された書類^{※2}のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類（写）^{※3}
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^{※4}および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）

※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合は、その者を含みます。（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。）

※2 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。（「品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類」について、以下同様とします。）

- ※3 例えば以下の書類が対象となります。
- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
 - ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
 - ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

など

※4 「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合にかぎります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

割引率	50%
-----	-----

2. 耐震等級割引

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類（写）^{※1※2※3}
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^{※4}および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類（写）^{※2}
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す

適合証明書 (写)^{※3}

- ※1 例えば以下の書類が対象となります。
- 品確法に基づく建設住宅性能評価書 (写) または設計住宅性能評価書 (写)
 - 耐震性能評価書 (写)
 - 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)
 - 長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写) または「長期使用構造等である旨の確認書」(写)
 - 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)
 - 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類 (写)

など

- ※2 以下に該当する場合は、耐震等級割引 (新築は2級、増築・改築は1級) が適用されます。
- 「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
 - 「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合
- ※3 以下に該当する場合は、耐震等級割引 (2級) が適用されます。
- 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関 (「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者) に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類 (写) で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
- ※4 「住宅用家屋証明書」 (特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合にかぎります。) (写) および「認定長期優良住宅建築証明書」 (写) を含みます。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

3. 耐震診断割引

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法 (1981年6月1日施行) における耐震基準を満たす建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 (写) (耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)
 - 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準 (平成18年国土交通省告示第185号[※]) に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類 (写)
- ※ 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

割引率	10%
-----	-----

4. 建築年割引

対象建物が、1981年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合（いずれの書類も記載された建築年月等により1981年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等^{※1}が発行^{※2}する書類（写）
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住宅契約書（写）
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書（写）、または建物引渡証明書（写）

※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

※2 建築確認申請書（写）など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率	10%
-----	-----

割引適用上の注意

- ※1 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合は、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）が確認できる以下の(a)または(b)に該当する書類をご提出いただくことができます。ただし、「証券番号（契約を特定するための番号）」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期（これらを特定できる情報を含む。）」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社[※]」の記載のあるものにかぎり、
- (a) 保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、異動承認書（写）、満期案内書類（写）、または契約内容確認のお知らせ（写）
- (b) (a)の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類（写）または電子データ
- ※ 更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合は、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合にかぎり、
- ※2 1. にかかわらず、継続契約（前契約（損保ジャパンの契約^{※1}にかぎり、）の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類の適用を受けようとする場合^{※2}には、前記1. ～4. のただし書の資料の提出を省略することができます。
- ※1 旧損保ジャパンおよび旧日本興亜損保の契約を含み、住宅金融支援機構等の特約火災保険の契約は除きます。
- ※2 地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときにかぎり、
- ※3 前記1. ～4. の割引は重複して適用を受けることができません。

5 ご契約後にご注意いただきたいこと

1. ご契約後の契約内容の変更などの通知（通知義務等）

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

(1)建物の構造または用途を変更するとき（例：併用住宅が専用店舗に変わった

場合等)

- (2)引っ越し等により家財などを他の場所に移転するとき
また、ご契約者の住所が変更となるときや、建物などを売却・譲渡等するときも、取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

2. 重大事由による解除

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1)保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
(2)被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
(3)保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
(4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

6 事故が起こったときの手続き

地震保険で補償する事故が起こったときは、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。お手続きに際しては、保険金の請求書などの必要な書類のご提出をお願いします。

7 保険金をお支払いした後のご契約

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合は、このご契約の保険金額（ご契約金額）は減額することはありません。

8 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、後記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のでご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域 (2012年4月1日現在)



都 県	市 町 村
東 京	〈村〉 新島、神津島、三宅
神 奈 川	〈市〉 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 〈町村〉 高座郡＝寒川 中郡＝大磯、二宮 足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成 足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原
山 梨	〈市〉 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 〈町村〉 西八代郡＝市川三郷 南巨摩郡＝早川、身延、南部、富士川 中巨摩郡＝昭和 南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〈市〉 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 〈町村〉 諏訪郡＝下諏訪、富士見、原 上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田 下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	〈市〉 中津川
静 岡	全 域
愛 知	〈市〉 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 〈町村〉 愛知郡＝東郷 海部郡＝大治、蟹江、飛島 知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊 額田郡＝幸田 北設楽郡＝設楽、東栄

三 重	〈市〉 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 〈町村〉 桑名郡＝木曾岬 度会郡＝大紀、南伊勢 北牟婁郡＝紀北
-----	----------------------------------------------------------------

(注1) 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合は、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

(注2) 上記強化地域は、平成24年3月30日付け告示（内閣府告示第41号）に基づくものです。

なお、市町村名は2012年4月1日現在で表記しています。

【個人用火災総合保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合】

個人用火災総合保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、個人用火災総合保険の保険期間（ご契約期間）の中途から地震保険をご契約することもできますので、希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

普通保険約款 および 特約



約款をご覧いただくにあたってのご注意事項

■共通で使用されている用語については「普通保険約款および特約に共通する用語の定義」（58ページ）でご説明しております。

個人用火災総合保険普通保険約款

普通保険約款および特約に共通する用語の定義

<用語の定義（五十音順）>

普通保険約款および特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用語	定義
ア 屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
汚損	財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
カ 貴金属・稿本等	保険の対象である家財のうち、次のいずれかの物をいいます。 ア、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ、稿本、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
火災	損害の発生の可能性をいいます。

■特約で個別に使用されている用語については特約の冒頭<用語の定義>でご説明しております。

例

33 保険料一括払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

個人用火災総合保険普通保険約款

普通保険約款および特約に共通する用語の定義

<用語の定義（五十音順）>

普通保険約款および特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用 語	定 義
ア 屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
汚損	財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
カ 貴金属・稿本等	保険の対象である家財のうち、次のいずれかの物をいいます。 ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
給排水設備	給排水設備とは、水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、給湯設備、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト（屋根の積雪を熱で融かして排水する設備）等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。
協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当会社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーンをいいます。 （注）超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
骨とう	希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
サ 再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

サ	乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （注） 乗車券・航空券 定期券を除きます。
	証書	公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
	損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。 ア. ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 イ. 補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 ウ. 補償条項第1条(1)の事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合
タ	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の保険の対象について締結された補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）の損害または同条項第2条（費用保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
	通貨等	通貨および小切手をいいます。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
ハ	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
	被保険者以外の者が占有する戸室	被保険者以外の者が占有する室内のほか、空家、ベランダまたはルーフトバルコニー等の占有スペースを含みます。
	付属品	実際に定着（注1）または装備（注2）されているか否かを問わず、定着（注1）または装備（注2）することを前提に設計または製造されたものをいいます。 （注1） 定着 ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 （注2） 装備 備品として備え付けられている状態をいいます。
	復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
	復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用（注1）をいい、経年により劣化した部分の復旧費用（注2）を除きます。なお、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による復旧費用が補修による復旧費用を超えると認めるときは、その部分品の復旧費用は補修による復旧費用とします。 （注1） 保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用 実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。 （注2） 経年により劣化した部分の復旧費用 補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(3)②の損害を含みます。なお、損害が生じた部分の復旧のために必要と認められる場合は復旧費用に含まれます。

ハ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	損害保険金、臨時費用保険金、地震火災費用保険金または凍結水道管修理費用保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。ただし、保険の対象が家財である場合には、貴金属・稿本等の保険金額を除いた額を家財の保険金額とします。
	保険契約申込書等	保険契約申込書その他の保険契約締結のために必要な当会社の定める書類をいい、電子媒体によるものを含みます。
	保険証券	保険契約の成立の証として当社が交付する書面をいいます。ただし、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に保険証券を交付しないことについての合意がある場合は、契約内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を保険証券とみなします。
ヤ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。

第1章 補償条項

第1条 (損害保険金を支払う場合)

(1) 当社は、＜補償内容・損害保険金一覧表＞のうち、保険証券記載の損害保険金欄に「○」に従い支払います。「×」の記載がある損害保険金については、支払いません。

＜補償内容・損害保険金一覧表＞

事故の区分	損害保険金を支払う場合
① 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合
② 風災(注1)、雹災、雪災(注2)	風災(注1)、雹災または雪災(注2)(注3)によって保険の対象が損害(注4)を受けた場合
③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する損害を受けた場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、屋外設備・装置が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 (ア) 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注5)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
④ ア. 外部からの物体の落下、飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは③の事故による損害を除きます。
イ. 水濡れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注6)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。 ただし、②または③の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア) 給排水設備に生じた事故 (イ) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
ウ. 騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動(注7)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合
エ. 盗難	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損
オ. 通貨等、預貯金証書等の盗難	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(注8)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ウ)および(ク)に掲げる事実があったことを条件とします。 (ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人(注9)および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 (ウ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (ク) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (ケ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。
⑤ 不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故(注10)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。

損害保険金の支払額																																					
建 物	家 財 (注12)																																				
<p>A. 当社が保険金を支払うべき損害の額 (注11) は、下表のとおりとします。</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>損害の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A) 建物を復旧できない場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>協定再調達価額</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(B) (A)以外の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額。ただし、(4)の費用を除いた額は、建物の協定再調達価額を限度とします。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>復旧費用</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> <td>-</td> <td>復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	損害の額	(A) 建物を復旧できない場合	<table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>協定再調達価額</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	次の算式により算出した額	<table border="1"> <tr> <td>協定再調達価額</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> </tr> </table>	協定再調達価額	+	(4)の費用	(B) (A)以外の場合	<table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額。ただし、(4)の費用を除いた額は、建物の協定再調達価額を限度とします。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>復旧費用</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> <td>-</td> <td>復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	次の算式により算出した額。ただし、(4)の費用を除いた額は、建物の協定再調達価額を限度とします。	<table border="1"> <tr> <td>復旧費用</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> <td>-</td> <td>復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table>	復旧費用	+	(4)の費用	-	復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	<p>A. 当社が保険金を支払うべき損害の額 (注11) は、次のとおり定めます。</p> <p>(A) 次の算式により算出した額とします。ただし、(4)の費用を除いた額は、家財の再調達価額を限度とします。</p> <table border="1"> <tr> <td>復旧費用</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> <td>-</td> <td>復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> <td>=</td> <td>損害の額</td> </tr> </table> <p>(B) (A)の規定において、貴金属・稿本等の場合は、その時価額によって定め、家財の再調達価額を貴金属・稿本等の時価額と読み替えます。</p> <p>(C) (A)および(4)にかかわらず、印紙および切手の場合は、その料額によって定めます。</p> <p>B. 当社が支払う損害保険金の額は、次のとおり定めます。</p> <p>(A) 家財の保険金額の2倍を限度として、次の算式により算出した額とします。ただし、(4)の費用を除いた額は、家財の保険金額を限度とします。</p> <table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>-</td> <td>保険証券記載の自己負担額</td> <td>=</td> <td>損害保険金</td> </tr> </table> <p>(B) (A)の規定において、貴金属・稿本等の場合は、家財の保険金額を貴金属・稿本等の保険金額に読み替えます。</p> <p>(C) (A)の算式において、貴金属・稿本等の盗難または不測かつ突発的な事故の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属・稿本等の保険金額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>(D) (A)から(C)までにかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害の額を支払います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	復旧費用	+	(4)の費用	-	復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害の額	損害の額	-	保険証券記載の自己負担額	=	損害保険金	事故の種類	限度額	通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
区 分	損害の額																																				
(A) 建物を復旧できない場合	<table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>協定再調達価額</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	次の算式により算出した額	<table border="1"> <tr> <td>協定再調達価額</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> </tr> </table>	協定再調達価額	+	(4)の費用																															
次の算式により算出した額																																					
<table border="1"> <tr> <td>協定再調達価額</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> </tr> </table>	協定再調達価額	+	(4)の費用																																		
協定再調達価額	+	(4)の費用																																			
(B) (A)以外の場合	<table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額。ただし、(4)の費用を除いた額は、建物の協定再調達価額を限度とします。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>復旧費用</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> <td>-</td> <td>復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	次の算式により算出した額。ただし、(4)の費用を除いた額は、建物の協定再調達価額を限度とします。	<table border="1"> <tr> <td>復旧費用</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> <td>-</td> <td>復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table>	復旧費用	+	(4)の費用	-	復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額																													
次の算式により算出した額。ただし、(4)の費用を除いた額は、建物の協定再調達価額を限度とします。																																					
<table border="1"> <tr> <td>復旧費用</td> <td>+</td> <td>(4)の費用</td> <td>-</td> <td>復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table>	復旧費用	+	(4)の費用	-	復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額																																
復旧費用	+	(4)の費用	-	復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額																																	
復旧費用	+	(4)の費用	-	復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害の額																															
損害の額	-	保険証券記載の自己負担額	=	損害保険金																																	
事故の種類	限度額																																				
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円																																				
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額																																				
<p>B. 当社が支払う損害保険金の額は、建物の保険金額の2倍を限度として、下表のとおりとします。ただし、(4)の費用を除いた額は、建物の保険金額を限度とします。</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>損害保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A) 建物を復旧できない場合または建物の損害の額から(4)の費用を除いた額が協定再調達価額に達した場合</td> <td>損害の額</td> </tr> <tr> <td>(B) (A)以外の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>-</td> <td>保険証券記載の自己負担額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	損害保険金	(A) 建物を復旧できない場合または建物の損害の額から(4)の費用を除いた額が協定再調達価額に達した場合	損害の額	(B) (A)以外の場合	<table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>-</td> <td>保険証券記載の自己負担額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	次の算式により算出した額	<table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>-</td> <td>保険証券記載の自己負担額</td> </tr> </table>	損害の額	-	保険証券記載の自己負担額																										
区 分	損害保険金																																				
(A) 建物を復旧できない場合または建物の損害の額から(4)の費用を除いた額が協定再調達価額に達した場合	損害の額																																				
(B) (A)以外の場合	<table border="1"> <tr> <td>次の算式により算出した額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>-</td> <td>保険証券記載の自己負担額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	次の算式により算出した額	<table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>-</td> <td>保険証券記載の自己負担額</td> </tr> </table>	損害の額	-	保険証券記載の自己負担額																															
次の算式により算出した額																																					
<table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>-</td> <td>保険証券記載の自己負担額</td> </tr> </table>	損害の額	-	保険証券記載の自己負担額																																		
損害の額	-	保険証券記載の自己負担額																																			
<p>C. 建物のみが保険の対象である場合は、④オ.の通貨等、預貯金証書等の盗難は補償されません。</p>																																					

(2) 保険の対象が建物である場合において、第4条（保険の対象の範囲）(5)②または(10)①の規定により保険金を支払うときは、次に従います。

- ① 当社が保険金を支払うべき損害の額は、建物の再調達価額によって定めた額に(4)の費用を加えた額とします。
- ② 当社が支払う損害保険金の額は、建物の保険金額の2倍を限度として、次のとおり定めます。ただし、建物の損害の額から保険証券記載の自己負担額および(4)の費用を除いた額は、建物の保険金額を限度とします。また、建物の損害の額から(4)の費用を除いた額が再調達価額に達した場合は、損害の額から自己負担額を差し引きません。
- ア. 保険金額が、建物の再調達価額の80%に相当する額以上の場合は、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{損害保険金}}$$

イ. ア. 以外の場合は、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} \times \frac{\boxed{\text{建物の保険金額}}}{\boxed{\text{再調達価額}} \times \boxed{80\%}} = \boxed{\text{損害保険金}}$$

(3) 保険の対象が建物である場合において、第4条（保険の対象の範囲）(5)①または(10)②の規定により損害保険金を支払うときは、(1)の規定の適用において、協定再調達価額を損害が生じた地および時における時価額（注13）とします。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができるときには、次の算式によって算出した額とします。ただし、損害の額から(4)の費用を除いた額は、時価額を限度とします。

$$\boxed{\text{復旧費用}} + \boxed{(4)の費用} - \boxed{\text{復旧によって時価額が増加した場合は、その増加額（注14）}} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

(4) (1)から(3)の損害の額には、下表の費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用を含みます。

費用の区分	費用の内容
① 残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
② 原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注15）
③ 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注15）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注16）を超える期間に対応する費用を除きます。
④ 試運転費用	損害が生じた保険の対象に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
⑤ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
⑥ 賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注17）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注17）を超えるものを除きます。
⑦ 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注18）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注17）
⑧ 残業勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
⑨ 保険の対象以外の原状復旧費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために損害の生じた保険の対象以外の物の移動または取りこわしを必要とする場合において、その物の移動費用、取りこわし費用、およびその移動した物または取りこわした物を移動または取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用

(5) 保険の対象が建物の場合は、被保険者が保険の対象である建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金を支払います。この場合において、被保険者は復旧が完了した旨を当社に通知するものとします。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、(5)の規定は適用しません。

- ① 基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)に規定する場合
- ② 再築または転居する場合
- ③ 法令による規制その他やむを得ないと認める事情がある場合

(7) 当社が承認した場合は、保険の対象である建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

(注1) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注2) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入

もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注3) 雪災(雪災の事故による損害)

雪災(注2)の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第6節第2条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第5節第1条(事故発生時の義務および損害防止費用)の規定に基づく義務を負うものとします。

(注4) 損害

風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(注19)が風災(注1)、雹災または雪災(注2)の事故によって破損することにともない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。

(注5) 床上浸水

居住の用に供する部分の床(注20)を超える浸水または地盤面(注21)より45cmを超える浸水をいいます。

(注6) 溢水

水が溢れることをいいます。

(注7) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第3条(保険金を支払わない場合)(2)①の暴動に至らないものをいいます。

(注8) 通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等

小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。

(注9) 小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注10) 不測かつ突発的な事故

①から④までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。

(注11) 損害の額

(1)④工、およびオ、に規定する盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。ただし、(4)の費用を除いた額は次の額を限度とします。

① 建物については協定再調達価額

② 貴金属・稿本等以外の家財については再調達価額

③ 貴金属・稿本等については時価額

(注12) 家財

家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときのみ保険金を支払います。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(注22)したときのみ保険金を支払います。

(注13) 損害が生じた地および時における時価額

保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。この場合における減価額は、適切な維持・管理がなされている建物(注23)は再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しない建物(注23)は使用による消耗または経過年数などに応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注14) 復旧によって時価額が増加した場合は、その増加額

適切な維持・管理がなされている建物(注23)は再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しない建物(注23)は使用による消耗または経過年数などに応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。なお、これらの限度は、損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。

(注15) 調査費用

被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費(注24)を除きます。

(注16) 復旧完了までの期間

保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(注17) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧完了までの期間(注16)を超える期間に対応する費用を除きます。

(注18) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

(注19) 建物または屋外設備・装置の外側の部分

建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注20) 居住の用に供する部分の床

畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注21) 地盤面

床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

- (注22) 枯死
その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。
- (注23) 建物
第4条（保険の対象の範囲）＜保険の対象一覧表＞①に掲げる物を含みます。
- (注24) 人件費
被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費をいいます。

第2条（費用保険金を支払う場合）

当社は、＜費用保険金一覧表＞のうち、保険証券記載の費用保険金欄に「○」の記載がある費用保険金について、＜費用保険金一覧表＞およびこの普通保険約款に従い支払います。（「×」の記載がある費用保険金については、支払いません。）

＜費用保険金一覧表＞

	費用の区分	費用保険金を支払う場合	費用保険金の支払額
①	臨時費用保険金	前条の損害保険金が支払われる場合	<p>ア. 当社は、前条の損害保険金に10%を乗じた額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%（注5）のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>イ. 当社は、ア.の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。</p>
②	地震火災費用保険金	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。</p> <p>ア. 保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき（注1）。</p> <p>イ. 保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物（注2）が半焼以上となったとき（注1）、またはその家財が全焼となったとき（注3）。</p>	<p>ア. 当社は、次の算式によって算出した額を支払います。</p> $\text{保険金額} \times \text{支払割合} = \text{地震火災費用保険金の額}$ <p style="text-align: right;">(注6) × (5%) = 地震火災費用保険金の額</p> <p>イ. ア.の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。</p>
③	凍結水道管修理費用保険金	<p>保険の対象である建物の専用水道管が凍結によって損壊（注4）を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共用部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、凍結水道管修理費用保険金は支払いません。</p>	<p>当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに「保険証券記載の限度額」を限度として、凍結により破損した水道管を修理するのに必要かつ有益な凍結水道管修理費用の額を支払います。なお、前条(4)に規定する費用を含みます。</p>

- (注1) 建物が半焼以上となったとき
建物の主要構造部の火災による損害の額から前条(4)の費用を除いた額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注2) その家財を収容する建物
共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室をいいます。
- (注3) 家財が全焼となったとき
家財の火災による損害の額から前条(4)の費用を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属・稿本等は含みません。
- (注4) 損壊
パッキングのみに生じた損壊を除きます。
- (注5) 保険金額×10%
損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。

(注6) 保険金額

保険の対象が家財である場合において、保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。この場合における再調達価額には貴金属・稿本等は含まれません。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ④ 保険の対象である家財の置き忘れ(注3)または紛失(注4)
 - ⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(注5)外にある間に生じた事故。ただし、敷地内(注6)に所在する宅配物(注7)、自転車および原動機付自転車(注8)に生じた事故を除きます。
 - ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(注9)に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の②に該当する場合であっても前条②の地震火災費用保険金については、保険金を支払います。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注10)もしくは核燃料物質(注10)によって汚染された物(注11)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害または費用(注12)に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注13)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似的損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
 - ④ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、^{ひょう}砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入(注14)。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分(注15)が第1条(損害保険金を支払う場合)(1)に規定する事故によって破損することにともない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入(注14)することによって生じた損害を除きます。
- (4) 当社は、保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注16)を負うべき損害(注17)に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注18)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(注19)に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、(1)から(5)までの規定のほか、発生原因がいかなる場合でも、次のいずれかに該当する損害に対しては、第1条(損害保険金を支払う場合)(1)⑤の不測かつ突発的な事故の損害保険金を支払いません。
 - ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
 - ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(注20)上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - ④ 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
 - ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑥ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
 - ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害
 - ⑧ 保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害を除きます。
 - ⑨ 楽器の弦(注21)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - ⑩ 楽器の音色または音質の変化
 - ⑪ 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害

- ⑫ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑬ 動物または植物について生じた損害
- ⑭ 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ⑮ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害
- (注1) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) その者(①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者)
①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 置き忘れ
保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
- (注4) 置き忘れ(注3)または紛失
置き忘れ(注3)または紛失後の盗難を含みます。
- (注5) 保険証券記載の建物
保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。
- (注6) 敷地内
保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
- (注7) 宅配物
荷受人に配達された荷物をいい、その荷物を保管する無人受け渡しシステムを備えた動産である宅配ボックス等を含みます。
- (注8) 自転車および原動機付自転車
自転車または原動機付自転車の付属品を含みます。
- (注9) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用
①から④までの事由によって発生した第1条(損害保険金を支払う場合)および前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生原因がいかなる場合でも第1条および前条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
- (注10) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注11) 核燃料物質(注10)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注12) 次のいずれかによって生じた損害または費用
第1条(損害保険金を支払う場合)(1)①から④までおよび前条に掲げる事故が生じた場合は、①から④までのいずれかに該当する損害にかぎりません。
- (注13) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗もしくは劣化または凍害(注22)もしくはボイラスケールを含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。
- (注14) 浸み込みまたは漏入
すが漏れ(注23)を含みます。
- (注15) 建物または屋外設備・装置の外側の部分
建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (注16) 契約上の責任
保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- (注17) 法律上または契約上の責任(注16)を負うべき損害
その保険の対象に生じた損害にかぎりません。
- (注18) 外観上の損傷または汚損
落書きを含みます。
- (注19) その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や屏のゆがみ等を含みます。
- (注20) 加工・修理等の作業
保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。
- (注21) 楽器の弦
ピアノ線を含みます。
- (注22) 凍害
浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。
- (注23) すが漏れ
融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、＜保険の対象一覧表＞のうち、保険証券記載の保険の対象欄に「○」の記載があるものとします。（「×」の記載があるものは、保険の対象には含まれません。）

ただし、区分所有建物の共用部分は、被保険者が所有するものであっても、保険証券記載の共用部分欄に保険の対象に含む旨の記載がないかぎり、保険の対象には含まれません。

＜保険の対象一覧表＞

	保険の対象	保険の対象に含まれるもの	保険の対象に含まれないもの
①	建物 (注1) (注2)	<p>保険の対象となる建物とは、被保険者が所有し、日本国内に所在する保険証券記載の建物をいい、次の物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、建物に含まれます。</p> <p>ア. 畳、建具その他これらに類する物 イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの エ. 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物</p>	
②	家財 (注3)	<p>ア. 保険の対象となる家財とは、日本国内に所在する保険証券記載の建物に収容されている被保険者が所有する家財をいいます。</p> <p>イ. 被保険者またはその配偶者の親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。</p> <p>ウ. 建物と家財の所有者が異なる場合において、①ア. からウ. までの物で被保険者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。</p>	<p>次の物は、家財に含まれません。</p> <p>ア. 自動車（注4）、船舶（注5）および航空機 イ. 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等（注6）その他これらに類する物（注7） ウ. 商品・製品等 エ. 業務用の什器・備品等 オ. テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物（注8）</p>

(2) 貴金属・稿本等が保険証券に明記されている場合は、貴金属・稿本等のうち、保険証券に明記された物のみ家財に含み、この普通保険約款の規定を適用します。

(3) 建物が保険の対象である場合は、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、協定再調達価額として協定し、保険証券に記載するものとします。

(4) 保険契約者または被保険者は、(3)の協定再調達価額を定めるに際し、当会社が保険の対象である建物の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(5) 保険の対象である建物の協定再調達価額を定めるに際し、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって当会社が保険の対象である建物の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として(3)の規定により定めるべき額と異なった協定再調達価額が定められた場合は、当会社は、下表の規定を適用して損害保険金を支払います。

区 分	適用する規定
① 保険の対象である建物の協定再調達価額が再調達価額を著しく超える場合	第1条（損害保険金を支払う場合）(3)
② ①以外の場合	第1条(2)

(6) (5)の場合において、既に第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の規定を適用して損害保険金を支払っていたときは、当会社は、同条(2)または(3)の規定を適用して算出した損害保険金との差額の返還を請求することができます。

(7) (5)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。

① (3)の協定再調達価額を定めるに際し、当会社が(5)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注9）

② 保険契約者または被保険者が、第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、保険の対象である建物の協定再調達価額を評価するために必要な事項について、書面等をもって訂正を当会社に申し出た場合

- (8) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象である建物の価額が増加または減少した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。
- ① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし
- ② この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失
- (9) (8)の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である建物の価額を再評価し、協定再調達価額を変更するものとします。
- (10) (8)の規定による手続きを怠った場合において、その事実が発生した時から(9)の規定による手続きが完了するまでの間に生じた損害については、下表の規定を適用して損害保険金を支払います。

区 分	適用する規定
① 保険の対象である建物の価額が増加した場合	第1条(損害保険金を支払う場合)(2)
② 保険の対象である建物の価額が減少し、協定再調達価額が建物の再調達価額を著しく超える場合	第1条(3)
③ ①および②以外の場合	第1条(1)

- (11) (10)①または②の場合において、既に第1条(損害保険金を支払う場合)(1)の規定を適用して損害保険金を支払っていたときは、当会社は、同条(2)または(3)の規定を適用して算出した損害保険金との差額の返還を請求することができます。

(注1) 建物(屋外設備・装置の取扱い)

敷地内に所在する屋外設備・装置のうち次のいずれにも該当しないものに、保険証券記載の損害保険金欄に「○」の記載がある損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう協定再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の建物の保険金額には、これらの価額を含みません。

- ① 門、塀、垣
② 事業の用に供するもの

(注2) 建物(区分所有建物の取扱い)

区分所有建物の専有部分である場合において、もっぱら被保険者が使用または管理する共用部分が、保険証券記載の損害保険金欄に「○」の記載がある損害を受け、その区分所有建物の居住者で構成される管理組合の規約にもとづき、被保険者に修復の義務が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。なお、この損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、その管理組合の承認を得なければなりません。この場合であっても、この普通保険約款にいう協定再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の建物の保険金額には、これらの価額を含みません。

(注3) 家財

物置、車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内(注10)に所在する宅配物(注11)、自転車および原動機付自転車(注12)は、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。

(注4) 自動車

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をい、原動機付自転車を含みません。

(注5) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注6) 乗車券等

定期券は保険の対象に含まれます。

(注7) 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等(注6)その他これらに類する物

家財が保険の対象である場合で、保険証券記載の損害保険金欄「盗難」に「○」の記載があるときにおいて、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(注13)に、第1条(損害保険金を支払う場合)(1)<補償内容・損害保険金一覧表>に掲げる④オ.の損害が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額には、これらの価額を含みません。

(注8) プログラム、データその他これらに類する物

OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象に含むものとします。

(注9) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを助めた場合を含みます。

(注10) 敷地内

保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、普通保険約款および特約に共通する用語の定義にかかわらず、囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地

とみなします。

(注11) 宅配物

荷受人に配達された荷物をいい、その荷物を保管する無人受け渡しシステムを備えた動産である宅配ボックス等を含みます。

(注12) 自転車および原動機付自転車

自転車または原動機付自転車の付属品を含みます。

(注13) 通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等

小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。

第5条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合は、協定再調達価額（注）の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第1条（損害保険金を支払う場合）および第2条（費用保険金を支払う場合）②の規定をおのおの別に適用します。この場合における家財には貴金属・稿本等は含みません。

(注) 協定再調達価額

家財の場合は再調達価額とします。

第6条（盗難品発見後の通知義務）

保険証券記載の損害保険金欄「盗難」に「○」の記載がある場合において、保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当社が第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が第1条（損害保険金を支払う場合）(1)④工. の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 保険の対象の全部または一部が盗取された場合に、当社が第1条（損害保険金を支払う場合）(1)④工. の損害保険金を支払ったときは、当社は、損害保険金の協定再調達価額（注1）に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、既に受け取った損害保険金に相当する額（注2）を当社に払い戻して、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注1) 協定再調達価額

家財の場合は再調達価額とします。

(注2) 既に受け取った損害保険金に相当する額

回収に要した費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第2章 基本条項

第1節 当会社の保険責任

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険契約者は、この保険契約に付帯される特約の規定に従い、この保険契約に定められた保険料を当社に払い込まなければなりません。

(注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第2節 保険契約の締結に係る保険契約者等の義務および契約内容の変更

第1条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害または費用が発生する前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第3節第3

条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または費用については適用しません。

(注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第2条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途もしくは建物内で行われる作業を変更したこと（注1）。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生したこと。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。

(4) (2)の解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害または費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または費用については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害または費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 作業を変更したこと

新たに作業を開始したときおよび作業を行わなくなったときを含みます。

(注2) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。

(注3) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（保険契約者の住所等変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第4条（保険金額の調整）

(1) 保険の対象が家財である場合において、保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。この場合における家財の価額には貴金属・稿本等は含みません。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、協定再調達価額または保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。この場合における家財の価額には貴金属・稿本等は含みません。

第5条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面等をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面等をもってその旨を当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(3) 当社が(2)の規定による承認をする場合は、第3節第6条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第6条（契約内容の変更）

(1) 保険契約者は、第1条（告知義務）から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面等をもってその旨を当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(2) 当社が(1)の請求を承認した場合は、その契約内容の変更を行います。

(3) (2)の場合において、当社が書面等を受領するまでの間に生じた損害または費用に対しては、

当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第3節 保険契約の解除、取消し、無効および失効

第1条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第2条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用については適用しません。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第3条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（保険契約の取消し）

(1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 損害または費用が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第5条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

(2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第6条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第4節 契約内容の変更等に伴う保険料の取扱い

第1条（保険料の取扱い・告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）

次のいずれかに該当する場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当社は、保険料の返還または追加保険料の請求について、それぞれ下表およびこの保険契約に付帯される特約の規定に定めるところにより取り扱います。

区 分	保険料の返還または追加保険料の請求方法
① 第2節第1条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合（注1）。ただし、同条(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除する場合は除きます。	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 第2節第2条（通知義務）(1)のいずれかの事実が生じた場合。ただし、同条(2)または(6)の規定により、当社がこの保険契約を解除する場合は除きます。	危険の減少または危険増加が生じた時以降の期間（注2）に対し、次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{保険期間月数（注4）}} \times \text{未経過月数（注3）}$
③ 第2節第6条（契約内容の変更）(1)の承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合	次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{保険期間月数（注4）}} \times \text{未経過月数（注3）}$

(注1) 第2節第1条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合
その事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないときを含みます。

(注2) 危険の減少または危険増加が生じた時以降の期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少または危険増加が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 未経過月数
変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。

区 分	未経過月数の取扱い
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 保険期間月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第2条（保険料の取扱い—解除の場合）

(1) 当社がこの保険契約を解除した場合または保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により算出された額を返還します。

$$\frac{\text{この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料}}{\text{保険期間月数（注2）}} \times \text{未経過月数（注1）}$$

(2) 保険契約者がこの保険契約を解除したことに伴い、当社が、この保険契約に付帯される特約の規定により保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第3節第1条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じません。

(注1) 未経過月数
1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。

(注2) 保険期間月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第3条（保険料の取扱い—取消しの場合）

第3節第4条（保険契約の取消し）(1)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合は、当社は、保険料を返還しません。

第4条（保険料の取扱い—無効の場合）

第3節第5条（保険契約の無効）(1)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。

第5条（保険料の取扱い—失効の場合）

第3節第6条（保険契約の失効）(1)の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当社は、次の算式により算出された額を返還します。

$$\frac{\text{この保険契約が失効となった日の契約内容に基づき計算した保険料}}{\text{保険期間月数（注2）}} \times \text{未経過月数（注1）}$$

(注1) 未経過月数
1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。

(注2) 保険期間月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）

- (1) 第2節第4条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合は、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第2節第4条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が協定再調定価額または保険金額の減額を請求した場合は、当社は、減額する保険金額に対して、第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③の規定により計算した保険料を返還します。

第5節 事故の発生時の義務等

第1条（事故発生時の義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことにより当社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	左記の義務を怠ったことにより当社が被った損害の額
④ 保険の対象が盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出ること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことにより当社が被った損害の額
⑦ ①から⑥までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当社が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

- (2) 保険の対象について損害または費用が生じた場合は、当社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類または証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合
- (4) (1)①の場合において、保険契約者または被保険者が、火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、この保険契約における保険金を支払わない場合に該当しないときは、当社は、次に掲げる費用にかぎり、これを負担します。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注3）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注4）
- (5) 補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)〈補償内容・損害保険金一覧表〉の損害保険金の支払額、同条項第5条（包括して契約した場合の保険金の支払額）および第6節第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定は、(4)の負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第6節第3条(1)の規定中「〈損害保険金の支払限度額〉に掲げる支払限度額」とあるのは「基本条項第5節第1条（事故発生時の義務および損害防止費用）(4)によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (6) (4)の場合において、当社は、(4)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。
- (注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(注3) 消火活動に使用したことにより損傷した物
消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注4) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第6節 保険金の請求等

第1条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権(注1)は、補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)の事故または同条項第2条(費用保険金を支払う場合)の費用が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 損害見積書

④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注3)のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注2)または②以外の親族(注3)のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注1) 保険金請求権

補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(5)の規定を適用する場合においても、保険金請求権は、同条の事故が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(注2) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注3) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第2条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注1） 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(5)の規定を適用する場合は、被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日または復旧の完了を当社に通知した日のいずれか遅い日をいいます。

（注2） 損害の額

再調達価額を含みます。

（注3） 下表に定める日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注4） 照会

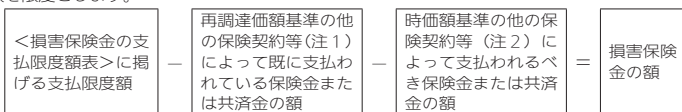
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注5） これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の損害に対して損害保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害保険金の種類ごとに＜損害保険金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。



<損害保険金の支払限度額表>

損害保険金の種類	支払限度額
① 補償条項第1条(1)①から③までの損害保険金および同条(1)④ア、からウ、までの損害保険金	損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額（注3）。ただし、他の保険契約等に、この保険契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
② 補償条項第1条(1)④工、の損害保険金および同条(1)⑤の損害保険金	貴金属・稿本等 1回の事故につき、次のうち最も低い額 ア、損害の額から保険証券記載の自己負担額（注4）を差し引いた額 イ、1個または1組ごとに100万円（注5） ウ、貴金属・稿本等の保険金額
	上記以外の物 損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額（注3）。ただし、他の保険契約等に、この保険契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
③ 補償条項第1条(1)④オ、の損害保険金	通貨等、印紙、切手または乗車券等 1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注6）または損害の額のいずれか低い額
	預貯金証書 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注7）または損害の額のいずれか低い額

- (2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

- (3) 補償条項第2条（費用保険金を支払う場合）①および同条③の費用に対して費用保険金を支

払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、費用保険金の種類ごとに「費用保険金の支払限度額表」に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

<費用保険金の支払限度額表>

	保険金の種類	支払限度額
ア	補償条項第2条①の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%（注8）のいずれか低い額（注9）
イ	補償条項第2条③の凍結水道管修理費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに凍結水道管修理費用の額。なお、補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）（4）に規定する費用を含みます。

(4) (3)の場合において、補償条項第2条（費用保険金を支払う場合）①の費用につき支払責任額を算出するにあたっては、同条項第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の額は、(1)の規定を適用して算出した額とします。

- (注1) 再調査価額基準の他の保険契約等
再調査価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。
- (注2) 時価額基準の他の保険契約等
時価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。
- (注3) 自己負担額を差し引いた額
保険の対象が建物の場合で、建物を復旧できないときまたは建物の損害の額から補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(4)の費用を除いた額が協定再調査価額に達したときは、自己負担額を差し引きません。
- (注4) 自己負担額
他の保険契約等に、この保険契約の自己負担額より低いものがあるときは、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
- (注5) 100万円
他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注6) 20万円
他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注7) 200万円
他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注8) 保険金額×10%
損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。
- (注9) 100万円または保険金額×10%（注8）のいずれか低い額
他の保険契約等に、限度額が100万円または保険金額×10%（注8）のいずれか低い額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 被保険者が取得した債権の額 </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 損害の額のうち保険金が支払われていない額 </div>

- (2) (1)の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) (1)の規定により、被保険者が借家人（注）に対して有する債権を、当社が取得した場合で、被保険者から反対の意思表示があったときは、当社は、これを行行使しないものとします。ただし、借家人（注）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、当社は、これを行行使します。
- (4) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならび

にそのために、当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 借家人

賃貸借契約または使用貸借契約に基づき建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第7節 その他

第1条 (時効)

保険金請求権は、保険金請求権発生時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第2条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させる場合は、第2節第5条(保険の対象の譲渡)(2)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面等をもってその旨を当社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第3条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、おのおのの保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第4条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) この普通保険約款に規定する損害保険金(注1)の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注2)の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

(注1) 損害保険金

補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)に規定する損害保険金の額から同条(4)の費用を除いた額とします。

(注2) 保険金額

保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。この場合における再調達価額には貴金属・稿本等は含みません。

第5条 (保険契約の継続)

保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書等に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面等をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第2節第1条(告知義務)の規定を適用します。

(注) 保険契約を継続しようとする場合

新たに保険契約申込書等を用いることなく、従前の保険契約と保険の対象、保険金額、補償内容が同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合は、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

第6条 (保険料率の適用)

この保険契約については、保険期間の初日に使用されている保険料率によるものとします。

第7条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第8条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物にかぎります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。

大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物にかぎります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

- 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物が損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - （注1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2） ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注3） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注4） 使用済燃料を含みます。
 - （注5） 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後が生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車（注）
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（注） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。
（注） 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車（注）
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（注） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
- ① 建物
$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$
 - ② 生活用動産
$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- (4) 当社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。
- (5) (2)から(4)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (3)の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
- ア. 建物
$$(2)①\text{に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$
- イ. 生活用動産
$$(2)②\text{に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- （注）(2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合にかぎりませす。
- (6) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合（注）によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
- （注） 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。
- (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
- ① 専有部分
$$5,000\text{万円またはは保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
 - ② 共用部分
$$5,000\text{万円またはは保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
 - ③ 生活用動産
$$1,000\text{万円またはは保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- (5) 当社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。
- (6) (3)から(5)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (4)の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
- ア. 専有部分および共用部分
- $$(3)①\text{に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
- イ. 生活用動産
- $$(3)②\text{に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- （注） (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超える場合にすぎません。
- (7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって

保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

- (1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（注） 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
（注） 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。（注） 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である専有部分もしくはは共用部分またはは保険の対象を収容する専有部分もしくはは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
- （注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象またはは保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象またはは保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象またはは保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくはは共用部分またはは保険の対象を収容する専有部分もしくはは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までには発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までには締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
- （注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は

効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社とのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
（注） 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（注） 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注） 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりです。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- （注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使すことができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族（注）法律上の配偶者にかぎります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了（注3）の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注1） 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2） 保険価額を含みます。
- （注3） 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了にかぎります。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1） 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2） 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3） 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- （注） 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
- （注） 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

(1) 当社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

(1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

(2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

（注）新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証をもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別 表

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15

1 か月まで	25
2 か月まで	35
3 か月まで	45
4 か月まで	55
5 か月まで	65
6 か月まで	70
7 か月まで	75
8 か月まで	80
9 か月まで	85
10 か月まで	90
11 か月まで	95
1 年まで	100

個人用火災総合保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が個人用火災総合保険の場合は、この特則が適用されます。

第1条（普通保険約款の適用除外）

当社は、普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)および第34条（保険契約の継続）(2)の規定を適用しません。

第2条（契約内容の変更等）

- 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条（通知義務）(1)以外の契約内容の変更をしようとするときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (1)の場合において、当社が書面を受領するまでの間に生じた損害に対しては、当社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条（通知義務）(1)の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注1）に対し、次の算式に従い計算した保険料を、請求または返還します。

$$\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注3）}}$$

- 保険契約者または被保険者が、前条(1)の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときも、当社は、(1)の規定に従い計算した保険料を、請求または返還します。

（注1） 危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（注2） 未経過月数

変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。

区 分	未経過月数の取扱い
①変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。
②変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3） 保険期間月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

第4条（保険料の返還一無効、失効または解除の場合）

- 普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）(3)および(4)ならびに第25条（保険料の返還一解除の場合）(1)の規定中「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により計算した保険料を返還します。」と読み替えます。
- 普通保険約款第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）(2)の規定中「保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。
- 普通保険約款第25条（保険料の返還一解除の場合）(2)の規定中「保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

第5条（保険料率の適用）

この保険契約については、保険期間の初日に使用されている保険料率によるものとします。

特 約

1 個人賠償責任包括契約特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注） 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注） ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
居住戸室	保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室（注）をいい、その戸室と同一敷地内の動産および不動産を含みます。 （注） 居住用の戸室 居住用の戸室の一部または戸室の全部を事務所に使用している場合を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 （注） 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
受託品	被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内外において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取（注1）または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 居住戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者のうち①から③までの被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故
（注1） 盗取
財物が受託品の場合にかぎります。
（注2） 日常生活
居住戸室以外の建物の所有、使用または管理を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合は、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合は保険金を支払います。
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶および車両（注5）または銃器（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 不動産

居住用室の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含み、居住のために使用される部分を除きます。また、事務所は、職務の用に供されるものとはみなしません。

(注5) 船舶および車両

次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
- ③ 身体障害者用の車（注7）および歩行補助車で、原動機を用いるもの
- ④ 移動用小型車および遠隔操作型小型車

(注6) 銃器

空気銃を除きます。

(注7) 身体障害者用の車

身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障害者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 自動車（注1）、原動機付自転車、船舶（注2）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品（注3）
 - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品（注3）
 - ③ 動物、植物等の生物
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書（注4）、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金証書（注5）、手形その他の有価証券その他これらに類する物
 - ⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
 - ⑦ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
 - ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・^{じゅう}器具等
 - ⑩ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
 - ⑪ 所持することが日本国の法令に違反する物
 - ⑫ 不動産（注6）
 - ⑬ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登山（注7）、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運

動

- ⑮ 受託した地および時における受託品の価額が1個もしくは1組または1対(注8)で100万円を超える物(注9)
- ⑯ その他下欄記載の物

- ・移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
- ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
- ・漁具

- (2) 当社は、受託品の損壊または盗取について、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
 - ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は保険金を支払います。
 - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
 - ④ 自然の消耗もしくは劣化(注10)、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、受託品の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故
 - ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
 - ⑦ 受託品の置き忘れ(注11)または紛失(注12)
 - ⑧ 詐欺または横領
 - (3) 当社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任
 - ② 直接であると間接であると問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(注13)
 - ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任
- (注1) 自動車
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をいい、被けん引自動車を含みます。また、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- (注2) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 付属品
実際に定着(注14)または装備(注15)されているか否かを問わず、定着(注14)または装備(注15)することを前提に設計、製造されたものをいいます。
- (注4) 証書
公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。なお、旅券および運転免許証を含みます。
- (注5) 預貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注6) 不動産
畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。
- (注7) 山岳登山用具
ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(注16)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注8) 1個もしくは1組または1対
付属品(注3)を含みます。
- (注9) 1個もしくは1組または1対(注8)で100万円を超える物
ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- (注10) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注11) 置き忘れ
保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
- (注12) 置き忘れ(注11)または紛失
置き忘れ(注11)または紛失後の盗難を含みます。
- (注13) 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任
収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。
- (注14) 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはず

せない状態をいいます。

- (注15) 装備
備品として備え付けられている状態をいいます。
- (注16) ロッククライミング
フリークライミングを含みます。

第4条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 居住用戸室に居住している者
 - ② 居住用戸室に居住している者の配偶者
 - ③ 居住用戸室に居住している者またはその配偶者の別居の未婚（注1）の子
 - ④ 居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない者
 - ⑤ 居住用戸室に居住している者が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない居住用戸室に居住している者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって居住用戸室に居住している者を監督する者（注2）。ただし、居住用戸室に居住している者に関する事故にかぎります。
 - ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- (2) (1)の居住用戸室に居住している者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (注1) 未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注2) 監督義務者に代わって居住用戸室に居住している者を監督する者
居住用戸室に居住している者の親族にかぎります。
- (注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
その責任無能力者の親族にかぎります。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名 称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	第8条(1)⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
④ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 示談交渉費用	次の費用 ア. 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ. 第10条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ. その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

第7条（保険金の支払額）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金については、次の算式により算出した額。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{前条①の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ② 前条②から⑥までの費用の合計額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額とします。

$$\boxed{\text{前条⑤または⑥の費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{前条①の損害賠償金}}} = \boxed{\text{前条⑤または⑥の費用に対する支払額}}$$

第8条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと思われる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと思われる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑦ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑧ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みません。

第9条（当会社による援助）

被保険者が日本国内において発生した事故（注）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

（注）日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第10条（当会社による解決）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注1）を行います。

① 被保険者が日本国内において発生した事故（注2）にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合(注3)または自己負担額を明らかに下回る場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
(注1) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き
弁護士の選任を含みます。
- (注2) 日本国内において発生した事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (注3) 保険金額を明らかに超える場合
保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 日本国内において発生した事故(注1)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) この特約において損害賠償額は、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	-------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時(注4)以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使できるものとし、また当社は、損害賠償請求権者に対して、(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。
 - ① (2)④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注1) 日本国内において発生した事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(注4) 保険金額を超えると認められる時
保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第12条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、

判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、④については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書
 - ⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑧ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑨ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めるもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第13条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が必要な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 下表に定める日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金（注）および同条②から⑥までの費用	-	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額	=	保険金の額
---------------------------------------	---	-------------------------	---	-------

(注) 第6条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第15条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 損害を証明する書類

④ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書

⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑦ その他当社が(5)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当社が交付する書面等において定めるもの

(2) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) (1)の請求について、当社は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うことを求めることができます。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合

② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(5) 当社は、第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から、第13条（保険金の支払時期）の規定を準用して損害賠償額を支払います。

(6) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (7) (6)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当社は、損害賠償額を支払いません。
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第16条（損害賠償請求権の行使期限）

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第17条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第9条（当社による援助）または第10条（当社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当社は、1回の事故につき、保険金額の範囲内（注1）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
- ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当社の名による供託
- ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

(2) (1)③により当社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

- ① 第7条（保険金の支払額）①ただし書
- ② 第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書
- ③ 第11条(7)ただし書

(4) (1)の供託金（注2）が第三者に選付された場合は、その選付された供託金（注2）の限度で、(1)の当社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 第12条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額の範囲内

同一の事故につき既に当社が支払った保険金または第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第18条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第6条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第19条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合にお

いて、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当社に移転します。

区 分	移転する債権の限度額
① 当社が損害の額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被保険者が取得した債権の額</div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">損害の額および費用のうち保険金が支払われていない額</div> </div>

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当社が行行使するにあたって、当社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第20条（重大事由による解除に関する特則）

この特約については、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）の規定のほか、次のとおり取り扱います。

① 当社は、被保険者が、普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

② 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③に規定する事由による解除、または①の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、同条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、同条項第3節第2条(1)③に規定する事由または①の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

③ 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③に規定する事由による解除、または①の規定による解除がなされた場合は、②の規定は、次のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。

ア. 同条項第3節第2条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用

イ. 同条項第3節第2条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の損害

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

2 家賃収入特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までには要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合は、推定復旧期間（注）を超えないものとします。また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。 （注） 推定復旧期間 保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
保険金	家賃収入保険金をいいます。
約定復旧期間	復旧期間を基準として、約定した期間をいいます。

家賃	<p>建物の賃貸料（注）で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められるかぎりにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。</p> <p>① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賄料</p> <p>（注） 賃貸料 区分して賃貸される建物の場合、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約の保険の対象が、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)＜補償内容・損害保険金一覧表＞のうち、保険証券記載の損害保険金欄に「○」の記載がある事故（注）によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、この特約に従い、家賃収入保険金を支払います。

（注） 損害保険金欄に「○」の記載がある事故

この保険契約に建物電氣的・機械的事故特約が付帯されている場合は、偶然な外来の事故に直接起因しない、同特約の保険の対象の電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故を含みます。

第2条（保険金支払の条件）

当会社は、保険の対象について生じた損害に対して、普通保険約款の規定により損害保険金が支払われるべき場合（注）にかぎり、前条の損失に対して、保険金を支払います。

（注） 損害保険金が支払われるべき場合

この保険契約に建物電氣的・機械的事故特約が付帯されている場合は、同特約の規定によって、損害保険金が支払われるべき場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、発生原因がいかなる場合でも、偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故によって生じた家賃の損失に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合およびこの保険契約に建物電氣的・機械的事故特約が付帯されている場合を除きます。

第4条（賃貸の不継続）

- 被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧した建物もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生時に遡^{さかのぼ}って効力を失います。
- (1)の規定は、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、適用しません。

第5条（保険価額）

この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

第6条（保険金の支払額）

- 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を保険金として支払います。
- 保険金額が保険価額よりも低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

（注） 復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

第7条（保険金の請求）

- 普通保険約款基本条項第6節第1条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、復旧期間（注）が終了した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
 - (1)の規定にかかわらず、復旧期間（注）が1か月を超えた場合において、被保険者が内払を請求するときは、毎月末に保険金請求権を行使用することができるものとします。
- （注） 復旧期間
 約定復旧期間を限度とします。

第8条（他の保険契約等）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 復旧期間
約定復旧期間を限度とします。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

3 事故対応等家主費用特約

<用語の定義 (五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
居住者	賃貸住宅に居住する者をいいます。
空室期間	賃貸借契約終了が発生したことにより、賃貸住宅またはその隣接戸室にかかわる家賃収入がない期間をいいます。
原状回復費用	第1条 (保険金を支払う場合) (2)①に定める原状回復費用をいいます。
孤独死	居住者が一人暮らし (注1) の場合において、その居住者が、誰にも看取られることなく、その居住者の賃貸住宅内で死亡することをいいます。 (注1) 一人暮らし 居住者が賃貸借契約書上1名のみであって、他に同居人 (注2) がないことをいいます。 (注2) 同居人 賃貸借契約書に記載されているか否かを問いません。
事故対応費用	第1条 (保険金を支払う場合) (2)②に定める事故対応費用をいいます。
死亡事故	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 自殺または犯罪死 (注1) ② 孤独死 (注2) (注1) 自殺または犯罪死 死に至る直接の原因が賃貸住宅内で発生し、その死亡が賃貸住宅の外で発見された場合においても、その死亡事故が賃貸住宅内で発生したものとみなします。ただし、賃貸住宅の外で発見された飛び降りによる自殺は、賃貸住宅内で発生したものとみなしません。 (注2) 孤独死 その孤独死を直接の原因として、賃貸住宅に物的損害が生じた場合にかぎりです。
重要事項等の説明	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 宅地建物取引業法 (昭和27年6月10日法律第176号) 第47条第1号に規定されている事項を告知すること。 ② 民法 (明治29年4月27日法律第89号) その他の法令に基づき、賃貸借契約の締結に当たり入居希望者に告知すべき事項を告知すること。
相続財産清算人選任申立費用	居住者が死亡した場合において、その相続人の存在または不存在が明らかでないとき (注1) に、相続財産清算人 (注2) の選任申立を裁判所に行うために被保険者が支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。 ① 収入印紙もしくは郵便切手の料金または申立添付書類の取得費用 ② 官報公告料 ③ 相続財産清算人 (注2) の報酬 (注3) (注1) その相続人の存在または不存在が明らかでないとき 相続人全員が相続を放棄し、相続する者がなくなった場合を含みます。 (注2) 相続財産清算人 相続財産管理人を含みます。 (注3) 相続財産清算人 (注2) の報酬 申立人が裁判所に納める必要がある場合にかぎりです。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃貸借契約終了	居住者またはその相続人が、死亡事故の発生した賃貸住宅または隣接戸室について、死亡事故の発見日における賃貸借契約を解約 (注) して、その賃貸住宅または隣接戸室の明渡しを完了することをいいます。 (注) 解約 賃貸借契約が満了して、更新がない場合を含みます。
賃貸住宅	保険の対象である建物のうち、居住者が賃借する戸室 (注) をいい、共用部分は含みません。居住者が一戸建ての建物を賃借する場合にはその賃借建物、付属建物およびその敷地を含みます。 (注) 居住者が賃借する戸室 バルコニー等の専用使用部分を含みます。

値引期間	賃貸借契約終了後の空室期間を短縮させるために、新たな入居者との賃貸借契約においてその賃貸住宅の家賃を値引きした期間をいいます。
犯罪死	殺人や過失致死など犯罪性のある原因により、人が死亡することをいいます。
物的損害	不測かつ突発的な事故による滅失、破損または汚損をいいます。
保険の対象	この特約における保険の対象は、普通保険約款補償条項第4条（保険の対象の範囲）(1)＜保険の対象一覧表＞①に規定する保険の対象をいいます。
家賃	建物の賃貸料（注）で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められるかぎりにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。 ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賄料 （注） 賃貸料 区分して賃貸される建物の場合は、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。
隣接戸室	死亡事故の発生した賃貸住宅と接触する壁面のある上下左右に存在する戸室をいいます。ただし、賃貸住宅で死亡事故が発生した時点において、その賃貸住宅の所有者が所有するものにかぎります。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険期間中に賃貸住宅内において死亡事故が発見され、死亡事故の発見日からその日を含めて90日（注1）以内に、死亡事故が発生した賃貸住宅の賃貸借契約終了が発生した場合に、賃貸住宅または隣接戸室に生じた下表の損失に対して、この特約に従い、家賃収入保険金を支払います。

区 分	損 失
① 賃貸住宅	ア. 空室期間が発生したことによる家賃の損失。ただし、賃貸借契約終了の日からその日を含めて30日以上空室期間が発生した場合にかぎります。 イ. 値引期間が発生したことによる家賃の損失。ただし、新たな入居者を募集する際にその入居希望者に対して死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合にかぎります。
② 隣接戸室	空室期間が発生したことによる家賃の損失。ただし、死亡事故により隣接戸室に物的損害が発生し、かつその隣接戸室について賃貸借契約終了の日からその日を含めて30日以上空室期間が発生した場合にかぎります。

- (2) 当社は、保険期間中に賃貸住宅内において死亡事故が発見されたことにより、被保険者が負担した下表の費用に対して、この特約に従い、死亡事故対応費用保険金を支払います。ただし、死亡事故の発見日からその日を含めて180日以内に生じた費用にかぎります。

区 分	費 用 の 内 容
① 原状回復費用	死亡事故が発生した賃貸住宅、その隣接戸室またはその賃貸住宅の居住者が使用する共用部分（注2）を、賃借可能な状態に修復、改装、清掃、消毒または脱臭等を行うために要する費用（注3）
② 事故対応費用	死亡事故に対応するために被保険者が支出を余儀なくされた次のいずれかに該当する費用 ア. 遺品整理費用 イ. 見舞金・見舞品購入費用（注4）。1事故につき10万円を限度とします。 ウ. 火葬費用または葬祭費用 エ. 相続財産清算人選任申立費用

（注1） 90日

賃貸借契約終了のために相続財産清算人（注5）が選任された場合は、730日とします。

（注2） その賃貸住宅の居住者が使用する共用部分

死亡事故と直接関連性のある共用部分にかぎります。

（注3） 賃借可能な状態に修復、改装、清掃、消毒または脱臭等を行うために要する費用
事故対応費用に充当する費用を除きます。

（注4） 見舞金・見舞品購入費用

慣習として支出した見舞金（注6）または見舞品の購入費用をいいます。

（注5） 相続財産清算人

相続財産管理人を含みます。

（注6） 見舞金

香典を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款補償条項第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた損害のほか、発生原因がつかない場合でも、賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内

で発生した死亡事故によって生じた損失または費用に対しても、家賃収入保険金および死亡事故対応費用保険金を支払いません。

- (2) 当社は、被保険者が、死亡事故による物的損害を受けた賃貸住宅もしくは隣接戸室の復旧またはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、家賃収入保険金を支払いません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、適用しません。

第3条（保険価額）

この特約の保険価額は、死亡事故の発見日における死亡事故が発生した賃貸住宅または隣接戸室の家賃月額とします。

第4条（保険金の支払額）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)および(2)の保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

区 分	保険金の支払額
<p>① 家賃収入保険金</p>	<p>ア. 当社が保険金を支払うべき損害の額は、次のとおり定めます。</p> <p>(ア) 空室期間が発生したことによる家賃の損失</p> $\left[\begin{array}{ l } \hline \text{死亡事故が発生した賃貸住宅またはその隣接戸室の死亡事故発見日における家賃月額} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{ l } \hline \text{賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間の月数（注1）} \\ \hline \end{array} \right] = \text{損害の額}$ <p>(イ) 値引期間が発生したことによる家賃の損失</p> $\left(\left[\begin{array}{ l } \hline \text{死亡事故が発生した賃貸住宅の死亡事故発見日における家賃月額} \\ \hline \end{array} \right] - \left[\begin{array}{ l } \hline \text{死亡事故が発生した賃貸住宅の値引き後の家賃月額} \\ \hline \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{ l } \hline \text{賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間の月数（注1）} \\ \hline \end{array} \right] = \text{損害の額}$ <p>イ. 当社の支払う保険金の額は、次のとおり定めます。</p> <p>(ア) 次の算式により算出した額とします。</p> $\left[\begin{array}{ l } \hline \text{損害の額} \\ \hline \end{array} \right] \times \frac{\text{保険証券記載の家賃月額（注2）}}{\text{保険価額}} = \text{家賃収入保険金の額}$ <p>(イ) (ア)の算式において、死亡事故が発生したことにより、死亡事故が発生した賃貸住宅、その隣接戸室またはその賃貸住宅の居住者が使用する共用部分（注3）に、この保険契約に付帯された家賃収入特約第1条（保険金を支払う場合）の家賃収入保険金（注4）が支払われるべき場合は、当社は、家賃収入特約から支払われるべき家賃収入保険金の額を差し引きます。</p>
<p>② 死亡事故対応費用保険金</p>	<p>当社の支払う保険金の額は、次のとおり定めます。</p> <p>ア. 次の算式により算出した額とします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。</p> $\left[\begin{array}{ l } \hline \text{原状回復費用の額} \\ \hline \end{array} \right] - \left[\begin{array}{ l } \hline \text{死亡事故が発生した賃貸住宅に関して差し入れられている敷金の額（注5）} \\ \hline \end{array} \right] + \left[\begin{array}{ l } \hline \text{事故対応費用の額} \\ \hline \end{array} \right] = \text{死亡事故対応費用保険金の額}$ <p>イ. ア.の算式において、死亡事故が発生したことにより、死亡事故が発生した賃貸住宅、その隣接戸室またはその賃貸住宅の居住者が使用する共用部分（注3）に、この保険契約の普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の損害保険金（注6）が支払われるべき場合は、普通保険約款から支払われるべき損害保険金（注6）の額を差し引きます。ただし、損害保険金（注6）の額が、原状回復費用の額から敷金の額（注5）を差し引いた額を超える場合は、原状回復費用の額から敷金の額（注5）を差し引いた額とします。</p>

(注1) 月数

1か月に満たない場合には、日割にて計算するものとします。

(注2) 保険証券記載の家賃月額

保険証券記載の家賃月額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

(注3) その賃貸住宅の居住者が使用する共用部分

死亡事故と直接関連性のある共用部分にかぎります。

(注4) 家賃収入特約第1条（保険金を支払う場合）の家賃収入保険金

家賃収入特約と同趣旨の保険契約または特約がある場合は、その契約から支払われるべき保険金または共済金を含みます。

(注5) 敷金の額

敷金の額が原状回復費用の額を超える場合は、原状回復費用の額とします。

(注6) 損害保険金

保険の対象である建物の物的損害に対して保険金を支払う他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等から支払われるべき損害保険金または共済金を含みます。

第5条 (保険金の請求)

(1) 普通保険約款基本条項第6節第1条 (保険金の請求) (1)の規定にかかわらず、当会社に対する家賃収入保険金および死亡事故対応費用保険金の請求権は、下表に掲げる時から発生し、これを行使用することができるものとします。

区 分	保険金請求権発生の時
① 家賃収入保険金	空室期間もしくは値引期間が終了した時または賃貸借契約終了の日から12か月経過した時のいずれか早い時
② 死亡事故対応費用保険金	被保険者が原状回復費用または事故対応費用を支出した時

(2) 被保険者が家賃収入保険金および死亡事故対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第6節第1条 (保険金の請求) (2)⑤の書類または証拠として、次表に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。

区 分	保険金請求に必要な書類または証拠
① 共通	ア. 医師の死亡診断書、死体検案書または検視調書 (写) 等。これらの書類の入手が困難である場合は、その賃貸住宅内で死亡事故が発生したことを証明する書類 イ. 損害状況のわかる写真 ウ. 死亡事故が発生した賃貸住宅またはその隣接戸室の賃貸借契約書 (写)
② 家賃収入保険金	ア. 賃貸借契約終了を客観的に確認できる書類 イ. 空室期間または値引期間およびこれらの期間内に生じた家賃の損失の額を客観的に確認できる書類 ウ. 死亡事故の発見日における、保険の対象の家賃月額を客観的に確認できる書類 エ. 新たな入居者の募集書類 (写) (死亡事故が発生したことを重要事項等の説明として入居希望者に書面で告知する書類など)
③ 死亡事故対応費用保険金	ア. 死亡事故が発生した賃貸住宅の敷金の額を客観的に確認できる書類 イ. 原状回復費用または事故対応費用を支出した額を客観的に確認できる書類

(3) (1)の規定にかかわらず、空室期間または値引期間が1か月を超えた場合において、被保険者が家賃収入保険金の内払を請求するときは、毎月末に保険金請求権を行使用することができるものとします。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等 (注1) がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに<保険金の支払限度額表>に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を家賃収入保険金および死亡事故対応費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等 (注1) から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等 (注1) から保険金または共済金が支払われた場合
<保険金の支払限度額表>に掲げる支払限度額から、他の保険契約等 (注1) から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

<保険金の支払限度額表>

保険金の種類	支払限度額
① 家賃収入保険金	次のア.の額からイ.の額を差し引いた額 ア. 第4条 (保険金の支払額) ①ア.で算出した損害の額 イ. 空室期間が発生したことによる家賃の損失に対して家賃収入特約で支払われた家賃収入保険金 (注2) の額
② 死亡事故対応費用保険金	次のア. で算出した額からイ. の額を差し引いた額 ア. 次の算式により算出した額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">原状回復費用の額</div> <div style="margin-right: 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">死亡事故が発生した賃貸住宅に関して差し入れられている敷金の額 (注3)</div> <div style="margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事故対応費用の額</div> </div> イ. 普通保険約款で支払われた損害保険金 (注4) の額

(注1) 他の保険契約等
第4条 (保険金の支払額) ①イ. (イ)および同条②イ.の規定により差し引いた家賃収入特約、普通保険約款およびこれらと同趣旨の保険契約または特約は含みません。

(注2) 家賃収入特約で支払われた家賃収入保険金
家賃収入特約と同趣旨の保険契約または特約がある場合は、その契約から支払われる

べき保険金または共済金を含みます。

(注3) 敷金の額

敷金の額が原状回復費用の額を超える場合は、原状回復費用の額とします。

(注4) 損害保険金

保険の対象である建物の物的損害に対して保険金を支払う他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等から支払われるべき損害保険金または共済金を含みます。また、損害保険金の額が原状回復費用の額から敷金の額を差し引いた額を超える場合は、原状回復費用の額から敷金の額を差し引いた額とします。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

4 個人賠償責任特約

<用語の定義 (五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いすりフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地(注)をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 (注) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注1)または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅(注1)をいい、住宅敷地内(注2)の動産および不動産を含みます。 (注1) 居住の用に供される住宅 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。 (注2) 住宅敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地(注3)で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。 (注3) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
受託品	被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が日本国内外において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故によ

他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取（注1）または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故（注1） 盗取
財物が受託品の場合にかぎります。
- （注2） 日常生活
住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合は、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ② 第4条（被保険者）に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合は保険金を支払います。
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶および車両（注5）または銃器（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

- （注1） 保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注3） 核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注4） 不動産
住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。
- （注5） 船舶および車両
次のいずれかに該当するものを除きます。
 - ① 主たる原動力が人力であるもの
 - ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
 - ③ 身体障害者用の車（注7）および歩行補助車で、原動機を用いるもの
 - ④ 移動用小型車および遠隔操作型小型車
- （注6） 銃器
空気銃を除きます。
- （注7） 身体障害者用の車
身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障害者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車（注1）、原動機付自転車、船舶（注2）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品（注3）
- ② 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品（注3）
- ③ 動物、植物等の生物

- ④ 稿本、設計書、図案、証書（注4）、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金証書（注5）、手形その他の有価証券その他これらに類する物
- ⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ⑦ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
- ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・^{しゅう}機器等
- ⑩ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
- ⑪ 所持することが日本国の法令に違反する物
- ⑫ 不動産（注6）
- ⑬ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登山（注7）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハング
グライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運
動
- ⑮ 受託した地および時における受託品の価額が1個もしくは1組または1対（注8）で100
万円を超える物（注9）
- ⑯ その他下欄記載の物

- ・ 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務
機器およびこれらの付属品
- ・ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラ
ス
- ・ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
- ・ 漁具

- (2) 当社は、受託品の損壊または盗取について、次のいずれかに該当する事由によって生じた
損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
 - ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに
該当する場合は保険金を支払います。
ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
イ. 施錠された被保険者の手荷物、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊さ
れた場合
 - ④ 自然の消耗もしくは劣化（注10）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、
ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事
由、またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、受託品の電気的作用に伴って発生した電氣的事故ま
たは機械の稼働に伴って発生した機械的事故
 - ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、^{ひょう}雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
 - ⑦ 受託品の置き忘れ（注11）または紛失（注12）
 - ⑧ 詐欺または横領
- (3) 当社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償
責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する損害賠
償責任
 - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因
する損害賠償責任（注13）
 - ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の
用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任
- (注1) 自動車
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車を行い、被けん引自動車を含みます。また、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- (注2) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 付属品
実際に定着（注14）または装備（注15）されているか否かを問わず、定着（注14）ま
たは装備（注15）することを前提に設計、製造されたものをいいます。
- (注4) 証書
公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。
なお、旅券および運転免許証を含みます。
- (注5) 預貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注6) 不動産
畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設
備を含みます。
- (注7) 山岳登山
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロックク

ライミング（注16）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

- (注8) 1個もしくは1組または1対
付属品（注3）を含みます。
- (注9) 1個もしくは1組または1対（注8）で100万円を超える物
ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- (注10) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注11) 置き忘れ
保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
- (注12) 置き忘れ（注11）または紛失
置き忘れ（注11）または紛失後の盗難を含みます。
- (注13) 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任
収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。
- (注14) 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- (注15) 装備
備品として備え付けられている状態をいいます。
- (注16) ロックライミング
フリークライミングを含みます。

第4条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注1）の子
 - ⑤ 記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者（注2）。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりず。
 - ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。
- (2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) (1)の記名被保険者として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者はその旨を当会社に申し出て、記名被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (注1) 未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注2) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者
記名被保険者の親族にかぎりず。
- (注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
その責任無能力者の親族にかぎりず。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名 称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	第8条(1)⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
④ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のなことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 示談交渉費用	次の費用 ア. 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当 会社の同意を得て支出した費用 イ. 第10条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協 力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を 得て支出した次の費用 ア. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ. その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費 用

第7条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金については、次の算式により算出した額。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{前条①の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ② 前条②から⑥までの費用の合計額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額とします。

$$\boxed{\text{前条⑤または⑥の費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{前条①の損害賠償金}}} = \boxed{\text{前条⑤または⑥の費用に対する支払額}}$$

第8条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届けること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑦ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑧ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条 (当会社による援助)

被保険者が日本国内において発生した事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續きについて協力または援助を行います。

(注) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第10条 (当会社による解決)

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續き(注1)を行います。

① 被保険者が日本国内において発生した事故(注2)にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合(注3)または自己負担額を明らかに下回る場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注1) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續き

弁護士を選任を含みます。

(注2) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注3) 保険金額を明らかに超える場合

保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 日本国内において発生した事故(注1)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

− 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

= 損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時(注4)以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使できるものとし、また当会社は、損害賠

償請求権者に対して、(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。

① (2)④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注1) 日本国内において発生した事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(注4) 保険金額を超えると認められる時

保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第12条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、④については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 公の機関が発行する交通事故証明書

⑤ 損害を証明する書類

⑥ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書

⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑧ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑨ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めるもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎりません。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎりません。

第13条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 下表に定める日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金(注)および同条②から⑥までの費用	-	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額	=	保険金の額
---------------------------------------	---	-------------------------	---	-------

(注) 第6条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金
それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第15条 (損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ その他当社が(5)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当社が交付する書面等において定めるもの

- (2) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) (1)の請求について、当社は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うことを求めることができます。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合
 - ② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (5) 当社は、第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から、第13条（保険金の支払時期）の規定を準用して損害賠償額を支払います。
- (6) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (7) (6)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当社は、損害賠償額を支払いません。
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎりません。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎりません。

第16条（損害賠償請求権の行使期限）

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第17条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第9条（当社による援助）または第10条（当社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当社は、1回の事故につき、保険金額の範囲内（注1）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当社社名による供託
 - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
- (2) (1)③により当社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当社社名のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当社社名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第7条（保険金の支払額）①ただし書
 - ② 第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書
 - ③ 第11条(7)ただし書
- (4) (1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注2）の限度で、(1)の当社社名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第12条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 保険金額の範囲内
同一の事故につき既に当社が支払った保険金または第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。
- (注2) 供託金
利息を含みます。
- (注3) 貸付金
利息を含みます。

第18条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権
第6条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第19条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区 分	移転する債権の限度額			
① 当会社が損害の額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額			
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">被保険者が取得した債権の額</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="padding: 5px;">損害の額および費用のうち 保険金が支払われていない額</td></tr></table>	被保険者が取得した債権の額	-	損害の額および費用のうち 保険金が支払われていない額
被保険者が取得した債権の額	-	損害の額および費用のうち 保険金が支払われていない額		

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第20条（重大事由による解除に関する特約）

この特約については、普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）の規定のほか、次のとおり取り扱います。

- ① 当会社は、被保険者が、普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③ア. からウ. まではオ. のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ② 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③に規定する事由による解除、または①の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、同条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、同条項第3節第2条(1)③に規定する事由または①の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ③ 普通保険約款基本条項第3節第2条(1)③に規定する事由による解除、または①の規定による解除がなされた場合は、②の規定は、次のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。
ア. 同条項第3節第2条(1)③ア. からウ. まではオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用
イ. 同条項第3節第2条(1)③ア. からウ. まではオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の損害

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

5 借家人賠償責任・修理費用特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
貸主	借戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
借戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室（注）をいい、被保険者が借用または占有する物置、車庫その他の付属建物および屋外設備・装置であって敷地内に所在するものを含みます。 （注） 居住用の戸室 居住用の戸室の一部または戸室の全部を事務所に使用している場合を含みます。
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
保険金	借家人賠償責任条項においては借家人賠償保険金、修理費用条項においては修理費用保険金、基本条項においては借家人賠償保険金または修理費用保険金をいいます。

第1章 借家人賠償責任条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、借戸室が、被保険者（注1）の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、損壊（注2）した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、借家人賠償保険金を支払います。

（注1） 被保険者

被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する者（注3）を含みます。ただし、用語の定義に規定する被保険者に関する事故にかぎりません。以下この条項において、同様とします。

（注2） 損壊

第三者が借戸室を特定できる状況で借戸室のドア（注4）の鍵を盗取され、または紛失した場合は、借戸室のドア（注4）の鍵および錠が損壊したものとみなします。

（注3） 監督義務者に代わって被保険者を監督する者

被保険者の親族にかぎりません。

（注4） 借戸室のドア

借戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 被保険者の心神喪失または指図
- ③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ④から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当社は、発生原因がいかなる場合でも、次のいずれかに該当する借戸室の損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- ② 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 偶然な外来の事故に直接起因しない、借戸室の電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械的稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損壊
- ④ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
- ⑤ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊
- ⑥ 借戸室のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の

損傷または汚損（注4）であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊

- ⑦ 雨漏りおよび風、雨、雪、霰、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損壊。ただし、借戸室の外側の部分（注5）が第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故によって破損することに伴い、その破損部分から借戸室の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損壊を除きます。
- ⑧ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。
- ⑨ 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注6）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱の損壊その他類似の損壊、またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊
- ⑩ 借戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかつた欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。
- ⑪ 被保険者が借戸室を貸主に引き渡す際に発見された、次のいずれかに該当する損壊。ただし、基本条項第2条（事故発生時の義務）③に規定する事項を確認できる場合を除きます。
ア. 補修、交換、張替え等の対象となった損壊
イ. 清掃等の対象となった損壊
- (3) 当社は、保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（注7）を負うべき損害（注8）に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者と貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- (5) 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 外観上の損傷または汚損
落書きを含みます。
- (注5) 借戸室の外側の部分
外壁、屋根、開口部等をいい、窓、扉を含みます。
- (注6) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注7) 契約上の責任
保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- (注8) 法律上または契約上の責任（注7）を負うべき損害
その保険の対象に生じた損害にかぎります。

第3条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名 称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	基本条項第2条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	同条⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
④ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 当会社による解決費用	第5条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

⑥ 損害賠償解決費用	損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用または示談交渉に要した費用 イ、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第4条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金については、次の算式により算出した額。ただし、保険金額（注）を限度とします。

$$\boxed{\text{前条①の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ② 前条②から⑥までの費用の合計額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額（注）を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額とします。

$$\boxed{\text{前条⑤または⑥の費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額（注）}}}{\boxed{\text{前条①の損害賠償金}}} = \boxed{\text{前条⑤または⑥の費用に対する支払額}}$$

（注） 保険金額

保険証券記載の借家人賠償責任の保険金額をいいます。

第5条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で貸主からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第6条（先取特権）

- (1) 貸主は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が貸主に対して、その損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、貸主に支払う場合
 - ③ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、貸主に支払う場合
 - ④ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを貸主が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、貸主が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注） 保険金請求権

第3条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第2章 修理費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、偶然な事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的（注）に、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、借家人賠償責任条項の規定によって借家人賠償保険金を支払う場合を除きます。

（注） 緊急的

借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた修理費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害を受けた結果生じた修理費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (3) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次のいずれかに該当する損壊による修理費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
 - ② 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ③ 借戸室に対する加工・修理等の作業（注5）上の過失または技術の拙劣に起因する損壊
 - ④ 偶然な外来の事故に直接起因しない、借戸室の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損壊
 - ⑤ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
 - ⑥ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊
 - ⑦ 借戸室のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注6）であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
 - ⑧ 雨漏りおよび風、雨、雪、^{ひょう}霰、^{じん}砂塵、融雪水その他これらに類するもの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損壊。ただし、借戸室の外側の部分（注7）が第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故によって破損することに伴い、その破損部分から借戸室の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損壊を除きます。
 - ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。
 - ⑩ 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注8）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱の損壊その他類似の損壊、またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊
 - ⑪ 借戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。
 - ⑫ 専用水道管のパッキングのみに生じた損壊
 - ⑬ 被保険者が借戸室を貸主に引き渡す際に発見された、次のいずれかに該当する損壊。ただし、基本条項第2条（事故発生時の義務）③に規定する事項を確認できる場合を除きます。
 - ア. 補修、交換、張替え等の対象となった損壊
 - イ. 清掃等の対象となった損壊
- (4) 当会社は、保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（注9）を負うべき損害（注10）に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者、被保険者、貸主
 保険契約者、被保険者または貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) その者（①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者）
 ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 核燃料物質
 使用済燃料を含みます。
 - (注4) 核燃料物質（注3）によって汚染された原子核分裂生成物を含みます。
 - (注5) 借戸室に対する加工・修理等の作業
 借戸室の建築、増改築作業等を含みます。
 - (注6) 外観上の損傷または汚損
 落書きを含みます。
 - (注7) 借戸室の外側の部分
 外壁、屋根、開口部等をいい、窓、扉を含みます。
 - (注8) 自然の消耗もしくは劣化
 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
 - (注9) 契約上の責任
 保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
 - (注10) 法律上または契約上の責任（注9）を負うべき損害
 その保険の対象に生じた損害にかぎります。

第3条（支払保険金の範囲）

保険金支払の対象となる修理費用は、借戸室を実際に修理した費用をいいます。ただし、次に掲げるものの修理費用を除きます。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第1条（保険金を支払う場合）の修理費用の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

場合の修理費用については、当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。

第3章 基本条項

第1条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、普通保険約款基本条項第3節第2条(2)および(2)の規定は、次のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。
- ① 借家人賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害または費用（注2）
 - ② 修理費用条項に基づき保険金を支払うべき損害または費用のうち、(1)のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（注3）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 借家人賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害または費用
借家人賠償責任条項第3条（支払保険金の範囲）②から⑥までに規定する費用のうち、(1)のいずれかに該当する者が支出した費用を除きます。
- (注3) 暴力団員
暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第2条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当社に通知すること。	左記の義務を怠ったことにより当社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	
⑥ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額

⑦ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったこと によって当会社が被った 損害の額
⑧ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、次のことを履行すること。 ア、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ、当社が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区 分	保険金請求権発生の時
① 借家人賠償責任条項に係る保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 修理費用条項に係る保険金	損害発生の時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 損害見積書

④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

⑤ 借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注1) 配偶者

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第4条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注2）を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注1） 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2） 下表に定める日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、下表に定める支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
下表に定める支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

	保険金の種類	支払限度額
ア	借家人賠償保険金	借家人賠償責任条項第3条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金の額から保険証券記載の自己負担額（注）を差し引いた額および同条②から⑥までの費用の合計額
イ	修理費用保険金	修理費用条項第1条（保険金を支払う場合）の修理費用の額から保険証券記載の自己負担額（注）を差し引いた額

（注） 自己負担額

他の保険契約等に、この特約の自己負担額より低いものがある場合は、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。

第6条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注1）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当社が損害の額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額			
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">被保険者が取得した債権の額</td> <td style="padding: 5px;">－</td> <td style="padding: 5px;">損害の額および費用のうち保険金が支払われていない額</td> </tr> </table>	被保険者が取得した債権の額	－	損害の額および費用のうち保険金が支払われていない額
被保険者が取得した債権の額	－	損害の額および費用のうち保険金が支払われていない額		

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) (1)の規定により、被保険者が借家人（注2）に対して有する債権を、当会社が取得した場合で、被保険者から反対の意思表示があったときは、当会社は、これを行行使しないものとします。ただし、借家人（注2）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、当会社は、これを行行使します。
- (4) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- （注1） 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- （注2） 借家人
質貸借契約または使用貸借契約に基づき建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

6 施設賠償責任特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
仕事	保険証券記載の施設における保険証券記載の業務遂行をいいます。
施設	被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは設備（注）をいいます。 （注） 施設もしくは設備 擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
保険金	施設賠償責任保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、施設賠償責任保険金を支払います。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の仕事に起因する偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）もしくはこれらの者の業務を委託された者およびその使用人またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 環境汚染（注4）

- ⑦ ②から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ② 被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合は保険金を支払います。
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（注5）が行う次の仕事に起因する損害賠償責任
 - ア. 医療行為
 - イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり行うことが認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - エ. 身体美容または整形
 - ⑧ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任
- (3) 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
 - (注3) 核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
 - (注4) 環境汚染
流出、溢出しもしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
 - (注5) 被保険者の業務の補助者
被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込みに起因する損害賠償責任
 - ② 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
 - ③ 航空機、自動車または施設外における船舶および車両（注1）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 仕事の終了（注2）または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する損害賠償責任。ただし、被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
- (注1) 船舶および車両
次のいずれかに該当するものを除きます。
 - ① 主たる原動力が人力であるもの
 - ② 身体障害者用の車（注3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの
 - ③ 移動用小型車および遠隔操作型小型車
 - (注2) 仕事の終了
仕事の対象物の引渡しを要するときは引渡しをいいます。
 - (注3) 身体障害者用の車
身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障害者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

第4条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名 称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第7条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	第7条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
④ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害の原因となるべき偶発的な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 当会社による解決費用	第8条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用
⑥ 損害賠償解決費用	損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア. 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用または示談交渉に要した費用 イ. その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

第5条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金については、次の算式により算出した額。ただし、保険金額(注)を限度とします。

$$\boxed{\text{前条①の損害賠償金の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ② 前条②から⑥までの費用の合計額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額（注）を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額とします。

$$\boxed{\text{前条⑤または⑥の費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額（注）}}}{\boxed{\text{前条①の損害賠償金}}} = \boxed{\text{前条⑤または⑥の費用に対する支払額}}$$

(注) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第6条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、普通保険約款基本条項第3節第2条(2)および(2)の規定は、次のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。

- ① (1)のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用
- ② (1)のいずれかに該当する被保険者に生じた第4条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第7条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったこと によって当会社が被った 損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑦ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったこと によって当会社が被った 損害の額
⑧ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類もしくは証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとし、

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 損害見積書

④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

- ⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めるもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第10条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 下表に定める日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第12条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第4条(支払保険金の範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区 分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 $\boxed{\text{被保険者が取得した債権の額}} - \boxed{\text{損害の額および費用のうち保険金が支払われていない額}}$

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

7 弁護士費用特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義										
起訴等	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条に定める公訴をいい、少年法（昭和23年法律第168号）第3条に定める審判を含みます。										
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。										
刑事事件等	被保険者に対して行われる刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく科刑等を決定するための手続きに関する事件をいい、少年事件を含みます。										
刑事弁護士費用等	刑事事件等に関する争訟について、当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。ただし、刑事法律相談費用等を除きます。 ① 弁護士への報酬 ② 裁判所に対して支出した訴訟費用 ③ その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用。 ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第93条に定める保釈に伴う保証金を除きます。										
刑事法律相談費用等	当会社の同意を得て支出した刑事事件等に関して弁護士が行う弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談（注）の対価として生じた費用をいいます。 （注） 法律相談 接見等にかかる日当およびその他の費用を含み、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第30条に定める選任された弁護士が選任後に行う接見等のために要した費用を除きます。										
原因事故	紛争の原因となった偶然な事故または事由をいいます。										
交通乗用具	下表のいずれかに該当するものをいいます。 <table border="1" data-bbox="267 657 967 1761"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>交通乗用具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軌道上を走行する陸上の乗用具</td> <td>汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注） ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</td> </tr> <tr> <td>軌道を有しない陸上の乗用具</td> <td>自動車（注1）、原動機付自転車（注2）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（注3）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用の車（注4）、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注5）。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は含みません。 （注1） 自動車 スノーモービルを含みます。 （注2） 原動機付自転車 一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。 （注3） 遠隔操作型小型車 搭乗装置のあるものにかぎります。 （注4） 身体障害者用の車 身体障害者用車いすを含みます。 （注5） 歩行補助車 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。</td> </tr> <tr> <td>空の乗用具</td> <td>航空機。ただし、ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は含みません。</td> </tr> <tr> <td>水上の乗用具</td> <td>船舶（注）。ただし、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は含みません。 （注） 船舶 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	交通乗用具	軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注） ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。	軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（注1）、原動機付自転車（注2）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（注3）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用の車（注4）、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注5）。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は含みません。 （注1） 自動車 スノーモービルを含みます。 （注2） 原動機付自転車 一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。 （注3） 遠隔操作型小型車 搭乗装置のあるものにかぎります。 （注4） 身体障害者用の車 身体障害者用車いすを含みます。 （注5） 歩行補助車 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。	空の乗用具	航空機。ただし、ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は含みません。	水上の乗用具	船舶（注）。ただし、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は含みません。 （注） 船舶 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
分類	交通乗用具										
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注） ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。										
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（注1）、原動機付自転車（注2）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（注3）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用の車（注4）、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注5）。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は含みません。 （注1） 自動車 スノーモービルを含みます。 （注2） 原動機付自転車 一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。 （注3） 遠隔操作型小型車 搭乗装置のあるものにかぎります。 （注4） 身体障害者用の車 身体障害者用車いすを含みます。 （注5） 歩行補助車 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。										
空の乗用具	航空機。ただし、ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は含みません。										
水上の乗用具	船舶（注）。ただし、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は含みません。 （注） 船舶 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。										

	その他の乗用具 エレベーター、エスカレーター、動く歩道。ただし、立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は含みません。
勾留等	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第60条に定める勾留をいい、少年法（昭和23年法律第168号）第17条に定める観護の措置を含みます。
裁判員裁判	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づく裁判をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みません。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
少年事件	被保険者に対して行われる少年法（昭和23年法律第168号）に基づく処分等を決定するための手続きに関する事件をいいます。
人格権侵害に関する紛争	被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為（注1）またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことを原因事故とする紛争をいいます。ただし、相談窓口等への届出（注2）の事実を客観的に証明できる紛争にかぎりです。なお、原因事故の発生の際は、被保険者がこれらの精神的苦痛を初めて被った時とします。 （注1） ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条に定める「つきまとい等」のうち、被保険者に対する行為をいいます。 （注2） 相談窓口等への届出 警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口またはこれらに代わる機関への届出、申立もしくは相談をいいます。
接見等	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第39条に定める接見をいい、少年法（昭和23年法律第168号）第17条に定める観護の措置により弁護士が少年鑑別所に収容された被保険者に対して行う面会を含みます。
対人事故	日本国内において、保険期間中に被保険者が自動車等を所有、使用または管理することに起因して発生した偶然な事故により、他人の生命または身体を害することをいいます。
逮捕	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条、第210条および第213条に定める逮捕をいいます。
他の保険契約等	紛争解決弁護士費用条項第1条（保険金を支払う場合）または刑事弁護士費用条項第1条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	保険金請求権者に対し、紛争解決弁護士費用条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の紛争に関する法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
犯罪行為	刑法（明治40年法律第45号）第38条に定める罪を犯す意思のある行為をいい、過失による行為を含みません。
被害事故に関する紛争	次のいずれかに該当する被害が生じたことを原因事故とする紛争をいいます。 ① 被保険者の生命または身体が害されること（注1）。 ② 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損、汚損または盗取（注2）されること。 （注1） 生命または身体が害されること 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。 （注2） 盗取 詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりです。なお、この場合における原因事故の発生の日は、盗取の原因となる財物の占有移転があった日とします。
被保険者	紛争解決弁護士費用条項第5条（被保険者）または刑事弁護士費用条項第4条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。
紛争	保険金請求権者が法律相談、書類作成または弁護士等への委任による解決を要する状態をいいます。

紛争解決弁護士費用等	<p>弁護士等への委任により紛争を解決するために、当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。ただし、紛争解決法律相談・書類作成費用を除きます。</p> <p>① 弁護士等への報酬</p> <p>② 裁判所に対して支出した訴訟費用</p> <p>③ あっせんまたは仲裁を行う機関（注）に対して支出した仲裁、和解または調停に要した費用</p> <p>④ その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用（注） あっせんまたは仲裁を行う機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。</p>
紛争解決法律相談・書類作成費用	<p>当会社の同意を得て支出した法律相談または書類作成に関する次の行為の対価として生じた費用をいいます。</p> <p>① 弁護士が行う、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条の「その他の一般の法律事務」に基づく法律相談</p> <p>② 司法書士が行う次の行為 ア. 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談 イ. 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第2号および同項第4号に規定する書類の作成</p> <p>③ 行政書士が行う次の行為 ア. 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の4第4号に規定する相談 イ. 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3および第1条の4第3号に規定する書類の作成</p>
弁護士等	<p>弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。</p>
保険金	<p>紛争解決弁護士費用条項においては、紛争解決弁護士費用保険金または紛争解決法律相談・書類作成費用保険金、刑事弁護士費用条項においては、刑事弁護士費用保険金または刑事法律相談費用保険金をいいます。</p>
保険金請求権者	<p>被害を被った紛争解決弁護士費用条項第5条（被保険者）に定める被保険者をいいます。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。</p>
未婚	<p>これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p>
略式命令	<p>刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第461条に定める略式命令をいいます。</p>

第1章 紛争解決弁護士費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、原因事故によって発生した次のいずれかに該当する紛争について、保険金請求権者が弁護士等への委任を行った場合に、保険金請求権者が紛争解決弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、紛争解決弁護士費用保険金を支払います。
- ① 被害事故に関する紛争
- ② 人格権侵害に関する紛争
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、原因事故によって発生した(1)のいずれかに該当する紛争にかかわる紛争解決法律相談・書類作成費用を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、紛争解決法律相談・書類作成費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)のいずれかに該当する紛争の原因事故が保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。
- (4) 当会社は(1)および(2)に規定する費用のうちこの保険契約に付帯された他の特約において支払われるものがある場合は、その費用に対しては保険金を支払いません。
- (5) この条項において、当会社は、同一の原因事故から生じた一連の紛争は、一つの紛争とみなし、最初の紛争が発生した時にすべての紛争が発生したものとみなします。
- (6) (1)および(2)に規定する紛争解決弁護士費用等および紛争解決法律相談・書類作成費用については、日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものにかぎります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する原因事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意、重大な過失もしくは法令違反または契約違反によって発生した原因事故
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意、重大な過失もしくは法令違反または契約違反によって発生した原因事故。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した原因事故。ただし、自殺行為については、この条項で支払対象となる紛争の原因事故によって自殺し、かつ、その原因事故の発生時期等この条項の支払条件を満たすことが明らかな場合は保険金を支払います。

- ④ 次のいずれかに該当する間に発生した被害事故
- ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで交通乗用車を運転している間
- イ. 被保険者が法令に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で交通乗用車を運転している間
- ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響を受けているおそれがある間
- ⑤ 被保険者が、交通乗用車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで交通乗用車に搭乗中に発生した原因事故
- ⑥ 被保険者が自動車取扱業者である場合に、被保険者が業務として受託した自動車等に搭乗中に発生した被害事故
- ⑦ 被保険者もしくは被保険者の使用者が営む事業に使用される財物、またはその事業に関連して預託を受けている財物について生じた原因事故。ただし、その財物が自動車等または自動車等に積載（注3）中の財物である場合は保険金を支払います。
- (注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 積載
車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容、または車室外積載装置（注4）に固定もしくは収納することをいいます。
- (注4) 車室外積載装置
自動車等の屋根、トランク上等の車室外に設置された、荷物を固定または収納するための装置をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由または紛争によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 被保険者が自動車等を競技もしくは曲技（注3）のために使用すること、または、競技もしくは曲技（注3）を行うことを目的とする場所において使用（注4）すること。
- ⑧ 被保険者が所有、使用または管理する財物に存在する欠陥、自然の消耗もしくは劣化（注5）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等
- ⑨ 被保険者が所有、使用または管理する財物の偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的損害または機械的損害
- ⑩ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- ⑪ 被保険者に対する刑の執行
- ⑫ 被保険者が受けた次の行為（注6）による被害事故に関する紛争
- ア. 医師、歯科医師、獣医師、助産師またはこれらの業務の補助者が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
- イ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
- ウ. 身体美容または整形
- エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他これらに類似のもの
- ⑬ 次の事由による被害事故に関する紛争または人格権侵害に関する紛争
- ア. 環境汚染（注7）。ただし、急激かつ偶然な事故による環境汚染（注7）の場合は保険金を支払います。
- イ. 石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性物質その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事由
- ウ. 外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性の作用
- エ. 電磁波障害
- オ. 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由
- ⑭ 債務整理および金銭消費貸借契約に基づく行為（注8）。ただし、盗取（注9）による被害事故が生じた場合は保険金を支払います。
- ⑮ 被保険者の職務遂行に関する紛争
- ⑯ 被保険者の職場におけるいじめまたは嫌がらせによる精神的苦痛に関する紛争
- (注1) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質(注1)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注3) 競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注4) 競技もしくは曲技(注3)を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

(注5) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

(注6) 行為

不作為を含みます。

(注7) 環境汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、
大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ、被害事故
に関する紛争が発生するおそれがある状態をいいます。

(注8) 金銭消費貸借契約に基づく行為

過払金の返還請求を含みます。

(注9) 盗取

詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにか
ぎります。

第4条(保険金を支払わない場合—その3)

(1) 当会社は、被保険者と次のいずれかに該当する者との間で発生した紛争である場合は、保険
金を支払いません。

① 次条(1)に規定する被保険者

② 被保険者の父母、配偶者または子

③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合にか
ぎります。

(2) 当会社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求等またはこれにかかわる法律相
談を行う場合は、それにより生じた費用に対しては保険金を支払いません。

(注) 業務

家事を除きます。

第5条(被保険者)

(1) この条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者としてします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、原因事故発生
の時のものをいいます。

第6条(個別適用)

この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条(保険金の支払額)

(1) 当会社が1回の原因事故につき支払うべき紛争解決弁護士費用保険金の額は、別表1に定め
る金額に消費税を加えた額の範囲内で支払うものとし、被保険者1名につき300万円を限度と
します。

(2) 当会社が1回の原因事故につき支払うべき紛争解決法律相談・書類作成費用保険金の額は、
被保険者1名につき10万円を限度とします。

第8条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の
いずれかに該当する紛争にかかわる弁護士等への委任を行う場合は、その弁護士等への委任に
ついて、委任契約の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得な
ければなりません。

(2) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の
いずれかに該当する紛争にかかわる紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成
費用を支出しようとする場合は、あらかじめ当会社に次の事項について書面等で通知しなけれ
ばなりません。

① 紛争の相手方の氏名およびその者に関して有する情報

② その他当会社が必要と認める事項

(3) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引
いて保険金を支払います。

① 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合

② 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる
記載をした場合

第9条(保険金請求権者の協力)

(1) 保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する
必要な情報を当会社に提供しなければなりません。

(2) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによっ
て当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(保険金の請求)

- (1) この条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める紛争状況申告書
 - ④ 原因事故の内容を確認できる客観的書類
 - ⑤ 紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成費用を支出した事実、日付およびその額を証明する客観的書類
 - ⑥ 弁護士等の委任契約書
 - ⑦ 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し
 - ⑧ 調停調書、和解調書、審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類
 - ⑨ 保険金請求権者の印鑑証明書
 - ⑩ 被相続人の戸籍謄本
 - ⑪ 法定相続人の戸籍謄本
 - ⑫ 当会社が、紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成費用にかかる弁護士、司法書士または行政書士に照会し、事案の内容の説明を求めることについての保険金請求権者からの同意書
 - ⑬ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑭ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、原因事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または保険金請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険金請求権者が2名以上の場合の保険金の請求については、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、原因事故の原因、原因事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、原因事故と損害との関係、弁護士等への委任および法律相談・書類作成依頼の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注1） 請求完了日

保険金請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2） 下表に定める日数

①から④までの複数の場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

実際に発生した紛争解決弁護士費用等または紛争解決法律相談・書類作成費用の額	-	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額	=	保険金の額
---------------------------------------	---	-------------------------	---	-------

- (3) (1)および(2)の規定は、紛争解決弁護士費用保険金と紛争解決法律相談・書類作成費用保険金とに区分して、それぞれ各別に適用します。

第13条（支払保険金の返還）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った紛争解決弁護士費用保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区 分	当社が返還を請求することができる額
① 弁護士等への委任取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
② 原因事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイ、の額がア、の額を超過するとき。 ア、保険金請求権者がその訴訟について弁護士等に支払った費用の全額 イ、判決で確定された弁護士費用等の額と当社が第1条の規定により既に支払った保険金の合計額	左記イ、の額から左記ア、の額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第1条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第14条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金請求権者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア、反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ、反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ、反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

工. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者または保険金請求権者が、(1)③ア. からウ. まではオ. のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者または保険金請求権者に係る部分（注2）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)または(2)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③および(2)のいずれにも該当しない被保険者または保険金請求権者に生じた損害または費用については適用しません。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（注3）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) その被保険者または保険金請求権者に係る部分

該当する保険金請求権者が死亡した被保険者の法定相続人の場合は、その被保険者に係る部分をいいます。

(注3) 暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第15条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当社に移転します。

区 分	移転する債権の限度額			
① 当社が損害の額の全額を 保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 保険金請求権者が取得した債権の全額			
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <table border="1" data-bbox="429 1034 937 1099"><tr><td>保険金請求権者が取得した債権の額</td><td>－</td><td>損害の額のうち保険金が支払われていない額</td></tr></table>	保険金請求権者が取得した債権の額	－	損害の額のうち保険金が支払われていない額
保険金請求権者が取得した債権の額	－	損害の額のうち保険金が支払われていない額		

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および保険金請求権者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第16条（準用規定）

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 刑事弁護士費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、対人事故が発生し、その直接の結果として次のいずれかに該当した場合に、被保険者が刑事弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、刑事弁護士費用保険金を支払います。

① 被保険者が逮捕された場合

② ①以外の場合で、生命または身体を害された者が死亡したとき。

③ ①および②以外の場合で、被保険者が起訴等をされたとき。ただし、略式命令の請求がなされた場合を除きます。

- (2) 当会社は、被保険者が対人事故にかかわる刑事法律相談費用等を負担することによって被る損害に対して、この条項に従い、刑事法律相談費用保険金を支払います。

- (3) 当会社は(1)および(2)に規定する費用のうちこの保険契約に付帯された他の特約において支払われるものがある場合は、その費用に対しては保険金を支払いません。

- (4) この条項において、当会社は、同一の原因から生じた一連の対人事故は、一つの対人事故と

みなし、最初の対人事故が発生した時にすべての対人事故が発生したものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 自動車等を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技（注4）を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- （注1） 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注3） 核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注4） 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5） 競技もしくは曲技（注4）を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する対人事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた対人事故
- ② 次のいずれかに該当する間に生じた対人事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - エ. 被保険者が、自動車等の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その自動車等を運転している間

第4条（被保険者）

この条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 自動車等を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第5条（個別適用）

この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第2条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定を除きます。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が1回の対人事故につき支払うべき刑事弁護士費用保険金の額は、別表2に定める金額に消費税を加えた額の範囲内で支払うものとし、被保険者1名につき150万円を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者に対して裁判員裁判が行われた場合で、2名以上の弁護士が選任されたときは、弁護士1名ごとに別表2に定める金額に消費税を加えた額の範囲内で刑事弁護士費用保険金を支払うものとし、被保険者1名につき300万円を限度とします。ただし、選任された弁護士が2名を超える場合は、弁護士2名分を限度とします。
- (3) 当会社が1回の対人事故につき支払うべき刑事法律相談費用保険金の額は、被保険者1名につき10万円を限度とします。ただし、接見等にかかる日当は、別表2に定める金額に消費税を加えた額の範囲内で支払うものとします。

第7条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、対人事故により刑事事件等に関する争訟となった場合は、その弁護士への委任について、委任契約の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者は、被保険者が対人事故により刑事弁護士費用等または刑事法律

相談費用等を支出しようとする場合は、あらかじめ当会社に次の事項について書面等で通知しなければなりません。

- ① 被疑者または被告人を特定するための情報
 - ② その他当会社が必要と認める事項
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合

第8条 (被保険者の協力)

- (1) 被保険者は、当会社の求めに応じ、訴訟の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が刑事弁護士費用等または刑事法律相談費用等を支出した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 対人事故の内容を確認できる客観的書類
 - ④ 刑事弁護士費用等または刑事法律相談費用等を支出した事実、日付およびその額を証明する客観的書類
 - ⑤ 弁護士委任契約書
 - ⑥ 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し
 - ⑦ 調停調書、和解調書、審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類
 - ⑧ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑨ 当社が、刑事弁護士費用等または刑事法律相談費用等にかかる弁護士に照会し、事案の内容の説明を求めることについての被保険者からの同意書
 - ⑩ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑪ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族 (注2) のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者 (注1) または②以外の親族 (注2) のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、対人事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第10条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、対人事故の原因、対人事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由

としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、対人事故と損害との関係、弁護士等への委任および法律相談の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 下表に定める日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

実際に発生した刑事弁護士費用等または刑事法律相談費用等の額	—	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額	=	保険金の額
-------------------------------	---	-------------------------	---	-------

- (3) (1)および(2)の規定は、刑事弁護士費用保険金と刑事法律相談費用保険金とに区分して、それぞれ各別に適用します。

第12条(支払保険金の返還)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った刑事弁護士費用保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区分	当社が返還を請求することができる額
① 弁護士への委任取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第1条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
② 対人事故に関する刑事事件等の結果が無罪とされ、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第188条の2に基づき、被保険者がその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合、次のイ.の額がア.の額を超過するとき。 ア. 被保険者がその訴訟について弁護士に支払った費用の全額 イ. 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第188条の2に基づき支払われた弁護士費用等の額と当社が第1条の規定により既に支払った保険金の合計額	左記イ.の額から左記ア.の額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第1条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第13条(重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知

をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)または(2)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③および(2)のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用については適用しません。
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 暴力団員
暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第14条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区 分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被保険者が取得した債権の額</div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">損害の額のうち保険金が支払われていない額</div> </div>

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、(1)の規定により移転した債権の保全および移転した債権を当会社が行行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条（準用規定）

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

<別表1> 紛争解決弁護士費用保険金算定基準

当会社が支払う紛争解決弁護士費用保険金については、それぞれ次の規定に従い算出します。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は別に定めるところによります。

1. 着手金

- (1) 弁護士等に委任した原因事故にかかわる損害賠償請求等手続きについて、対象の経済的利益の額に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。ただし、経済的利益の額の算定が困難な場合は、過去の判例等に基づき合理的に推定される金額のうち最も少ない金額を経済的利益の額

として仮に定めて、その額を基準として計算された着手金を当初の着手金とし、2. に定める報酬金を支払う段階で不足額を調整することができるものとします。

経済的利益の額	限度額(注)
① 125万円以下の場合	10万円
② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益の額×8%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益の額×5%+9万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の額×3%+69万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益の額×2%+369万円

- (2) (1)の経済的利益の額は原因事故の内容および被保険者が原因事故によって被った損害について、弁護士等への依頼時の資料から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。ただし、下表に掲げる金額とします。

区 分	経済的利益の額
事件の性質から経済的利益の額の計算が不能な場合	800万円

- (3) (1)の経済的利益の額には次のいずれかに該当する金額を含みません。
- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額または既に支払われた金額
 - ② 賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険者、共済者からの事前提示に基づき支払が予定される保険金もしくは共済金の額または既に支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- (4) 同一の原因事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、次のいずれかに該当する場合で当社が妥当と認めたときは、(1)の額の25%に相当する額を限度に増額することができます。
- ① 弁護士等が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟を受任する場合
 - ② 弁護士等が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟を受任する場合
 - ③ 弁護士が、第1審から引き続き控訴審を受任する場合
 - ④ 弁護士が、控訴審から引き続き上告審を受任する場合
- (5) 同一の原因事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、弁護士等がその争訟の解決までに、(4)の複数の手続きを受任する場合は、すべての手続きを通じての着手金の合計額を、(1)の額の50%に相当する額を限度に増額することができます。ただし、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事務処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当社が妥当と認めた場合は50%を超える額とすることができます。
- (6) 同一の原因事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、弁護士等が調査から引き続き、示談交渉、調停、仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合は、(1)の着手金の額から、既に受け取っていた調査手数料の額を差し引くこととします。

(注) 限度額

原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、限度額に規定する額を上回ることが妥当と当社が認めた場合は、30%の範囲内で増額することができるものとします。

2. 報酬金

- (1) 弁護士等への委任によって取得した経済的利益の額に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。ただし、経済的利益の額が0円の場合は、報酬金を支払いません。

経済的利益の額	限度額(注)
① 125万円以下の場合	20万円
② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益の額×16%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益の額×10%+18万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の額×6%+138万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益の額×4%+738万円

- (2) (1)の経済的利益は保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士等が行った損害賠償請求手続きにより取得することができた額をいいます。ただし、下表に掲げる金額とします。

区 分	経済的利益の額
事件の性質から経済的利益の額の計算が不能な場合	800万円

- (3) (1)の経済的利益の額には次のいずれかに該当する金額を含みません。
- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額または既に支払われた金額
 - ② 賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険者、共済者からの事前提示に基づき支払が予定される保険金もしくは共済金の額または既に支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- (4) 同一の弁護士が引き続き上訴審を受任した場合は、最終審の報酬金のみを支払います。

(注) 限度額

原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、限度額に規定する額を上回ることが妥当と当社が認めた場合は、30%の範囲内で増額することができるものとします。

3. 時間制報酬

- (1) 弁護士等に委任した原因事故にかかわる損害賠償請求手続きの事務処理に実際に要した時間(注1) 1時間あたり2万円を限度額とし、1回の原因事故につき、30時間分を上限とします。ただし、原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、当社が妥当と認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。
- (2) 同一の原因事故について着手金、報酬金、自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料および日当と時間制報酬を同時に請求することはできません。
- (3) 事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士等が法律事務を処理するために社会通念上必要かつ妥当と当社が認めた時間にかぎるものとし、弁護士等から提出された執務内容報告書(注2)により確認するものとします。

(注1) 事務処理に実際に要した時間

書面作成、裁判所への出頭、保険金請求権者との打合せ、賠償義務者との交渉、法律・事実関係の調査等の、弁護士等が法律事務を処理するために要する時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間、執務内容報告書の作成に要した時間、弁護士等の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。

(注2) 執務内容報告書

執務内容の詳細および執務時間が1分単位で記載されたものにかぎります。なお、原則として毎月1回提出するものとします。

4. 手数料

- (1) 弁護士等が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、下表に掲げる金額を限度とします。

支払われるべき金額	限度額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

- (2) (1)以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. 日当

弁護士等が事務処理にあたり遠方に移動する必要がある場合(注)の日当は、1日につき下表に掲げる金額を限度とします。

目的地までの所要時間	限度額
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

(注) 遠方に移動する必要がある場合

事務処理のために必要もしくは有益な事務処理に伴う移動であると当社が認めた場合または裁判所もしくは公的紛争機関の期日への出席もしくは現地調査をした場合をいいます。

6. その他の費用

1. から5. まで以外のその他の費用については、社会通念上必要かつ妥当な実費等(注)とします。

(注) 実費等

収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた額をいいます。

<別表2> 刑事弁護士費用保険金算定基準

当社が支払う刑事弁護士費用保険金または刑事法律相談費用保険金については、それぞれ次の規定に従い算出します。ただし、被保険者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は別に定めるところによります。

1. 着手金

- (1) 弁護士に委任する内容に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。

弁護士に委任する内容	限度額
① 少年事件の場合	20万円
② 被保険者が起訴等(注)をされる前に委任した場合	
③ 被保険者が起訴等(注)をされた後に委任した場合	30万円
④ 被保険者に対する訴訟が裁判員裁判の場合	50万円。ただし、②または③により支払われる保険金がある場合は、その額を50万円から差し引いた額を限度とします。

- (2) 次のいずれかに該当する場合で当社が妥当と認めたときは、(1)の着手金の額に下表に掲げる金額を限度に増額することができます。

区 分	限度額
① 弁護士が、起訴等（注）の前から引き続いて公判を受任する場合。ただし、(1)④の場合を除きます。	15万円
② 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合	
③ 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合	
④ ①から③まで以外の場合で、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事務処理に要する手数の煩雑さ等の事情があるとき。	50万円

(注) 起訴等

この特約の〈用語の定義〉の規定にかかわらず、少年法（昭和23年法律第168号）第3条に定める審判を含みません。

2. 報酬金

- (1) 刑事事件等の結果に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。ただし、少年事件の場合で、少年法（昭和23年法律第168号）第3条に定める審判が行われたときは、その結果にかかわらず20万円を限度とします。

	刑事事件等の結果	限度額
① 起訴等（注1）前	ア. 不起訴	20万円
	イ. 求略式命令	10万円
② 起訴等（注1）後	ア. 無罪	60万円
	イ. 罰金刑より重い刑を求刑された場合で、罰金刑に軽減されたとき。	40万円
	ウ. 刑の執行猶予	30万円
	エ. イ. およびウ. 以外の場合で、求刑された刑から8割未満に軽減されたとき。	30万円
	オ. イ. からエ. まで以外の場合で、求刑された刑から軽減されたとき。	20万円
	カ. 検察官上訴が棄却された場合	30万円

- (2) 次のいずれかに該当する場合で当社が妥当と認めたときは、(1)の報酬金の額に下表に掲げる金額を限度に増額することができます。なお、(1)に該当する報酬金がない場合においても、下表に掲げる金額を限度として増額することができるものとします。

区 分	限度額
① 弁護士の活動により被保険者が逮捕・勾留等（注2）の身体拘束から解放された場合	5万円
② 弁護士の活動により被保険者が勾留等（注2）を免れた場合	
③ 弁護士が、公判を受任した場合で、公判開廷数が3回を超えたとき。	20万円
④ 弁護士が、公判を受任した場合で、裁判員裁判のとき。	50万円
⑤ ①から④まで以外の場合で、通常想定される範囲を超える事案の複雑さ、事務処理に要する手数の煩雑さその他考慮すべき特別な事情等があるとき。	70万円

- (3) 同一の弁護士が引き続き上訴審を受任した場合は、最終審の報酬金のみを支払います。

(注1) 起訴等

この特約の〈用語の定義〉の規定にかかわらず、少年法（昭和23年法律第168号）第3条に定める審判を含みません。

(注2) 勾留等

この特約の〈用語の定義〉の規定にかかわらず、少年法（昭和23年法律第168号）第17条に定める観護の措置を含みません。

3. 日当

- (1) 弁護士が、勾留等をされている被保険者に接見等を行う場合の日当は、1日につき下表に掲げる金額を限度とし、10日分かつ30万円を限度とします。

所要時間	限度額
往復2時間以内の場合	2万円
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

- (2) (1)以外の日当で、弁護士が事務処理にあたり遠方に移動する必要がある場合（注）は、1日につき下表に掲げる金額を限度とします。

目的地までの所要時間	限度額
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円

往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

(注) 遠方に移動する必要がある場合

事務処理のために必要もしくは有益な事務処理に伴う移動であると当社が認めた場合または裁判所もしくは公的紛争機関の期日への出席もしくは現地調査をした場合をいいます。

4. その他の費用

1. から3. までの以外のその他の費用については、社会通念上必要かつ妥当な実費等(注)とします。

(注) 実費等

収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費およびこれらに準ずるもので、委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた額をいいます。

8 携行品損害特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
携行	<p>保険の対象が次のいずれかの状態にあることをいいます。</p> <p>① 被保険者の身体に装着している状態</p> <p>② 被保険者の身体により移動または運搬されている状態</p> <p>③ 被保険者の身辺にあって移動を共にしている状態</p> <p>④ ①から③までに該当しない場合で、被保険者の居住の用に供される建物(注1)外における被保険者の一連の行動の過程において、被保険者の管理下にある状態</p> <p>⑤ 一時預かり等、③に該当しない場合で、一時的に他人に寄託されている状態(注2)</p> <p>(注1) 被保険者の居住の用に供される建物 物置、車庫その他の付属建物を含みます。</p> <p>(注2) 一時的に他人に寄託されている状態 運搬、点検、調整、修理、加工、清掃等、保険の対象に対する作業または保険の対象の使用を目的として他人に寄託している間を除きます。</p>
自動車等	<p>自動車(注)および原動機付自転車を含みます。</p> <p>(注) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をいいます。</p>
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、下表およびこの特約に従い、保険金を支払います。

保険金を支払う場合	保険金の支払額
<p>日本国内外における不測かつ突発的な事故によって、保険の対象が損害を受けた場合</p>	<p>ア. 当社が保険金を支払うべき損害の額は、次のとおり定めます。</p> <p>(ア) 保険の対象の再調達価額を限度として、次の算式により算出した額とします。</p> $\boxed{\text{復旧費用}} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$ <p>(イ) 盗難によって生じた損害(注1)については、再調達価額によって定めます。ただし、切手および印紙の場合は、その料額によって定めます。</p> <p>(ロ) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段に要する費用(注2)をもって損害の額とします。</p> <p>(ハ) (ア)から(ロ)までにかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合は、その時価額によって定めます。</p> <p>(ニ) 第9条(事故発生時の義務および費用の負担)(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額に含みます。</p> <p>(ホ) (ア)から(ロ)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第9条(3)の費用の合計額を損害の額とします。</p> <p>(ヘ) (ア)から(ロ)までにかかわらず、保険の対象が交通機関の定期券の場合において、(ロ)に規定する再発行等の手段による再取得ができないときは、その定期券の残存有効期間に対する価額(注3)および保険契約者または被保険者が負担した第9条(3)の費用の合計額を損害の額とします。</p> <p>(ヘ) 保険の対象が生活用の通貨等、印紙、切手または乗車券等の場合において、保険の対象の損害の額の合計が、5万円を超えるときは、当社はそれらのものの損害の額を5万円とみなします。</p> <p>イ. 当社の支払う保険金の額は、次の算式により算出した額とします。</p> $\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金}}$ <p>ウ. イ.の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度(注4)ごとに保険金額をもって限度とします。</p>

(注1) 盗難によって生じた損害

盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。ただし、盗取された保険の対象が貴金属等以外の場合は再調達価額を、貴金属等の場合は時価額を限度とします。

(注2) 再発行等の手段に要する費用

交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。

(注3) 定期券の残存有効期間に対する価額

取得額に残存期間に応じて日割をもって算出した額をいいます。

(注4) 保険年度

保険期間が1年を超える保険契約においては、初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。

第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者(注1)の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の置き忘れ(注3)または紛失(注4)

④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格（注5）を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (3) 当社は、(1)および(2)の規定のほか、発生原因がいかなる場合でも、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ② 保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害を除きます。
- ③ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注8）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱の損害その他類似の損害、またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ④ 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注9）であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事由によって発生した火災、破裂または爆発による損害を除きます。
- ⑥ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（注10）を負うべき損害（注11）
- ⑦ 保険の対象である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- ⑧ 楽器の弦（注12）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑨ 楽器の音色または音質の変化
- ⑩ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- (注1) 保険契約者または被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) その者（①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者）
①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 置き忘れ
保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
- (注4) 置き忘れ（注3）または紛失
置き忘れ（注3）または紛失後の盗難を含みます。
- (注5) 運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注6) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注7) 核燃料物質（注6）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注8) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注9) 外観上の損傷または汚損
落書きを含みます。
- (注10) 契約上の責任
保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- (注11) 法律上または契約上の責任（注10）を負うべき損害
その保険の対象に生じた損害にかぎります。
- (注12) 楽器の弦
ピアノ線を含みます。

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される建物（注1）外において、被保険者が携行し

ている被保険者所有の身の回り品にかぎります。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 船舶（注2）、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ② 自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ③ 漁具（注3）
- ④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
- ⑤ 動物、植物等の生物
- ⑥ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑦ 商品券、預貯金証書、手形その他の有価証券（注4）その他これらに類する物
- ⑧ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑩ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
- ⑪ その他下欄記載の物

・ 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
・ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品

(注1) 被保険者の居住の用に供される建物
物置、車庫その他の付属建物を含みます。

(注2) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) 漁具
釣竿、竿掛け、竿袋、リール、浮き等の釣具類をいいます。また、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似の釣り用に設計された用具を含みます。

(注4) 手形その他の有価証券
小切手は除きます。

第4条（被保険者およびその範囲）

(1) この特約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注）の子

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の記名被保険者として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者はその旨を当会社に申し出て、記名被保険者の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(注) 未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第5条（費用保険金の関係）

第1条（保険金を支払う場合）の保険金が支払われる場合においても、当社は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に規定する費用保険金は支払いません。

第6条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 保険の対象の全部または一部が盗取された場合に、当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払ったときは、当社は、保険金の再調達価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(5) (4)の規定にかかわらず、被保険者は、既に受け取った保険金に相当する額（注）を当社に払い戻して、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注) 既に受け取った保険金に相当する額
回収に要した費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第8条（重大事由による解除）

(1) 当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

- ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、普通保険約款基本条項第3節第2条(2)および(2)の規定は、(1)のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 暴力団員
暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第9条（事故発生時の義務および費用の負担）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当社は、それぞれ下表に定める金額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	差引金額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。 ア. 損害発生の日時、場所、損害状況および損害の程度 イ. 上記ア. の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称	左記の義務を怠ったことによつて当社が被った損害の額
③ 保険の対象が盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出ること。また、次のいずれかに該当する場合にはそれぞれ次の届出をただちに行うこと。 ア. 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出 イ. 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関もしくは宿泊施設または発行者への届出	
④ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注2）をすることによつて取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによつて当社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、次のことを履行すること。 ア. 当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当社が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによつて当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による書類または証拠について、事実を記載しなかった場合、事実と異なることを記載した場合または偽造もしくは変造した場合
- (3) 当社は、次の費用を負担します。
- ① (1)①の義務を履行するために要した費用のうち、必要または有益であった費用
- ② (1)④の手続きをするために要した費用
- (注1) 小切手の振出人
被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注2) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{再調達価額基準の他の保険契約等(注1)によって既に支払われている保険金または共済金の額}} - \boxed{\text{時価額基準の他の保険契約等(注2)によって支払われるべき保険金または共済金の額}} = \boxed{\text{保険金}}$$

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

(注1) 再調達価額基準の他の保険契約等

再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

(注2) 時価額基準の他の保険契約等

時価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

9 類焼損害特約

<用語の定義(五十音順)>

(1) この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
事故	主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者(注1)の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分(注2)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。なお、主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物は、普通保険約款補償条項第4条(保険の対象の範囲)(1)に掲げる表の保険の対象に含まれるものもしくは保険の対象に含まれないものの規定を準用します。 (注1) 主契約における第三者 主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。 (注2) 主契約被保険者以外の者が占有する部分 区分所有建物の共用部分を含みます。
主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
主契約家財	主契約の保険の対象である家財をいいます。
主契約建物	主契約の保険の対象である建物をいいます。
主契約被保険者	主契約の保険の対象の被保険者をいいます。
損害	類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損(注)。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。 (注) 類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損 消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	類焼損害保険金をいいます。
保険金額	1億円とします。なお、当社が保険金を支払った場合は、1億円からその保険金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

<p>類焼補償対象物</p>	<p>① 「類焼補償対象物」とは、居住の用に供する建物であって、その全部または一部で世帯が現実^{じじつ}に生活を営んでいるものまたはこれに収容される家財をいいます。なお、①から③について、建物には、次の物を含みます。</p> <p>ア. 畳、建具その他これらに類する物</p> <p>イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの</p> <p>ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの</p> <p>エ. 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物</p> <p>② ①の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる建物またはこれに収容される家財は、類焼補償対象物に含まれます。</p> <p>ア. 常時、居住の用に供しう状態にある別荘（注1）</p> <p>イ. 常時、居住の用に供しう状態にある空家（注2）</p> <p>③ ①および②の規定にかかわらず、次に掲げる建物は、類焼補償対象物に含まれません。</p> <p>ア. 主契約建物</p> <p>イ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物</p> <p>ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（注3）</p> <p>エ. 建築中または取りこわし中の建物（注4）</p> <p>オ. 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物（注5）</p> <p>④ ①および②の規定にかかわらず、次に掲げる家財は、類焼補償対象物に含まれません。</p> <p>ア. 主契約家財</p> <p>イ. 主契約建物に収容される家財</p> <p>ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有、使用または管理する家財</p> <p>エ. 家財を収容する建物内で現実^{じじつ}に生活を行っている者以外の者が所有権を有するその家財</p> <p>オ. 自動車（注6）、船舶（注7）および航空機</p> <p>カ. 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等（注8）その他これらに類する物</p> <p>キ. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組または1組の価額が30万円を超えるもの</p> <p>ク. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>ケ. 動物、植物</p> <p>コ. 商品、見本品、業務用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの</p> <p>（注1） 常時、居住の用に供しう状態にある別荘 営業用の貸別荘を除きます。</p> <p>（注2） 常時、居住の用に供しう状態にある空家 建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。</p> <p>（注3） 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物 区分所有建物の共用部分の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。</p> <p>（注4） 建築中または取りこわし中の建物 損害が発生した時に、世帯が現実^{じじつ}に生活を営んでいたものを除きます。</p> <p>（注5） 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物 区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分を除きます。</p> <p>（注6） 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みません。</p> <p>（注7） 船舶 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。</p> <p>（注8） 乗車券等 定期券は類焼補償対象物に含まれます。</p>
<p>類焼補償対象物の再調達価額</p>	<p>類焼補償対象物が建物の場合は、類焼補償対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額、類焼補償対象物が家財の場合は、類焼補償対象物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。</p>

類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等	類焼補償対象物の全部または一部を保険の対象とし、類焼補償被保険者または類焼補償対象物の所有者の全部または一部を被保険者とする他の保険契約または共済契約をいいます。
類焼補償被保険者	類焼補償対象物の所有者をいいます。ただし、2人以上の類焼補償対象物の所有者が同居の親族の關係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、類焼補償対象物が区分所有建物の共用部分である場合は管理組合または管理組合法人を、類焼補償被保険者とみなして、第3条（保険金の支払額）から第6条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）までの規定を適用します。

(2) 主契約建物が借戸室（注1）を有している場合または主契約建物が借戸一戸建（注2）である場合は、この特約の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

① (1)で定義されている用語「事故」における（注1）の規定中「主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。」とあるのは「主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族および主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借戸室または借戸一戸建である主契約建物に居住する者を除きます。ただし、保険契約者、主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族は含みます。」

② (1)で定義されている用語「類焼補償対象物」における④イ.の規定中「主契約建物に収容される家財」とあるのは「主契約建物に収容される家財。ただし、主契約建物が借戸室を有している場合は、借戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおけるその借戸室に収容される家財にかぎります。」

(注1) 借戸室

借用に供される戸室をいいます。

(注2) 借戸一戸建

借用に供される一戸建をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、事故によって生じた損害に対して、この特約に従い、類焼損害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、主契約被保険者（注1）または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意

② 類焼補償被保険者（注2）またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者（注2）が被った損害にかぎります。

③ ②に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）またはその者（注3）の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注4）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者、主契約被保険者

保険契約者または主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 類焼補償被保険者

類焼補償被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) その者（②に規定する者以外の保険金を受け取るべき者）

②に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

①から④までの事由によって発生した前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも前条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質（注5）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金の支払額）

(1) 当会社が保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額によって定めらる。

(2) 当会社は、保険金額を限度として(1)の規定による損害の額を保険金として支払います。

(3) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、保険年度（注）ごとに(2)の規定を適用します。

(注) 保険年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。

第4条（類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合は、当社は、保険金額を限度に、前条(1)の規定によって算出した損害の額から類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等の保険金の支払責任額（注）の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として支払います。

(注) 支払責任額

事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金を除きます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計が、損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を類焼損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額（注）を限度とします。

$$\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{類焼損害を補償する他の保険契約等によって既に支払われている保険金または共済金の額}} - \boxed{\text{類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額}} = \boxed{\text{類焼損害保険金の額}}$$

(注) 支払責任額

事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金を除きます。

第6条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）

- (1) 1回の事故において複数の類焼補償被保険者がある場合は、当社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して、保険金額を類焼補償被保険者数で除した額を限度に、第3条（保険金の支払額）から前条までの規定によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。
- (2) (1)の規定によって算出したそれぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額が保険金額に満たない場合で、かつ、追加支払対象被保険者（注1）があるときは、その追加支払対象被保険者（注1）に対して、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して支払います。ただし、いかなる場合も当社の支払うべき類焼損害保険金の額は、第3条（保険金の支払額）から前条までの規定による支払責任額（注2）を超えることはありません。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険金額} - \text{それぞれの類焼補償被保険者に対する(1)の規定} \\ \text{によって算出した類焼損害保険金の合計額} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{それぞれの追加支払対象被保険者(注1)} \\ \text{に対する第3条から前条までの規定に} \\ \text{よって算出した支払責任額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{それぞれの追加支払対象被保険者(注1)} \\ \text{に対する第3条から前条までの規定に} \\ \text{よって算出した支払責任額の合計額} \end{array}} = \frac{\begin{array}{l} \text{それぞれの追加支払対象被保険者} \\ \text{(注1)に対する(1)の規定によっ} \\ \text{て算出した類焼損害保険金の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{それぞれの追加支払対象被保険者} \\ \text{(注1)に対する(1)の規定によっ} \\ \text{て算出した類焼損害保険金の合計額} \end{array}}$$

＝その追加支払対象被保険者（注1）に対して追加して支払う類焼損害保険金の額

- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続きを行うことができます。

(注1) 追加支払対象被保険者

(1)の規定によって算出した類焼損害保険金の額が第3条（保険金の支払額）から前条までの規定によって算出した支払責任額（注2）に満たない類焼補償被保険者をいいます。

(注2) 支払責任額

事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金を除きます。

第7条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、類焼補償被保険者が、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその類焼補償被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請

求することができます。

- (3) 保険契約者が普通保険約款基本条項第3節第2条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、普通保険約款基本条項第3節第2条(2)および(2)の規定は、(1)のいずれにも該当しない類焼補償被保険者に生じた損害については適用しません。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第8条（事故発生時の義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注1）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、類焼補償被保険者に対し、この保険契約の内容を遅滞なく通知するものとします。
- (3) 保険契約者または主契約被保険者は、(2)の類焼補償被保険者数を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (4) 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等の有無および内容（注2）を当会社に通知するものとします。
- (5) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (6) (5)の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、火災、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次に掲げる費用にかぎり、これを負担します。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注3）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注4）
- (7) 第4条（類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、(6)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第4条の規定中「前条(1)の規定によって算出した損害の額」とあるのは「第8条（事故発生時の義務および損害防止費用）(6)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (8) (6)の場合において、当会社は、(6)に規定する負担金と保険金との合計額がこの特約の保険金額を超えるときでも、これを負担します。
- (注1) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (注2) 類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (注3) 消火活動に使用したことにより損傷した物
消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (注4) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用
人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第9条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または主契約被保険者が、正当な理由がなく前条(1)から(3)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 類焼補償被保険者が、正当な理由がなく前条(4)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が正当な理由がなく、前条(5)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第3条（保険金の支払額）(1)による
損害の額

— 損害の発生または拡大を防止する
ことができたと認められる額

= 損害の額

第10条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）(1)の規定中、「請求完了日（注1）」とあるのを、次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第6条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）(1)の保険金の支払については、「請求完了日（注1）」または類焼補償被保険者数の確定日のいずれか遅い日
- ② 第6条(2)の保険金の支払については、「すべての類焼補償被保険者に対して類焼損害特約第6条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）(1)の規定による保険金の支払を完了した日」

第11条 (代位求償権不行使)

普通保険約款基本条項第6節第4条(代位)の規定により、類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する債権を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項第6節第1条(保険金の請求)および同節第2条(保険金の支払時期)の規定中、「被保険者」とあるのを「被保険者または類焼補償被保険者」と読み替えるものとします。

10 建物電氣的・機械的事故特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
保険金	損害保険金または臨時費用保険金をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)(6)④の規定にかかわらず、偶然な外来の事故に直接起因しない、電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械稼働に伴って発生した機械的事故によってこの特約の保険の対象に生じた損害に対し、普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)⑤の損害として、損害保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害(注1)のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① ボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害
 - ② この特約の保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注2)を負うべき損害
 - ③ 不当な修理や改造によって生じた事故
 - ④ 消耗部品(注3)および付属部品の交換
 - ⑤ コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
 - ⑥ 電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理
- (注1) 普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害
普通保険約款補償条項第3条(6)④を除きます。
- (注2) 契約上の責任
保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- (注3) 消耗部品
乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。

第3条 (この特約の保険の対象)

- (1) この特約の保険の対象は、下表に掲げる機械、機械設備または装置のうち、普通保険約款における保険の対象である建物に付加したものとします。

設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	発電機、変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御・監視盤、操作盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生、消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔、浄水装置、純水装置、ろ過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水槽、配管、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ(注1)、エスカレータ、ダムウエータ等
窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シューター設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄用消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫(注2)、湯沸器、アイスクリームフリーザー、アイスメーカー、キングマシン、熱風消毒設備、ダムウエータ設備

駐車機械設備 駐輪場機械設備	駐車機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器
ボイラおよびボイラ付属設備	ボイラ、給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管
燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等
エア供給・ガス供給設備	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラ、気化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等
蒸気タービン	蒸気タービン発電機
その他の設備等	宅配ボックス、建物防震・制配震機械装置、自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理・塵芥焼却設備等
その他	動力用、電力用または上記各設備に付属する配線・配管・分電盤・ダクト設備・器具・支柱 保険証券に記載されたもの

(2) 次に掲げる物は、(1)のこの特約の保険の対象に含まれません。

- ① コンクリート製・陶磁器製（注3）・ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具
 - ② 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石およびレンガ
 - ③ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類。ただし、エレベータのワイヤロープは、この特約の保険の対象に含まれます。
 - ④ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
 - ⑤ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀および蒸気タービン装置の潤滑油または操作油は、この特約の保険の対象に含まれます。
 - ⑥ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
 - ⑦ 試験用または実験用の変電設備
 - ⑧ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
 - ⑨ (1)に記載された機械、機械設備または装置以外のものに付属する電気設備（注4）、圧縮機・ポンプ・ろ過機・冷却器等の機器、タンク、ダクトおよび配管ならびにこれらの機器相互間の配線・配管
- (3) 基礎（注5）、炉壁（注6）、または予備用の部品は保険証券に明記されていない場合は、この特約の保険の対象に含まれません。
- (4) この特約においては、普通保険約款補償条項第4条（保険の対象の範囲）（注1）の規定は、これを適用しません。

（注1）エレベータ

エレベータのワイヤロープを含みます。

（注2）冷蔵庫

冷凍機を含みます。

（注3）陶磁器製（の機器および器具）

磚子・磚管を除きます。

（注4）電気設備

制御装置を含みます。

（注5）基礎

アンカーボルトを含みます。

（注6）炉壁

ボイラの壁を除きます。

第4条（普通保険約款に掲げる損害防止費用との関係）

この特約においては、普通保険約款に掲げる損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

11 事故再発防止等費用特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
事故再発防止等費用	第1条（保険金を支払う場合）の費用をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が負担した下表の費用に対して、この特約に従い、事故再発防止等費用

保険金を支払います。

	事故再発防止等費用保険金をお支払いする場合	お支払いする費用
①	以下の事故によって当社が損害保険金を支払うべき場合 ア. 普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合） （1）①の事故 イ. 営業用什器・備品等損害特約第1条（保険金を支払う場合）（1）における火災、落雷、破裂・爆発の事故	別表1または別表3に掲げる費用。ただし、保険の対象に生じた事故の再発防止等のために被保険者が負担した有益な費用にかぎりません。
②	以下の事故によって当社が損害保険金を支払うべき場合 ア. 普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合） （1）④工. の事故 イ. 営業用什器・備品等損害特約第1条（保険金を支払う場合）（1）における盗難の事故	別表2または別表3に掲げる費用。ただし、保険の対象に生じた事故の再発防止等のために被保険者が負担した有益な費用にかぎりません。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、被保険者が負担した事故再発防止等費用を支払います。ただし、事故発生の日から、その日を含めて180日以内に負担したものにすぎません。また、1回の事故につき、20万円を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合で、被保険者から当社に費用発生の日および内容について告げ、当社がこれを認めたときは、事故発生の日からその日を含めて2年以内に負担した費用を含めることができます。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、被保険者が負担した事故再発防止等費用の額を超えるときは、当社は、次の額を事故再発防止等費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この特約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
被保険者が負担した事故再発防止等費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

<別表1>

事故	費用名	費用の内容
火災事故（注1）	① IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用	火災事故防止のためのIHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用
	② ガス台自動消火器の設置費用	火災事故防止のためのガス台自動消火器の設置費用
	③ 据付型手動消火器の設置費用	火災事故防止のための据付型手動消火器の設置費用
	④ 家庭用スプリンクラーの設置費用	火災事故防止のための家庭用スプリンクラーの設置費用
	⑤ ガス漏れ検知器の設置費用	火災事故防止のためのガス漏れ検知器または警報器の設置費用
	⑥ 漏電遮断器の設置費用	火災事故防止のための漏電遮断器の設置費用
落雷事故（注2）	⑦ 避雷器の購入費用	電気機器の落雷事故防止のための避雷器の購入費用

<別表2>

事 故	費用名	費用の内容
盗難事故(注3)	① ホームセキュリティサービスの実施費用	盗難事故再発防止を目的としたホームセキュリティ機器の賃貸、設置および警備員の派遣等のホームセキュリティサービスの利用費用。警備業務を業務として実施する法人が提供するサービスにかぎります。
	② 防犯カギ、防犯ガラス・フィルムの設置費用	盗難事故再発防止を目的とした防犯カギ、防犯ガラスまたは防犯フィルムの設置費用
	③ 防犯フェンス、防犯シャッターの設置費用	盗難事故再発防止を目的とした防犯フェンスまたは防犯シャッターの設置費用
	④ 再発防止コンサルの利用費用	盗難事故再発防止のための住居の防犯を目的とした専門家による盗難防止コンサルティングサービスの利用費用
	⑤ 防犯カメラ・センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用	盗難による事故にあった場合の、再発防止のため住居の防犯を目的とした防犯カメラや防犯センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用

<別表3>

事 故	費用名	費用の内容
火災事故(注1)または盗難事故(注3)	① 防犯・防火金庫の設置費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減を目的とした防犯・防火金庫の設置費用
	② 災害常備品の購入費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減を目的とした災害常備品の購入費用
	③ 植栽の設置費用	火災による事故発生の場合の被害軽減または盗難事故発生防止を目的とした植栽の新規設置費用
	④ 防犯・防火ガラスの設置費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減または発生防止を目的とした防犯・防火ガラスの設置費用
	⑤ 見廻りサービスの利用費用	火災または盗難による事故発生防止を目的とした見廻りサービスの利用費用。見廻り業務を業務として実施する法人が提供するサービスにかぎります。

(注1) 火災事故

以下の事故をいいます。

- ① 普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)①における火災、破裂・爆発の事故
- ② 営業用什器・備品等損害特約第1条(保険金を支払う場合)(1)における火災、破裂・爆発の事故

(注2) 落雷事故

以下の事故をいいます。

- ① 普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)①における落雷の事故
- ② 営業用什器・備品等損害特約第1条(保険金を支払う場合)(1)における落雷の事故

(注3) 盗難事故

以下の事故をいいます。

- ① 普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)④工.の事故
- ② 営業用什器・備品等損害特約第1条(保険金を支払う場合)(1)における盗難の事故

12 太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
個人識別符号	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第1条に定めるものをいいます。

個人情報	個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注）により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。 ② 個人識別符号が含まれるもの （注） その他の記述等 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。
個人情報データベース等	個人情報を含む情報の集合物であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 特定の個人情報をコンピュータにより検索することができるように体系的に構成したもの ② 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
サイバー攻撃	コンピュータネットワーク、インターネット等を利用してサーバー、コンピュータネットワーク等に不正に侵入し、情報の詐取、破壊および改ざんならびにシステムを機能不全に陥らせることをいいます。
情報	電子データまたは記憶媒体に記録された非電子データとして保有される情報をいい、個人情報および企業情報を含みます。
情報機器等修理費用	被保険者が所有、使用または管理するネットワーク構成機器・設備が損壊した場合における修理費用をいいます。
情報メディア	電子データ、データベース、ソフトウェアおよびプログラムをいいます。
情報漏えい対応費用	次のいずれかに該当する費用をいいます。 ① 個人情報の漏えいに関して、個人情報を漏えいされた本人に対する見舞金、見舞品（注）の購入費用および見舞品（注）の発送費用。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、見舞金については1名あたり1,000円を限度とします。 ② 情報の漏えいに関して、情報を漏えいされた法人に対する見舞品（注）の購入費用および見舞品（注）の発送費用。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、1法人あたり30,000円を限度とします。 ③ 漏えいした情報の不正使用を監視するための費用 （注） 見舞品 有体物にかぎります。
太陽光発電システム	太陽電池やパワーコンディショナなどを用いて、太陽の光を電気に変換する発電システムをいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
データ復旧費用	被保険者が所有、使用または管理する情報が消去または損傷した場合において、その情報を修復もしくは復旧する、またはその情報と同種同等の情報を再作成もしくは再取得する費用をいいます。
DoS攻撃	ネットワークがサービスを提供できない状態にすること等を目的とし、ネットワークに対して過剰な負荷をかける意図的な行為をいいます。
電気事業者	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者および同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいいます。
ネットワーク	保険証券記載の建物内における電子データを伝送する通信回線、ルーターおよび交換機で構成される情報通信ネットワーク、コンピュータ、サーバー、データ端末等の情報機器を接続したコンピュータネットワークおよびインターネット等のバックボーンネットワークのうち生活用のものをいいます。
ネットワーク構成機器・設備	保険証券記載の建物内に所在し、被保険者が所有、使用または管理する生活用のネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、家電製品、設備・装置およびこれらをつなぐ通信用回線設備をいい、携帯式通信機器およびこれらの付属品を含みます。

発電利益	太陽光発電システムによって発電された電力（注）を電気事業者に売却することにより得られる収入および自家消費することにより支出を免れる電気代相当額をいいます。 （注） 発電された電力 この特約の保険の対象である太陽光発電システムによって発電された電力にかぎりず。
被保険者	保険の対象の所有者をいいます。
不正アクセス等	ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって、次のいずれかに該当する行為が実施されることをいいます。 ① 他者のIDまたはパスワード等を使用して他者になりすますことにより行なわれる、またはファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備上において行なわれる、使用権限を制限することにより保護されている情報メディアまたは機能の、ネットワーク上での閲覧、使用、改ざん、破壊または消去 ② ネットワーク構成機器・設備を管理する者がそのネットワーク構成機器・設備上での使用を認めていない情報メディアの、そのネットワーク構成機器・設備へのインストール ③ DoS攻撃
復旧期間	保険の対象である太陽光発電システムが損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の太陽光発電システムを再取得した時までには要した期間をいいます。ただし、規模の拡張を伴った場合は、推定復旧期間（注）を超えないものとします。また、損害を受けた太陽光発電システムの復旧または他の太陽光発電システムの再取得をしない場合で、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。 （注） 推定復旧期間 太陽光発電システムを罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
保険金	発電利益条項においては発電利益保険金、住宅内サイバーリスク補償条項においては住宅内サイバーリスク補償保険金をいいます。
約定復旧期間	復旧期間を基準として、約定した期間をいいます。

第1章 発電利益条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券に発電利益保険金額の記載がある場合に、この特約の保険の対象である太陽光発電システムが、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)<補償内容・損害保険金一覧表>のうち、保険証券記載の損害保険金欄に「○」の記載がある事故（注）によって損害を受けた結果生じた発電利益の損失に対して、この特約に従い、発電利益保険金を支払います。

（注） 損害保険金欄に「○」の記載がある事故

この保険契約に建物電気的・機械的事故特約が付帯されている場合は、偶然な外来の事故に直接起因しない、太陽光発電システムの電気的作用に伴って発生した電気的事故または機械的稼働に伴って発生した機械的事故を含みます。

第2条（保険金支払の条件）

当社は、保険の対象である太陽光発電システムに生じた損害に対して、普通保険約款の規定により損害保険金が支払われるべき場合（注）にかぎり、前条の損失に対して、保険金を支払います。

（注） 損害保険金が支払われるべき場合

この保険契約に建物電気的・機械的事故特約が付帯されている場合は、同特約の規定によって、損害保険金が支払われるべき場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、発生原因がいかなる場合でも、次のいずれかに該当する事由によって生じた発電利益の損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 太陽光発電システムの復旧に対する妨害
- ② 太陽光発電システムの納入者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（注1）を負うべき損害
- ③ 太陽光発電システムの不当な修理や改造によって生じた事故
- ④ 太陽光発電システムのコンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
- ⑤ 電源周波数（Hz）、ガス種の変更に伴う改造、修理
- ⑥ 日射量の低下等の気象条件の変化
- ⑦ 電力の買取価格（注2）の下落
- ⑧ 発電利益に関する権利の第三者への譲渡

（注1） 契約上の責任

保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

（注2） 電力の買取価格

保険契約者または被保険者と電気事業者が契約によって約定する電力の買取価格とします。

第4条（太陽光発電システムによる発電の不継続）

- (1) 被保険者が、損害を受けた保険の対象である太陽光発電システムの復旧またはそれに代わる太陽光発電システムの再取得をしない場合は、この特約の発電利益条項の規定は、損害発生時に遡^{さかのぼ}って効力を失います。
- (2) (1)の規定は、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、適用しません。

第5条（保険価額）

この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の対象である太陽光発電システムの発電によって得られる発電利益の月額（注1）に約定復旧期間月数を乗じた額（注2）とします。

（注1） 発電利益の月額

損害が生じた時の直近1か月間において、実際に被保険者が得た発電利益の月額とし、この間に売電価格の下落があった場合は、売電価格の下落によって減少する額を発電利益の月額から差し引きます。太陽光発電システムの設置時から損害が生じた時までの期間に、発電を開始していたものの、被保険者が発電利益を得ていない場合は、太陽光発電システムの規模および性能から通常得られると認められる額を発電利益の月額として定めます。

（注2） 発電利益の月額（注1）に約定復旧期間月数を乗じた額

損害の影響を受けていない太陽光発電システムによる発電が継続されており、これによって発電利益を得られる場合は、この額を保険価額から差し引きます。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき発電利益の損失の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当社は、保険価額を限度とし、発電利益について復旧期間（注）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
- (3) 保険金額が保険価額よりも低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を 保険金として、支払います。

$$\text{復旧期間（注）内に生じた発電利益の損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

（注） 復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

第7条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款基本条項第6節第1条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、復旧期間（注）が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、復旧期間（注）が1か月を超えた場合において、被保険者が内払を請求するときは、毎月末に保険金請求権を行使することができるものとします。
- （注） 復旧期間
約定復旧期間を限度とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、発電利益について復旧期間（注）内に生じた損失の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注） 復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

第2章 住宅内サイバーリスク補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券に住宅内サイバーリスク補償保険金額の記載がある場合に、保険期間中にネットワーク構成機器・設備がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等または個人情報の漏えい（以下、本章において「事故」といいます。）の事実が確認されたことに伴い、その事故に対応するために、被保険者が実際に負担した次の費用に対して、住宅内サイバーリスク補償保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、事故が生じなかったとしても発生する費用およびネットワーク構成機器・設備の納入者が被保険者に対し法律上または契約上の責任（注1）を負うべき費用を除きます。また、漏えいした個人情報を不正使用されたことに伴い生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 情報機器等修理費用
- ② 情報漏えい対応費用
- ③ データ復旧費用
- ④ 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。
- ⑤ 事故の原因調査および再現実験に要する費用（注2）ならびに事故の再発防止策を実施す

る費用

- ⑥ 事故の拡大の防止に努めるために要した費用
- ⑦ 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用
(注1) 契約上の責任
保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- (注2) 事故の原因調査および再現実験に要する費用
意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。

第2条 (保険金支払の条件)

当会社は、保険契約者または被保険者が、保険期間中に前条の事故が発生した事実を知った後ただちに警察その他の公の機関に対する書面等による被害の届出または報告を行っており、被保険者が負担した費用が事故によって生じたものであることを客観的資料によって確認できる場合にかぎり、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ネットワークの欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わってネットワークを管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ⑨ ネットワークの自然の消耗もしくは劣化(注5)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事象
 - ⑩ ねずみ食い、虫食い等
 - (2) 当会社は、(1)の規定のほか、発生原因がいかなる場合でも、次のいずれかに該当する事由に起因して生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因して生じた費用
 - ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因して生じた費用。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ③ 被保険者の職務遂行に起因して生じた費用
 - ④ 使用可能な最新版の基本ソフトまたはアプリケーションソフトがネットワークに使用されていないことに起因して生じた費用
 - ⑤ ネットワークに対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因して生じた費用
 - ⑥ 偶然な外来の事故に直接起因しない、ネットワークの電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因して生じた費用
 - ⑦ ネットワークの不当な修理や改造に起因して生じた費用
 - ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因して生じた費用
 - ⑨ 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因して生じた費用
 - ⑩ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因して生じた費用
 - ⑪ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれに起因して生じた費用
- (注1) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) その者(①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者)
①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

第4条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、被保険者が負担した第1条(保険金を支払う場合)に掲げる費用を支払います。ただし、事故発生の日から、その日を含めて180日以内に負担したものにすぎません。また、1回の事故につき保険証券記載の額を限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合で、被保険者から当会社に費用発生の日からその日を含めて2年以内に負担した費用を含めることができます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、被保険者が負担した第1条（保険金を支払う場合）に掲げる費用の額を超えるときは、当社は、次の額を住宅内サイバーリスク補償保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
被保険者が負担した第1条に掲げる費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第3章 基本条項

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

13 地震危険等上乗せ特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
地震保険金	この保険契約に付帯されている地震保険普通保険約款の規定により支払われる保険金をいいます。
保険金	地震危険等上乗せ保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載のこの特約の保険の対象について、地震保険金が支払われる場合に、この特約に従い、地震危険等上乗せ保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

当社は、前条の保険金として、地震保険金と同額を支払います。ただし、次のいずれかの場合はそれぞれの算式によって算出した額とします。

- ① 保険の対象が建物である場合において、地震保険金の額とこの特約の保険金の額の合計額が保険の対象である建物の協定再調達価額（注1）を超えるとき

$$\boxed{\text{保険の対象である建物の協定再調達価額（注1）}} - \boxed{\text{地震保険金の額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ② 保険の対象が家財である場合において、地震保険金の額とこの特約の保険金の額の合計額が保険の対象である家財（注2）の再調達価額を超えるとき

$$\boxed{\text{保険の対象である家財（注2）の再調達価額}} - \boxed{\text{地震保険金の額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

（注1） 協定再調達価額

普通保険約款補償条項第4条（保険の対象の範囲）(8)に該当する事実その他保険契約締結の後に協定再調達価額の変更が必要な事実が発生した場合において、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である建物の価額を再評価し、変更した協定再調達価額をいいます。

（注2） 保険の対象である家財

貴金属・稿本等は含みません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

14 地震火災特約（地震火災30プラン）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
事故	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災をいいます。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、地震保険契約を除きます。
保険金	地震火災保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定にかかわらず、事故によって保険の対象が損害（注1）を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合は、それによって生ずる損害等に対して、この特約に従い、地震火災保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものと

します。

- ① 保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき（注2）。
② 保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物（共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室）が半焼以上となったとき（注2）、またはその家財が全焼となったとき（注3）。

(注1) 損害

普通保険約款補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)、(2)①、(2)③、(2)④、(3)、(4)または(5)に掲げる事由によって生じた損害を除きます。

(注2) 建物が半焼以上となったとき

建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注3) 家財が全焼となったとき

家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属・稿本等は含まれません。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、前条の保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

保険金額（注）× 支払割合（ $\frac{25}{100}$ ）＝ 保険金の額

- (2) (1)の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(注) 保険金額

保険の対象が家財である場合において、保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。この場合における家財の再調達価額には貴金属・稿本等は含まれません。

第3条（地震火災費用保険金との関係）

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第2条（費用保険金を支払う場合）②に規定する地震火災費用保険金の支払とは関係なく、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払います。

第4条（損害防止費用との関係）

この特約においては、普通保険約款に掲げる損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了の事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (注1) 請求完了日
被保険者が普通保険約款基本条項第6節第1条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 損害の額
再調達価額を含みます。
- (注3) 下表に定める日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注4) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注5) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約における保険の対象ごとの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

別表（第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）関係）

保険金の種類	支払限度額
第1条（保険金を支払う場合）の保険金	それぞれの保険契約における保険の対象ごとの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、以下の金額を超えるとき。 ① 保険の対象が建物の場合 建物の協定再調達価額に50%を乗じて得た額 ② 保険の対象が家財の場合 貴金属・稿本等を除く家財の再調達価額に50%を乗じて得た額

15 地震火災特約（地震火災50プラン）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
事故	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災をいいます。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、地震保険契約を除きます。
保険金	地震火災保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定にかかわらず、事故によって保険の対象が損害（注1）を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合は、それによって生ずる損害等に対して、この特約に従い、地震火災保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、扉または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき（注2）。
 - ② 保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物（共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室）が半焼以上となったとき（注2）、またはその家財が全焼となったとき（注3）。
- (注1) 損害
普通保険約款補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)、(2)①、(2)③、(2)④、(3)、(4)または(5)に掲げる事由によって生じた損害を除きます。

(注2) 建物が半焼以上となったとき
建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合

が20%以上となった場合をいいます。

(注3) 家財が全焼となったとき

家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属・稿本等は含みません。

第2条 (保険金の支払額)

(1) 当社は、前条の保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

保険金額 (注) × 支払割合 (45%) = 保険金の額

(2) (1)の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(注) 保険金額

保険の対象が家財である場合において、保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。この場合における家財の再調達価額には貴金属・稿本等は含みません。

第3条 (地震火災費用保険金との関係)

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第2条 (費用保険金を支払う場合) ②に規定する地震火災費用保険金の支払とは関係なく、第1条 (保険金を支払う場合) の保険金を支払います。

第4条 (損害防止費用との関係)

この特約においては、普通保険約款に掲げる損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (注2) および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日 (注1) からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数 (注3) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注4)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注5) は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が普通保険約款基本条項第6節第1条 (保険金の請求) (2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

再調達価額を含みます。

(注3) 下表に定める日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約における保険の対象ごとの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

別表（第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）関係）

	保険金の種類	支払限度額
第1条（保険金を支払う場合）の保険金	それぞれの保険契約における保険の対象ごとの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、以下の金額を超えるとき。 ① 保険の対象が建物の場合 建物の協定再調達価額に50%を乗じて得た額 ② 保険の対象が家財の場合 貴金属・稿本等を除く家財の再調達価額に50%を乗じて得た額	1回の事故につき、保険の対象ごとに、以下の額とします。 ① 保険の対象が建物の場合 建物の協定再調達価額に50%を乗じて得た額 ② 保険の対象が家財の場合 貴金属・稿本等を除く家財の再調達価額に50%を乗じて得た額

16 営業用什器・備品等損害特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
貴金属・稿本等	次に掲げる物をいいます。 ① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ② 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	営業用什器・備品等損害保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、下表およびこの特約に従い、保険金を支払います。

保険金を支払う場合	保険金の支払額																				
<p>(1) 不測かつ突発的な事故によって、保険の対象が損害（注1）を受けた場合</p> <p>(2) 保険証券記載の建物内における業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（注2）の盗難によって損害を受けた場合。ただし、小切手の盗難による損害については、次の①および②の事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の③および④の事実があったこと、乗車券等の盗難については次の⑤の事実があったことを条件とします。</p> <p>① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人（注3）および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。</p> <p>② 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。</p> <p>③ 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。</p> <p>④ 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。</p> <p>⑤ 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。</p>	<p>ア. 当社が保険金を支払うべき損害の額（注4）は、次のとおり定めます。</p> <p>(イ) 次の算式により算出した額とします。ただし、ウ. の費用を除いた額は、保険の対象の再調達価額（注5）を限度とします。</p> $\boxed{\text{復旧費用}} + \boxed{\text{ウ. の費用}} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$ <p>(イ) (イ)およびウ. にかかわらず、切手および印紙の場合は、その料額によって定めます。</p> <p>イ. 当社が支払う保険金の額は、保険の対象の保険金額の2倍を限度として、次のとおり定めます。</p> <p>(イ) 次の算式により算出した額とします。ただし、損害保険金の額からウ. の費用を除いた額は、保険の対象の保険金額を限度とします。</p> $\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金}}$ <p>(イ) (イ)の算式において、貴金属・稿本等の事故（注6）の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>(ウ) (イ)および(イ)にかかわらず、通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額を支払います。</p> <p>ウ. ア. の損害の額には、下表の費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用を含みます。</p> <table border="1" data-bbox="329 744 968 1770"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 744 515 778">費用の区分</th> <th data-bbox="515 744 968 778">費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 778 515 861">① 残存物取片づけ費用</td> <td data-bbox="515 778 968 861">損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 861 515 916">② 原因調査費用</td> <td data-bbox="515 861 968 916">損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注7）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 916 515 1045">③ 損害範囲確定費用</td> <td data-bbox="515 916 968 1045">保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注7）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注8）を超える期間に対応する費用を除きます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1045 515 1147">④ 試運転費用</td> <td data-bbox="515 1045 968 1147">損害が生じた保険の対象に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1147 515 1276">⑤ 仮修理費用</td> <td data-bbox="515 1147 968 1276">損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1276 515 1406">⑥ 賃借費用</td> <td data-bbox="515 1276 968 1406">損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注9）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注9）を超えるものを除きます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1406 515 1517">⑦ 仮設物設置費用</td> <td data-bbox="515 1406 968 1517">損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注10）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注9）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1517 515 1591">⑧ 残業勤務などの費用</td> <td data-bbox="515 1517 968 1591">損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1591 515 1770">⑨ 保険の対象以外の原状復旧費用</td> <td data-bbox="515 1591 968 1770">損害が生じた保険の対象を復旧するために損害の生じた保険の対象以外の物の移動または取りこわしを必要とする場合において、その物の移動費用、取りこわし費用、およびその移動した物または取りこわした物を移動または取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用</td> </tr> </tbody> </table>	費用の区分	費用の内容	① 残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。	② 原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注7）	③ 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注7）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注8）を超える期間に対応する費用を除きます。	④ 試運転費用	損害が生じた保険の対象に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。	⑤ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。	⑥ 賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注9）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注9）を超えるものを除きます。	⑦ 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注10）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注9）	⑧ 残業勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用	⑨ 保険の対象以外の原状復旧費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために損害の生じた保険の対象以外の物の移動または取りこわしを必要とする場合において、その物の移動費用、取りこわし費用、およびその移動した物または取りこわした物を移動または取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用
費用の区分	費用の内容																				
① 残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。																				
② 原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注7）																				
③ 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注7）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注8）を超える期間に対応する費用を除きます。																				
④ 試運転費用	損害が生じた保険の対象に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。																				
⑤ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。																				
⑥ 賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注9）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注9）を超えるものを除きます。																				
⑦ 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注10）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注9）																				
⑧ 残業勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用																				
⑨ 保険の対象以外の原状復旧費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために損害の生じた保険の対象以外の物の移動または取りこわしを必要とする場合において、その物の移動費用、取りこわし費用、およびその移動した物または取りこわした物を移動または取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用																				

(注1) 損害

雪災(注11)の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款基本条項第6節第2条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通保険約款同条項第5節第1条(事故発生時の義務および損害防止費用)の規定に基づく義務を負うものとします。

(注2) 通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等

小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。

(注3) 小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注4) 損害の額

盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。ただし、ウ.の費用を除いた額は保険の対象の再調達価額(注5)を限度とします。

(注5) 保険の対象の再調達価額

貴金属・稿本等の場合は、時価額に読み替えます。

(注6) 事故

普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)①補償内容・損害保険金一覧表>④工.および⑤に該当する事故にかぎります。

(注7) 調査費用

被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費(注12)を除きます。

(注8) 復旧完了までの期間

保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えるものとはします。

(注9) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧完了までの期間(注8)を超える期間に対応する費用を除きます。

(注10) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

(注11) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注12) 被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費

被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴行行為または破壊行為
- ④ 保険の対象の置き忘れ(注3)または紛失(注4)
- ⑤ 保険の対象が保険証券記載の建物(注5)外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注6)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質(注7)によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(3) 当社は、(1)および(2)の規定のほか、発生原因がいかなる場合でも、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかつた場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工、修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④ 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- ⑤ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注9)を負うべき損害(注10)
- ⑥ 詐欺または横領によってこの特約の保険の対象に生じた損害

- ⑦ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- ⑧ 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注11）であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑨ 楽器の弦（注12）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑩ 楽器の音色または音質の変化
- ⑪ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害。ただし、建物の外側の部分（注13）が前条に規定する事故によって破損することとともない、その破損部分から建物の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- ⑫ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注14）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱の損害その他類似の損害、またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ⑭ 保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害を除きます。
- ⑮ 保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた次に掲げる損害
 - ア. 流出、溢出、漏出、拡散等に起因する損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
 - イ. コンタミネーション（注15）、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難な状態等になったことに起因する損害。ただし、容器、配管等に不測かつ突発的な事故が生じたことに伴う損害を除きます。

（注1） 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） その者（①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者）

①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

（注4） 置き忘れ（注3）または紛失

置き忘れ（注3）または紛失後の盗難を含みます。

（注5） 保険証券記載の建物

物置、車庫その他の付属建物を含みます。

（注6） 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

(2)のいずれかの事由によって発生した前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注7） 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注8） 核燃料物質（注7）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注9） 契約上の責任

保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。

（注10） 法律上または契約上の責任（注9）を負うべき損害

その保険の対象に生じた損害にかぎります。

（注11） 外観上の損傷または汚損

落書きを含みます。

（注12） 楽器の弦

ピアノ線を含みます。

（注13） 建物の外側の部分

外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注14） 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

（注15） コンタミネーション

融めまたは混合することをいいます。

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) 保険の対象は、保険証券記載の建物（注1）に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産にかぎります。
- (2) 建物と什器・備品等の動産の所有者が異なる場合において、次に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- ④ 保険証券記載の建物（注1）の共用部分に収容されている物
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 船舶（注2）、航空機、自動車等（注3）、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ② 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ③ 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物（注4）
 - ④ 商品・製品等
 - ⑤ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
 - ⑥ 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物（注5）
 - ⑧ 動物、植物等の生物
 - ⑨ その他下欄記載の物

クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物

- (注1) 保険証券記載の建物
物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- (注2) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 自動車等
自動車（注6）および原動機付自転車をいいます。
- (注4) 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に、第1条（保険金を支払う場合）(2)の盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。
- (注5) プログラム、データその他これらに類する物
OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて第1条の保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象を含むものとします。
- (注6) 自動車
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいいます。

第4条（費用保険金の関係）

第1条（保険金を支払う場合）の保険金が支払われる場合においても、当会社は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に規定する費用保険金は支払いません。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに<保険金の支払限度額表>に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{<保険金の支払限度額表>に掲げる支払限度額}} \\
 - \\
 \boxed{\text{再調達価額基準の他の保険契約等（注1）によって既に支払われている保険金または共済金の額}} \\
 - \\
 \boxed{\text{時価額基準の他の保険契約等（注2）によって支払われるべき保険金または共済金の額}} \\
 = \\
 \boxed{\text{保険金}}
 \end{array}$$

<保険金の支払限度額表>

	保険金の種類	支払限度額
①	②および③以外の場合の保険金	損害の額から保険証券記載のこの特約の自己負担額を差し引いた額。ただし、他の保険契約等に、この特約の自己負担額より低いものがある場合は、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
②	貴金属・稿本等の事故（注3）の場合の保険金	1回の事故につき、次のうち最も低い額 ア. 損害の額から保険証券記載のこの特約の自己負担額（注4）を差し引いた額 イ. 1個または1組ごとに100万円（注5） ウ. この特約の保険金額
③	業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合の保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注6）または損害の額のいずれか低い額

- (2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

(注1) 再調達価額基準の他の保険契約等
再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等に

かぎりです。

(注2) 時価額基準の他の保険契約等

時価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎりです。

(注3) 事故

普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)〈補償内容・損害保険金一覧表〉④工、および⑤に該当する事故にかぎりです。

(注4) 自己負担額

他の保険契約等に、この特約の自己負担額より低いものがある場合は、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。

(注5) 100万円

他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注6) 20万円

他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第6条(残存物および盗難品の帰属)

(1) 当社が第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当社に移転しません。

(2) 盗取されたこの特約の保険の対象について、当社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 保険の対象の全部または一部が盗取された場合に、当社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の保険金を支払ったときは、当社は、保険金の再調達価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、既に受け取った保険金に相当する額(注)を当社に払い戻して、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注) 既に受け取った保険金に相当する額

回収に要した費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

17 商品・製品等損害特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
貴金属・稿本等	次に掲げる物をいいます。 ① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ② 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
再調達価額	仕入価額または原価等のその保険の対象の性質または状況に応じた額をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	商品・製品等損害保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、下表およびこの特約に従い、保険金を支払います。

保険金を支払う場合	保険金の支払額																				
<p>不測かつ突発的な事故によって、保険の対象が損害（注1）を受けた場合</p>	<p>ア. 当社が保険金を支払うべき損害の額（注2）は、次のとおり定めます。 次の算式により算出した額とします。ただし、ウ. の費用を除いた額は、保険の対象の再調達価額（注3）を限度とします。</p> $\boxed{\text{復旧費用}} + \boxed{\text{ウ. の費用}} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物が ある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$ <p>イ. 当社が支払う保険金の額は、保険の対象の保険金額の2倍を限度として、次のとおり定めます。 (ア) 次の算式により算出した額とします。ただし、損害保険金の額からウ. の費用を除いた額は、保険の対象の保険金額を限度とします。</p> $\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の自己負担額}} = \boxed{\text{保険金}}$ <p>(イ) (ア)の算式において、貴金属・稿本等の事故（注4）の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。 ウ. ア. の損害の額には、下表の費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用を含みます。</p> <table border="1" data-bbox="319 611 958 1677"> <thead> <tr> <th data-bbox="322 617 511 648">費用の区分</th> <th data-bbox="514 617 955 648">費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="322 654 511 731">① 残存物取片づけ費用</td> <td data-bbox="514 654 955 731">損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および撤出費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 737 511 787">② 原因調査費用</td> <td data-bbox="514 737 955 787">損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注5）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 792 511 925">③ 損害範囲確定費用</td> <td data-bbox="514 792 955 925">保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注5）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注6）を超える期間に対応する費用を除きます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 931 511 1031">④ 試運転費用</td> <td data-bbox="514 931 955 1031">損害が生じた保険の対象に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1036 511 1169">⑤ 仮修理費用</td> <td data-bbox="514 1036 955 1169">損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1175 511 1308">⑥ 賃借費用</td> <td data-bbox="514 1175 955 1308">損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注7）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注7）を超えるものを除きます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1313 511 1413">⑦ 仮設物設置費用</td> <td data-bbox="514 1313 955 1413">損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注8）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注7）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1419 511 1500">⑧ 残業勤務などの費用</td> <td data-bbox="514 1419 955 1500">損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1506 511 1677">⑨ 保険の対象以外の原状復旧費用</td> <td data-bbox="514 1506 955 1677">損害が生じた保険の対象を復旧するために損害の生じた保険の対象以外の物の移動または取りこわしを必要とする場合において、その物の移動費用、取りこわし費用、およびその移動した物または取りこわした物を移動または取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用</td> </tr> </tbody> </table>	費用の区分	費用の内容	① 残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および撤出費用をいいます。	② 原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注5）	③ 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注5）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注6）を超える期間に対応する費用を除きます。	④ 試運転費用	損害が生じた保険の対象に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。	⑤ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。	⑥ 賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注7）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注7）を超えるものを除きます。	⑦ 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注8）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注7）	⑧ 残業勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用	⑨ 保険の対象以外の原状復旧費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために損害の生じた保険の対象以外の物の移動または取りこわしを必要とする場合において、その物の移動費用、取りこわし費用、およびその移動した物または取りこわした物を移動または取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用
費用の区分	費用の内容																				
① 残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および撤出費用をいいます。																				
② 原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注5）																				
③ 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注5）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注6）を超える期間に対応する費用を除きます。																				
④ 試運転費用	損害が生じた保険の対象に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。																				
⑤ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。																				
⑥ 賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注7）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注7）を超えるものを除きます。																				
⑦ 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注8）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注7）																				
⑧ 残業勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用																				
⑨ 保険の対象以外の原状復旧費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために損害の生じた保険の対象以外の物の移動または取りこわしを必要とする場合において、その物の移動費用、取りこわし費用、およびその移動した物または取りこわした物を移動または取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用																				

（注1） 損害

雪災（注9）の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支

払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通保険約款同条項第5節第1条(事故発生時の義務および損害防止費用)の規定に基づく義務を負うものとします。

(注2) 損害の額

盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。ただし、ウ.の費用を除いた額は保険の対象の再調達価額(注3)を限度とします。

(注3) 保険の対象の再調達価額

貴金属・稿本等の場合は、時価額に読み替えます。

(注4) 事故

普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)〈補償内容・損害保険金一覧表〉④工、および⑤に該当する事故にかぎります。

(注5) 調査費用

被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費(注10)を除きます。

(注6) 復旧完了までの期間

保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(注7) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧完了までの期間(注6)を超える期間に対応する費用を除きます。

(注8) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

(注9) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注10) 被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費

被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 保険の対象の置き忘れ(注3)または紛失(注4)
- ⑤ 保険の対象が保険証券記載の建物(注5)外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注6)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質(注7)によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる特性による事故
- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(3) 当社は、(1)および(2)の規定のほか、発生原因がいかなる場合でも、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ④ 保険の対象に対する加工、修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- ⑥ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注9)を負うべき損害(注10)
- ⑦ 詐欺または横領によってこの特約の保険の対象に生じた損害
- ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- ⑨ 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注11)であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑩ 楽器の弦(注12)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損

- 害を被った場合を除きます。
- ⑪ 楽器の音色または音質の変化
 - ⑫ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、^{じん}砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害。ただし、建物の外側の部分（注13）が前条に規定する事故によって破損することとともない、その破損部分から建物の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
 - ⑬ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑭ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注14）、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱の損害その他類似の損害、またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
 - ⑮ 保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害を除きます。
 - ⑯ 保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた次に掲げる損害
 - ア. 流出、^{いっ}溢、漏出、拡散等に起因する損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
 - イ. コンタミネーション（注15）、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難な状態等になったことに起因する損害。ただし、容器、配管等に不測かつ突発的な事故が生じたことに伴う損害を除きます。
 - ⑰ 保険契約締結の当時既に亀裂その他の欠陥のあったガラスに生じた損害
 - ⑱ ガラスの取付上の欠陥によって取付後その日を含めて7日以内に生じた損害
 - ⑲ 万引き等（注16）によって商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等（注16）を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。
 - ⑳ 検品、梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害（注17）
 - ㉑ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
 - ㉒ 加工もしくは製造中の保険の対象の加工または製造に起因して生じた損害（注18）
 - ㉓ 保険の対象が冷凍物等（注19）である場合の次の損害
 - ア. 冷凍物等（注19）を保管・収容する冷蔵装置等（注20）の破壊・変調もしくは機能停止したことによる損害。ただし、冷蔵装置等（注20）と同一敷地内に生じた火災、落雷、破裂または爆発（注21）が原因の場合は、この規定を適用しません。
 - イ. 冷凍物等（注19）を第三者に引渡した後で発見された損害
 - ウ. 日常の使用または運転に伴う冷蔵装置等（注20）の摩滅、劣化に起因する損害
 - エ. 冷蔵装置等（注20）の腐食、さび、侵食に起因する損害
 - オ. 冷蔵装置等（注20）の接続する電気、ガスもしくは水道等の供給が停止または阻害されたこと、または敷地外に落雷したことによる過電流に起因する損害。ただし、冷蔵装置等（注20）と同一敷地内に生じた火災、落雷、破裂または爆発（注21）が原因の場合は、この規定を適用しません。
 - カ. 冷蔵装置等（注20）または消火設備等からの内容物の漏出・^{いっ}溢による損害
 - ㉔ 輸送のための荷造りが不完全であることに起因する損害
 - (注1) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) その者（①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者）
①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 置き忘れ
保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
 - (注4) 置き忘れ（注3）または紛失
置き忘れ（注3）または紛失後の盗難を含みます。
 - (注5) 保険証券記載の建物
物置、車庫その他の付属建物を含みます。
 - (注6) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
(2)のいずれかの事由によって発生した前条に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 - (注7) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
 - (注8) 核燃料物質（注7）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
 - (注9) 契約上の責任
保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
 - (注10) 法律上または契約上の責任（注9）を負うべき損害
その保険の対象に生じた損害にかぎります。
 - (注11) 外観上の損傷または汚損
落書きを含みます。
 - (注12) 楽器の弦
ピアノ線を含みます。

- (注13) 建物の外側の部分
外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (注14) 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注15) コンタミネーション
融和または混合することをいいます。
- (注16) 万引き等
万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。
- (注17) 検品、棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害
不法に侵入した第三者の盗取による損害は含まれません。
- (注18) 加工もしくは製造中の保険の対象の加工または製造に起因して生じた損害
加工または製造に使用された機械・設備・装置等の停止による損害を含みます。
- (注19) 冷凍物等
冷凍物・冷蔵物をいいます。
- (注20) 冷蔵装置等
冷蔵倉庫・機械・設備装置等をいいます。
- (注21) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) 保険の対象は、保険証券記載の建物（注1）に収容されている、被保険者が所有する商品・製品等の動産にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 業務用の什器・備品等
 - ② 家財
 - ③ 船舶（注2）、航空機、自動車等（注3）、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ④ 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
 - ⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物（注4）
 - ⑥ 動物、植物等の生物
- (注1) 保険証券記載の建物
物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- (注2) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 自動車等
自動車（注5）および原動機付自転車をいいます。
- (注4) プログラム、データその他これらに類する物
OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて第1条（保険金を支払う場合）の保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象に含むものとします。
- (注5) 自動車
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいいます。

第4条（費用保険金の関係）

第1条（保険金を支払う場合）の保険金が支払われる場合においても、当社は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に規定する費用保険金は支払いません。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに＜保険金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次の額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{＜保険金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額}} \\
 - \\
 \boxed{\text{再調達価額基準の他の保険契約等（注1）によって既に支払われている保険金または共済金の額}} \\
 - \\
 \boxed{\text{時価額基準の他の保険契約等（注2）によって支払われるべき保険金または共済金の額}} \\
 = \\
 \boxed{\text{保険金}}
 \end{array}$$

＜保険金の支払限度額表＞

	保険金の種類	支払限度額
①	②以外の場合の保険金	損害の額から保険証券記載のこの特約の自己負担額を差し引いた額。ただし、他の保険契約等に、この特約の自己負担額より低いものがある場合は、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。
②	貴金属・稿本等の事故（注3）の場合の保険金	1回の事故につき、次のうち最も低い額 ア. 損害の額から保険証券記載のこの特約の自己負担額（注4）を差し引いた額 イ. 1個または1組ごとに100万円（注5） ウ. この特約の保険金額

(2) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

(注1) 再調達価額基準の他の保険契約等

再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎりません。

(注2) 時価額基準の他の保険契約等

時価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎりません。

(注3) 事故

普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)<補償内容・損害保険金一覧表>④工、および⑤に該当する事故にかぎりません。

(注4) 自己負担額

他の保険契約等に、この特約の自己負担額より低いものがある場合は、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。

(注5) 100万円

他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第6条(事故再発防止等費用特約の読み替え)

この保険契約に事故再発防止等費用特約が適用される場合、同特約の規定中、「営業用什器・備品等損害特約第1条(保険金を支払う場合)(1)」とあるのを、「営業用什器・備品等損害特約第1条(保険金を支払う場合)(1)または商品・製品等損害特約第1条(保険金を支払う場合)」と読み替えて適用します。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

18 水災支払方法縮小特約(縮小割合70%型)

第1条(損害保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)<補償内容・損害保険金一覧表>③損害保険金を支払う場合の規定を次のとおり読み替えて適用します。

事故の区分	損害保険金を支払う場合
③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する損害を受けた場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、屋外設備・装置が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 (ア) 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注5)を被った結果、建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合 (ウ) (ア)および(イ)に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注5)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

第2条(損害保険金の支払額)

(1) 前条の規定による読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)

③の損害に対し当社が支払う損害保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

① 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(ア)に該当する場合

$$\boxed{\text{普通保険約款補償条項第1条(1)の}} \times \boxed{\text{縮小割合}} = \boxed{\text{損害保険金}}$$

規定による損害保険金の額 (70%)

② 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(イ)に該当する場合

$$\boxed{\text{保険金額(注1)}} \times \boxed{10\%} = \boxed{\text{損害保険金(注2)}}$$

③ 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(ウ)に該当する場合

$$\boxed{\text{保険金額(注1)}} \times \boxed{5\%} = \boxed{\text{損害保険金(注3)}}$$

(2) (1)および普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(2)②の規定にかかわらず、保険の対象が建物の場合において、普通保険約款補償条項第4条(保険の対象の範囲)(5)または(10)の規定により、前条の規定による読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③の損害に対し当社が支払う損害保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

- ① 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(ア)に該当する場合
 (ア) 保険金額が、建物の再調達価額の80%に相当する額以上の場合

$$\boxed{\text{普通保険約款補償条項第1条(2)②ア.の規定による損害保険金の額}} \times \boxed{\text{縮小割合(70\%)}} = \boxed{\text{損害保険金}}$$

- (イ) (ア)以外の場合

$$\boxed{\text{普通保険約款補償条項第1条(2)②ア.の規定による損害保険金の額}} \times \boxed{\text{縮小割合(70\%)}} = \boxed{\text{損害保険金}}$$

- ② 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(イ)に該当する場合
 (ア) 保険金額が、建物の再調達価額の80%に相当する額以上の場合

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{10\%} = \boxed{\text{損害保険金(注2)}}$$

- (イ) (ア)以外の場合

$$\left(\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{10\%} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{再調達価額}} \times \boxed{80\%}} = \boxed{\text{損害保険金(注2)}}$$

- ③ 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(ウ)に該当する場合
 (ア) 保険金額が、建物の再調達価額の80%に相当する額以上の場合

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{5\%} = \boxed{\text{損害保険金(注3)}}$$

- (イ) (ア)以外の場合

$$\left(\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{5\%} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{再調達価額}} \times \boxed{80\%}} = \boxed{\text{損害保険金(注3)}}$$

- (3) (1)②および③または(2)②および③の規定により当社が支払う損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(注1) 保険金額

保険の対象が家財である場合において、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

(注2) 損害保険金

1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(注3) 損害保険金

1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

第3条 (費用保険金の関係)

第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金が支払われる場合においても、当社は、普通保険約款に規定する臨時費用保険金は支払いません。

第4条 (他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

第1条(損害保険金を支払う場合)の規定による読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(損害保険金を支払う場合)(1)③の損害については、普通保険約款基本条項第6節第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)に規定する支払限度額は、それぞれ次の額とします。

- ① 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(ア)に該当する場合

$$\boxed{\text{普通保険約款基本条項第6節第3条(1) <損害保険金の支払限度額表>①に規定する支払限度額}} \times \boxed{\text{縮小割合(70\%) (注1)}} = \boxed{\text{支払限度額}}$$

- ② 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(イ)に該当する場合

次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、③と合算して1敷地内ごとに200万円(注2)を限度とします。

$$\boxed{\text{保険価額(注3)}} \times \boxed{10\% \text{ (注4)}} = \boxed{\text{支払限度額}}$$

- ③ 読み替え後の普通保険約款補償条項第1条(1)③(ウ)に該当する場合

次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円(注5)を限度とします。

$$\boxed{\text{保険価額(注3)}} \times \boxed{5\% \text{ (注6)}} = \boxed{\text{支払限度額}}$$

(注1) 縮小割合(70%)

他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。

(注2) 200万円

他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注3) 保険価額

保険の対象が建物の場合は保険の対象の協定再調達価額または再調達価額のいずれか高い額、保険の対象が家財の場合は保険の対象の再調達価額とします。

(注4) 10%

他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い額とします。

(注5) 100万円

他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注6) 5%

他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い額とします。

第5条 (適用除外)

保険の対象である家財のうち貴金属・稿本等については、この特約の規定を適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

19 臨時費用保険金限定特約

第1条 (臨時費用保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第2条 (費用保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受け損害保険金が支払われる場合にかぎり、臨時費用保険金を支払います。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

20 上乗せ協定再調達価額保険特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
他の保険契約	価額協定保険特約およびこれに類似の特約を付帯しない他の保険契約で、保険の対象である建物について締結されたものをいいます。

第1条 (他の保険契約がある場合の取扱い)

- (1) 保険の対象である建物について、他の保険契約がある場合は、保険金額を保険証券記載の協定再調達価額から他の保険契約の保険金額を差し引いた額により定めることができます。
- (2) (1)の規定により保険金額を定めた場合は、保険契約締結の後、普通保険約款補償条項第4条 (保険の対象の範囲) (9)、基本条項第2節第4条 (保険金額の調整) (2)または同節第6条 (契約内容の変更) (1)の規定により協定再調達価額または保険金額を変更するときにも、(1)と同様の方法によるものとします。
- (3) (1)または(2)の規定により協定再調達価額または保険金額を定めた場合において、損害発生するとき保険金額が保険証券記載の協定再調達価額 (注) から他の保険契約の保険金額を差し引いた額に満たない場合は、その損害については、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

$$\frac{\text{普通保険約款補償条項第1条 (損害保険金を支払う場合) の規定による損害保険金の額}}{\text{協定再調達価額} \times 80\%} \times \text{保険金額} = \text{損害保険金の額}$$

- (4) (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき他の保険契約により保険金が支払われない場合は、その損害については、当社は、(3)の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

(注) 協定再調達価額

普通保険約款補償条項第4条 (保険の対象の範囲) (9)、基本条項第2節第4条 (保険金額の調整) (2)または同節第6条 (契約内容の変更) (1)の規定によって再評価した場合は、その再評価後の協定再調達価額とします。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

21 上乗せ協定再調達価額保険特約 (共済契約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
他の共済契約	保険の対象である建物について締結された共済契約をいいます。

第1条（他の共済契約がある場合の取扱い）

- 保険の対象である建物について、他の共済契約がある場合は、保険金額を保険証券記載の協定再調達価額から他の共済契約の共済金額を差し引いた額により定めることができます。
- (1)の規定により保険金額を定めた場合は、保険契約締結の後、普通保険約款補償条項第4条（保険の対象の範囲）(9)、基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)または同節第6条（契約内容の変更）(1)の規定により協定再調達価額または保険金額を変更するときにも、(1)と同様の方法によるものとします。
- (1)または(2)の規定により協定再調達価額または保険金額を定めた場合において、損害発生するとき保険金額が保険証券記載の協定再調達価額（注）から他の共済契約の共済金額を差し引いた額に満たない場合は、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)①から④までの損害については、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

$$\text{普通保険約款補償条項第1条の規定による損害保険金の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{協定再調達価額} \times 80\%} = \text{損害保険金の額}$$

- (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき他の共済契約により共済金が支払われない場合は、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)①から④までの損害については、当会社は、(3)の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

(注) 協定再調達価額

普通保険約款補償条項第4条（保険の対象の範囲）(9)、基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)または同節第6条（契約内容の変更）(1)の規定によって再評価した場合は、その再評価後の協定再調達価額とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

22 法人等契約の被保険者に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
従業員等	役員または使用人をいいます。
同居人	入居者と同居する者をいいます。ただし、保険の対象である家財を収容する建物の賃貸借契約における次のいずれかに該当する者にかぎります。 ア. 借主 イ. 同居人
入居者	保険証券の被保険者欄に記載の法人等の従業員等その他当会社が承認した者で保険証券記載の建物に居住する者をいいます。
法人等	法人および個人事業主をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の建物に保険証券の被保険者欄に記載の法人等の従業員等その他当会社が承認した者が居住する場合に適用します。

第2条（被保険者の範囲）

- この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款補償条項の被保険者は、特別の約定がないかぎり、入居者とし、借家人賠償責任・修理費用特約の被保険者は、特別の約定がないかぎり、それぞれ、入居者（注1）および保険証券記載の建物の賃貸借契約を締結している法人等とします。
- この特約が付帯された保険契約に個人賠償責任特約が付帯されている場合の同特約の被保険者は、特別の約定がないかぎり、次のいずれかに該当する者とします。
 - 入居者
 - 入居者の配偶者
 - 入居者またはその配偶者の同居の親族
 - 入居者またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
 - 入居者が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない入居者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって入居者を監督する者（注3）。ただし、入居者に関する事故にかぎります。
 - ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注4）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- この特約が付帯された保険契約に弁護士費用特約が付帯されている場合の同特約の被保険者は、特別の約定がないかぎり、次のいずれかに該当する者とします。
 - 紛争解決弁護士費用条項
ア. 入居者

- イ. 入居者の配偶者
 - ウ. 入居者またはその配偶者の同居の親族
 - エ. 入居者またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
- ② 刑事弁護士費用条項
- ア. 入居者
 - イ. 自動車等を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ㍑ 入居者の配偶者
 - ㍒ 入居者またはその配偶者の同居の親族
 - ㍓ 入居者またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
- (4) (2)および(3)の入居者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故の発生の時におけるものをいいます。
- (5) この特約が付帯された保険契約に事故再発防止等費用特約が付帯されている場合の同特約の被保険者は、特別の約定がないかぎり、入居者とします。
- (6) この特約が付帯された保険契約に同居人居住時の被保険者に関する特約が付帯されている場合は、(1)、(2)、(3)および(5)の被保険者にそれぞれ同居人（注5）を含めます。
- (注1) 入居者
 入居者が責任無能力者である場合は、入居者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注4）を借家人賠償責任・修理費用特約借家人賠償責任条項の被保険者に含めます。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
- (注2) 未婚
 これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 監督義務者に代わって入居者を監督する者
 入居者の親族にかぎりません。
- (注4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
 その責任無能力者の親族にかぎりません。
- (注5) 同居人
 同居人が責任無能力者である場合は、同居人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注4）を借家人賠償責任・修理費用特約借家人賠償責任条項および個人賠償責任特約の被保険者に含めます。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

23 総括契約特約（特約方式）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
保険料精算期間	保険証券記載の保険料精算期間をいいます。

第1条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、保険証券記載のすべての物件とします。

第2条（保険責任期間）

この特約による当会社の各保険の対象に係る保険責任の始期および終期は、保険証券記載のとおりとします。ただし、保険期間を超えないものとします。

第3条（保険金額）

各保険の対象の保険金額は、保険証券記載のとおりとします。

第4条（暫定保険料）

- (1) 保険期間内に当会社が保険責任を負うことが予定されている保険の対象について、前条の保険金額の合計額に基づき所定の保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- (2) この契約に付帯された特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第5条（通知）

- (1) 保険契約者は、第1条（保険の対象の範囲）の保険の対象を通知締切日（注1）以前1か月ごとに取りまとめ、保険証券記載の通知すべき事項を所定の通知書により通知日（注2）までに当会社に通知しなければなりません。ただし、通知すべき事項が生じている場合にかぎりません。
- (2) (1)に定める通知書に記載した事項につき変更を生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。
 - (注1) 通知締切日
 保険証券記載の通知締切日をいいます。
 - (注2) 通知日
 保険証券記載の通知日をいいます。

第6条（通知の遅滞・脱漏）

- (1) 前条の通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、遅滞または脱漏のあった保険の対象にかかわる損害または費用に対しては、保

除金を支払いません。

- (2) 通知の脱漏があった場合は、この保険契約の終了後であっても、保険契約者は、異議なくこれに対する保険料を支払うものとします。

第7条（確定保険料および保険料の精算）

- (1) 当社は、各保険料精算期間終了後第5条（通知）に定める通知書に基づき計算した確定保険料を返還または請求します。ただし、次条(3)の場合を除きます。
- (2) (1)の確定保険料は、それぞれの保険の対象について第2条（保険責任期間）により当社が保険責任を負う期間に対して所定の保険料率により計算します。
- (3) 第4条（暫定保険料）の暫定保険料は、これを保険料精算期間に対する確定保険料との間で、その差額を精算します。

第8条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、各保険の対象につき第5条（通知）に定める通知書による保険金額の2倍を超えては、損害保険金を支払いません。ただし、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する費用を除いた額は、保険金額を限度とします。
- (2) 第2条（保険責任期間）に定める当社の保険責任開始後第5条（通知）に定める通知までの間に保険の対象について生じた損害に対しても、当社は、第3条（保険金額）に定める保険金額の2倍を限度とし、損害保険金を支払います。ただし、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する費用を除いた額は、保険金額を限度とします。
- (3) (2)の場合において、損害の生じた保険の対象について第3条（保険金額）に定める保険金額およびその保険の対象について予定された第2条（保険責任期間）に定める保険責任の期間により確定保険料を計算し、保険契約者は、ただちにこれを当社に支払うものとします。

第9条（帳簿の閲覧）

当社は、必要があると認めた場合は、保険契約者の帳簿その他関係書類を閲覧することができます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

24 安心更新サポート特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
継続証等	保険契約の更新の証として当社が交付する保険契約継続証等の書面をいいます。
継続通知	保険契約者に対する書面等をいいます。
限度額	地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払額）に規定する限度額をいいます。
更新後契約	第1条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
自動更新後契約	第2条（更新後契約の内容）(2)の規定により更新された契約をいいます。
制度または料率等	普通保険約款、特約、保険引受に関する制度、保険料率等をいいます。
通知締切日	満期日をいいます。
満期日	この保険契約の保険期間が満了する日をいいます。

第1条（保険契約の更新）

- (1) 通知締切日までに、当社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合は、この保険契約は次条に定める内容で更新されるものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険の保険金額を変更する必要がある場合は、この特約は失効します。
- (2) 更新後契約の保険期間の初日は満期日とします。
- (3) (1)および(2)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、当社は、継続証等を交付します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、この保険契約更新の際に、当社と保険契約者との間に継続証等を交付しないことについての合意がある場合（注）は、当社は、継続証等の交付を省略できます。この場合は、契約内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を継続証等とみなします。
- (5) 更新後契約においては、継続証等を保険証券とみなして、更新後契約の普通保険約款および付帯される他の特約の規定を適用します。

（注） 継続証等を交付しないことについての合意がある場合

この保険契約がこの特約の規定により更新された保険契約である場合で、当社がこの保険契約の継続証等を交付していないときを含みます。

第2条（更新後契約の内容）

- (1) 通知締切日までに、次に定める条件をいずれも満たす場合は、この保険契約は、保険契約者が申し出た内容で更新されるものとします。
- ① 当社が、保険契約者に対して、更新後契約の内容についての提示を行うこと。
- ② ①の提示に基づき、保険契約者が、当社に対して、更新後契約の内容の申出（注1）を

行い、当社がこれを承認すること。

(2) (1)以外の場合は、この保険契約は、満期日と同一の内容（注2）にて更新されるものとします。

(注1) 申出

当社の定める通信手段による申出を含みます。

(注2) 同一の内容

別表に定める内容を除きます。

第3条（更新後契約の保険料の取扱い）

更新後契約の保険料の払込みに関する取扱いは、更新後契約の普通保険約款および付帯される他の特約の定めるところによります。

第4条（更新後契約の告知義務）

(1) 第1条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当社に告げなければなりません。

① 保険契約申込書等に記載した事項または継続証等に記載された事項のうち普通保険約款および特約に共通する用語の定義に定める告知事項に該当する事項に変更があったとき。

② この保険契約の普通保険約款および付帯された他の特約の規定により当社に通知すべき事項が生じたとき。

(2) (1)の告知については、更新後契約の普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）の規定を適用します。

<別表> 自動更新後契約に適用される内容（同一条件の例外）

項目	内容
協定再調達価額および保険金額関連（この保険契約が協定再調達価額を定めた契約である場合）	<p>(1) 更新後契約の協定再調達価額 この保険契約の協定再調達価額を、建築費または物価の変動等に従って調整して算出した額とします。</p> <p>(2) 更新後契約の保険金額 次の規定によって算出した額とします。</p> <p>① (1)の規定により算出した協定再調達価額が、この保険契約の保険金額を下回る場合は、(1)の規定により算出した協定再調達価額により定めるものとします。</p> <p>② (1)の規定により算出した協定再調達価額が、この保険契約の保険金額以上である場合は、更新後の保険金額は、次に定める額とします。 ア. この保険契約の保険金額が協定再調達価額と同じ額のとときは、建築費または物価の変動等に従って調整して算出した額 イ. ア.以外のときは、この保険契約の保険金額と同じ額</p> <p>③ ①または②の規定にかかわらず、この保険契約に上乗せ協定再調達価額保険特約が付帯されている場合は、更新後契約の保険金額は、(1)の規定により算出した協定再調達価額から他の保険契約（注）の保険金額を差し引いた額によって定め、この保険契約に上乗せ協定再調達価額保険特約（共済契約用）が付帯されている場合は、更新後契約の保険金額は、(1)の規定により算出した協定再調達価額から同特約第1条（他の共済契約がある場合の取扱い）(1)に規定する他の共済契約の共済金額を差し引いた額によって定めるものとします。</p> <p>(3) この保険契約に地震保険が付帯されている場合の更新後契約の地震保険の保険金額 (2)の規定により算出した更新後契約の保険金額に基づき、更新後契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。</p> $\text{この保険契約の地震保険の} \times \frac{\text{更新後契約の保険金額}}{\text{この保険契約の保険金額}} = \text{更新後契約の地震保険の保険金額}$ <p>ただし、算出した額の更新後契約の保険金額に対する割合が、地震保険に関する法律第2条第2項第4号記載の最小割合を下回る場合は、更新後契約の地震保険の保険金額は、更新後契約の保険金額にその最小割合を乗じて得た額とします。なお、算出した更新後契約の地震保険の保険金額が限度額を超える場合は、限度額を更新後契約の地震保険の保険金額とします。</p> <p>(4) この保険契約に上乗せ協定再調達価額保険特約が付帯され、かつ、他の保険契約（注）に地震保険が付帯されている場合は、(3)なお書きの規定は適用しません。ただし、更新後契約の地震保険の保険金額が限度額から他の保険契約（注）付帯の地震保険の保険金額を差し引いた額を超える場合は、その額を更新後契約の地震保険の保険金額とします。</p> <p>(注) 他の保険契約 上乗せ協定再調達価額保険特約第1条（他の保険契約がある場合の取扱い）(1)に規定する他の保険契約をいいます。</p>

補償、保険料および保険期間関連	<p>(1) 特約に定める付帯条件により、この保険契約に付帯されている特約が自動更新後契約に付帯されないこと、またはこの保険契約に付帯されていない特約が自動更新後契約に付帯されることがあります。</p> <p>(2) 自動更新後契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の条件等、自動更新後の保険料を決定するための条件が変更となる場合は、自動更新後契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。</p> <p>(3) 当社は、自動更新後契約の保険期間については、この保険契約と異なる保険期間とすることがあります。</p> <p>(4) 当社は、自動更新後契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に付帯されている特約と異なる特約を付帯することがあります。</p> <p>(5) (1)から(4)までのほか、当社が制度または保険料率等を改定（注）した場合は、次に定めるところによります。</p> <p>① 当社は、自動更新後契約には、保険期間の初日における制度または保険料率等を適用するものとします。</p> <p>② 当社は、自動更新後契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または付帯されている特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款を適用し、または特約を付帯することがあります。</p> <p>(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、当社は、満期日以前の当会社所定の日までに、その変更の内容または変更がある旨を、継続通知により通知します。</p> <p>（注） 改定 普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

25 建てかえ費用特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
譲渡額等	損害を受けた建物を取りこわすことなく第三者に譲渡した場合は被保険者が譲渡によって得た金額をいい、その建物の使用を開始した場合は用途を問わずその使用を開始した時の建物の価額をいいます。
損害の額	普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する損害の額から同条(4)の費用を除いた額をいい、この特約を適用する損害発生後の損害の額を含みます。
損害を受けた建物	同一の事故により損害を受けた物置、車庫その他の付属建物を含みます。
建てかえ	再築をいい、買いかえを含みます。
建てかえ費用	被保険者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用（注）で、損害の額を差し引いたものをいいます。 （注） 建物の建てかえのために負担する費用 仲介手数料、登記費用および建てかえのための仮住まい費用等を含みません。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
取りこわし費用	建てかえのために損害を受けた建物を取りこわす場合に、取りこわしのために被保険者が負担する費用で、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(4)①の残存物取片づけ費用として支払われた金額を差し引いたものをいいます。
保険金額	普通保険約款補償条項により定めた建物の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の事故により同条の損害保険金が支払われる場合において、次の条件をいずれも満たすときは、建てかえ費用に対して、この特約に従い、建てかえ費用保険金を支払います。
- ① 損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること。
- ② 事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえが完了したこと。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ当会社の承認を得て、建てかえ完了までの期間を延長することができます。
- (2) 当社は、(1)の建てかえに伴い損害を受けた建物（注）を取りこわした場合は、その取りこわし費用に対して、この特約に従い、取りこわし費用保険金を支払います。
- （注） 損害を受けた建物
<用語の定義>にかかわらず、同一の事故による損害を受けなかった物置、車庫その他の付属建物を含みます。

第2条（建てかえ費用保険金の支払額）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する建てかえ費用保険金として、建てか

え費用の額を支払います。ただし、次のいずれかの算式によって算出される額を限度とします。

- ① 次の②または③のいずれにも該当しない場合

$$\boxed{\text{保険金額}} - \boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{建てかえ費用保険金の限度額}}$$

- ② 普通保険約款補償条項第4条（保険の対象の範囲）(5)②または同条(10)①の規定により建物の損害保険金を支払う場合で、保険金額が、建物の再調達価額の80%に相当する額未満のとき

$$\left(\boxed{\text{保険金額}} - \boxed{\text{損害の額}} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{再調達価額}} \times \boxed{80\%}} = \boxed{\text{建てかえ費用保険金の限度額}}$$

- ③ 普通保険約款補償条項第4条（保険の対象の範囲）(5)①または同条(10)②の規定により建物の損害保険金を支払う場合

$$\boxed{\text{普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の規定の適用において、損害が生じた地および時における時価額（注1）}} - \boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{建てかえ費用保険金の限度額}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、損害を受けた建物を取りこわすことなく建てかえを行った場合において、損害を受けた建物を第三者に譲渡したときまたは損害を受けた建物の使用を開始したときは、(1)の規定による建てかえ費用保険金の額から譲渡額等を差し引いた額を建てかえ費用保険金として支払います。

(注1) 損害が生じた地および時における時価額

保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。この場合における減価額は、適切な維持・管理がなされている建物（注2）は再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しない建物による消耗または経過年数などに応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注2) 建物

普通保険約款補償条項第4条（保険の対象の範囲）＜保険の対象一覧表＞①ア。から工。までに掲げる物を含みます。

第3条（取りこわし費用保険金の支払額）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する取りこわし費用保険金として、取りこわし費用の額を支払います。ただし、保険金額の10%に相当する額を限度とします。

第4条（建てかえ開始および完了の通知）

保険契約者または被保険者は、建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

第5条（取りこわしの開始等の通知）

保険契約者または被保険者は、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

- ① 取りこわしを開始した場合
- ② 取りこわしを完了した場合
- ③ 損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合
- ④ 損害を受けた建物の使用を開始した場合

第6条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、保険契約者または被保険者が第4条（建てかえ開始および完了の通知）の規定に従い、建てかえの完了を当社に通知した日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、建てかえ費用保険金および取りこわし費用保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害の額の協定再調達価額に対する割合および建てかえまたは取りこわしの事実
- ② 保険金を算出するための確認に必要な事項として、建てかえ費用の額または取りこわし費用の額
- ③ ①から②までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)の期間に算入しないものとします。

(注) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに＜保険金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額を超える場合は、当社は、次に定める額を建てかえ費用保険金および取りこわし費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
＜保険金の支払限度額表＞に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険

金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

<保険金の支払限度額表>

保険金の種類	支払限度額
建てかえ費用保険金	協定再調達価額から損害の額および譲渡額等を差し引いた額
取りこわし費用保険金	取りこわし費用の額

第8条（保険金支払後の保険契約）

当会社がこの特約の規定により保険金を支払う場合は、この保険契約は、次のいずれか早い時に終了します。

- ① 普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了する時
- ② 損害を受けた建物の取りこわしを完了した時
- ③ 被保険者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡した時
- ④ 被保険者が損害を受けた建物の使用を開始した時

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

26 住宅修理トラブル弁護士費用特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
原因事故	住宅修理トラブルに関する紛争の原因となった事由をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
住宅修理トラブルに関する紛争	保険証券記載の建物の修理、改築、増築等の契約（注）に関する紛争をいいます。 （注） 修理、改築、増築等の契約 火災保険の保険金請求の代行または支援ならびに建物の調査を行う業者との契約を含みます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	保険金請求権者に対し、第1条（保険金を支払う場合）(1)の紛争に関する法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	① この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者として、 ア. 保険証券の被保険者欄に記載されている者 イ. 保険証券の被保険者欄に記載されている者の配偶者 ウ. 保険証券の被保険者欄に記載されている者またはその配偶者の同居の親族 エ. 保険証券の被保険者欄に記載されている者またはその配偶者の別居の未婚（注）の子 ② ①の保険証券の被保険者欄に記載されている者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、原因事故発生の際におけるものをいいます。 （注） 未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
紛争	保険金請求権者が法律相談、書類作成または弁護士等への委任による解決を要する状態をいいます。
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
弁護士費用等	弁護士等への委任により紛争を解決するために、当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。ただし、法律相談・書類作成費用を除きます。 ① 弁護士等への報酬 ② 裁判所に対して支出した訴訟費用 ③ あっせんまたは仲裁を行う機関（注）に対して支出した仲裁、和解または調停に要した費用 ④ その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用（注） あっせんまたは仲裁を行う機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。

法律相談・書類作成費用	当会社の同意を得て支出した法律相談または書類作成に関する次の行為の対価として生じた費用をいいます。 ① 弁護士が行う、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談 ② 司法書士が行う次の行為 ア. 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談 イ. 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第2号および同項第4号に規定する書類の作成 ③ 行政書士が行う次の行為 ア. 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の4第4号に規定する相談 イ. 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3および第1条の4第3号に規定する書類の作成
保険金	弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をいいます。
保険金請求権者	被害を被った被保険者をいいます。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、住宅修理トラブルに関する紛争について、保険金請求権者が弁護士等への委任を行った場合に、保険金請求権者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、弁護士費用保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、原因事故によって発生した(1)に規定する紛争にかかわる法律相談・書類作成費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、法律相談・書類作成費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)に規定する紛争の原因事故が保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。
- (4) 当会社は(1)および(2)に規定する費用のうちこの保険契約に付帯された他の特約において支払われるものがある場合は、その費用に対しては保険金を支払いません。
- (5) この特約において、当会社は、同一の原因事故から生じた一連の紛争は、一つの紛争とみなし、最初の紛争が発生した時にすべての紛争が発生したものとみなします。
- (6) (1)および(2)に規定する弁護士費用等および法律相談・書類作成費用については、日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものにかぎります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する原因事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した原因事故
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した原因事故。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被保険者もしくは被保険者の使用者が営む事業に使用される財物、またはその事業に関連して預託を受けている財物について生じた原因事故
- (注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) その者（①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者）
①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ③ ②以外の放射線照射または放射能汚染
 - ④ ①から③までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
 - ⑥ 債務整理および金銭消費貸借契約に基づく行為（注3）
- (注1) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注2) 核燃料物質（注1）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注3) 金銭消費貸借契約に基づく行為
過払金の返還請求を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当社は、被保険者と次のいずれかに該当する者との間で発生した紛争である場合は、保険金を支払いません。
- ① 被保険者
 - ② 被保険者の父母、配偶者または子
 - ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合にかぎります。
- (2) 当社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求等またはこれにかかわる法律相談を行う場合は、それにより生じた費用に対しては保険金を支払いません。
- （注）業務
家事を除きます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当社が1回の原因事故につき支払うべき弁護士費用保険金の額は、別表に定める金額に消費税を加えた額の範囲内で支払うものとし、被保険者1名につき300万円を限度とします。
- (2) 当社が1回の原因事故につき支払うべき法律相談・書類作成費用保険金の額は、被保険者1名につき10万円を限度とします。

第7条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する紛争にかかわる弁護士等への委任を行う場合は、その弁護士等への委任について、委任契約の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する紛争にかかわる弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を支出しようとする場合は、あらかじめ当会社に次の事項について書面等で通知しなければなりません。
- ① 紛争の相手方の氏名およびその者に関して有する情報
 - ② その他当社が必要と認める事項
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の書類に事実と異なる記載をした場合

第8条（保険金請求権者の協力）

- (1) 保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (2) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める紛争状況申告書
 - ④ 原因事故の内容を確認できる客観的書類
 - ⑤ 弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を支出した事実、日付およびその額を証明する客観的書類
 - ⑥ 弁護士等の委任契約書
 - ⑦ 裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し
 - ⑧ 調停調書、和解調書、審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類
 - ⑨ 保険金請求権者の印鑑証明書
 - ⑩ 被相続人の戸籍謄本
 - ⑪ 法定相続人の戸籍謄本
 - ⑫ 当社が、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用にかかる弁護士、司法書士または行政書士に照会し、事案の内容の説明を求めることについての保険金請求権者からの同意書
 - ⑬ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑭ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、原因事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または保険金請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険金請求権者が2名以上の場合の保険金の請求については、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合
- (注1) 配偶者
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款および特約に共通する用語の定義の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第10条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、原因事故の原因、原因事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、原因事故と損害との関係、弁護士等への委任および法律相談・書類作成依頼の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めてそれぞれ下表に定める日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注1) 請求完了日
保険金請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 下表に定める日数
①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当社は、

次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{実際に発生した弁護士費用等または法律相談・書類作成費用の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- (3) (1)および(2)の規定は、弁護士費用保険金と法律相談・書類作成費用保険金とに区分して、それぞれ各別に適用します。

第12条（支払保険金の返還）

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った弁護士費用保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区 分	当会社が返還を請求することができる額
① 弁護士等への委任取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
② 原因事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイ. の額がア. の額を超過するとき。 ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士等に支払った費用の全額 イ. 判決で確定された弁護士費用等の額と当会社が第1条の規定により既に支払った保険金の合計額	左記イ. の額から左記ア. の額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第1条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金請求権者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者または保険金請求権者が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者または保険金請求権者に係る部分（注2）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第3節第3条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)または(2)のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が(1)③のいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③および(2)のいずれにも該当しない被保険者または保険金請求権者に生じた損害または費用については適用しません。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（注3）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) その被保険者または保険金請求権者に係る部分

該当する保険金請求権者が死亡した被保険者の法定相続人の場合は、その被保険者に係る部分をいいます。

(注3) 暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

<別表> 弁護士費用保険金算定基準

当社が支払う弁護士費用保険金については、それぞれ次の規定に従い算出します。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は別に定めるところによります。

1. 着手金

- (1) 弁護士等に委任した原因事故にかかわる損害賠償請求等手続きについて、対象の経済的利益の額（注1）に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。ただし、経済的利益の額（注1）の算定が困難な場合は、過去の判例等に基づき合理的に推定される金額のうち最も少ない金額を経済的利益の額（注1）として仮に定めて、その額を基準として計算された着手金を当初の着手金とし、2. に定める報酬金を支払う段階で不足額を調整することができるものとします。

経済的利益の額（注1）	限度額（注2）
① 125万円以下の場合	10万円
② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益の額（注1）×8%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益の額（注1）×5%+9万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の額（注1）×3%+69万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益の額（注1）×2%+369万円

- (2) (1)の経済的利益の額（注1）には次のいずれかに該当する金額を含みません。
- ① 賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険者、共済者からの事前提示に基づき支払が予定される保険金もしくは共済金の額または既に支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ② 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- (3) 同一の原因事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、次のいずれかに該当する場合で当社が妥当と認めたときは、(1)の額の25%に相当する額を限度に増額することができます。
- ① 弁護士等が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟を受任する場合
 - ② 弁護士等が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟を受任する場合
 - ③ 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合
 - ④ 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合
- (4) 同一の原因事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、弁護士等がその争訟の解決までに、(3)の複数の手続きを受任する場合は、すべての手続きを通じての着手金の合計額を、(1)の額の50%に相当する額を限度に増額することができます。ただし、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事務処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当社が妥当と認めた場合は50%を超える額とすることができます。
- (5) 同一の原因事故にかかわる損害賠償請求手続きに関し、弁護士等が調査から引き続き、示談交渉、調停、仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合は、(1)の着手金の額から、既に受け取っていた調査手数料の額を差し引くこととします。

(注1) 経済的利益の額

原因事故の内容および被保険者が原因事故によって被った損害について、弁護士等への依頼時の資料から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。

(注2) 限度額

原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、限度額に規定する額を上回ることが妥当と当社が認めた場合は、30%の範囲内で増額することができます。

2. 報酬金

- (1) 弁護士等への委任によって取得した経済的利益の額（注1）に応じて、下表に掲げる金額を限度とします。ただし、経済的利益の額（注1）が0円の場合は、報酬金を支払いません。

経済的利益の額（注1）	限度額（注2）
① 125万円以下の場合	20万円
② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益の額（注1）×16%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益の額（注1）×10%+18万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益の額（注1）×6%+138万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益の額（注1）×4%+738万円

- (2) (1)の経済的利益の額（注1）には次のいずれかに該当する金額を含みません。
- ① 賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険者、共済者からの事前提示に基づき支払が予定される保険金もしくは共済金の額または既に支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ② 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- (3) 同一の弁護士が引き続き上訴審を受任した場合は、最終審の報酬金のみを支払います。

(注1) 経済的利益の額

保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士等が行った損害賠償請求手続きにより取得することができた額をいいます。

(注2) 限度額

原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、限度額に規定する額を上回ることが妥当と当社が認めた場合は、30%の範囲内で増額することができます。

3. 時間制報酬

- (1) 弁護士等に委任した原因事故にかかわる損害賠償請求手続きの事務処理に実際に要した時間(注1)1時間あたり2万円を限度額とし、1回の原因事故につき、30時間分を上限とします。ただし、原因事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、当社が妥当と認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。
- (2) 事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士等が法律事務を処理するために社会通念上必要かつ妥当と当社が認めた時間にかぎるものとし、弁護士等から提出された執務内容報告書(注2)により確認するものとします。
- (注1) 事務処理に実際に要した時間
書面作成、裁判所への出頭、保険金請求権者との打合せ、賠償義務者との交渉、法律・事実関係の調査等の、弁護士等が法律事務を処理するために要する時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間、執務内容報告書の作成に要した時間、弁護士等の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。
- (注2) 執務内容報告書
執務内容の詳細および執務時間が1分単位で記載されたものにかぎります。なお、原則として毎月1回提出するものとします。

4. 手数料

手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. 日当

弁護士等が事務処理にあたり遠方に移動する必要がある場合(注)の日当は、1日につき下表に掲げる金額を限度とします。

目的地までの所要時間	限度額
往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
往復7時間を超える場合	10万円

(注) 遠方に移動する必要がある場合

事務処理のために必要もしくは有益な事務処理に伴う移動であると当社が認めた場合または裁判所もしくは公的紛争機関の期日への出席もしくは現地調査をした場合をいいます。

6. その他の費用

1. から5. まで以外のその他の費用については、社会通念上必要かつ妥当な実費等(注)とします。

(注) 実費等

収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた額をいいます。

27 同居人居住時の被保険者に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
同居人	保険証券記載の被保険者と同居する者をいいます。ただし、保険証券記載の建物の賃貸借契約における次のいずれかに該当する者にかぎります。 ア. 借主 イ. 同居人

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の建物に同居人が居住する場合に適用します。

第2条 (保険の対象の範囲および被保険者の範囲)

- (1) この特約が付帯された保険契約においては、同居人の所有する家財で保険証券記載の建物(注1)に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である家財に含めるものとし、ただし、普通保険約款補償条項第4条(保険の対象の範囲)(1)<保険の対象一覧表>の保険の対象に含まれないものに該当する物を除きます。
- (2) この特約が付帯された保険契約に借家人賠償責任・修理費用特約が付帯されている場合の同特約の被保険者は、特別の約定がないかぎり、それぞれ同特約の被保険者および同居人(注2)とします。
- (3) この特約が付帯された保険契約に事故再発防止等費用特約が付帯されている場合の同特約の被保険者は、特別の約定がないかぎり、被保険者および同居人とします。
- (4) この特約が付帯された保険契約に類焼損害特約が付帯されている場合の同特約の主契約被保険者は、特別の約定がないかぎり、主契約の保険の対象の被保険者および同居人とします。
- (5) この特約が付帯された保険契約に個人賠償責任特約が付帯されている場合の同特約の被保険者は、特別の約定がないかぎり、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(注3)の子
 - ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない同居人

- ⑥ 記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者（注4）。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
- ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から⑤までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注5）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- (6) この特約が付帯された保険契約に携行品損害特約が付帯されている場合の同特約の被保険者は、特別の約定がないかぎり、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注3）の子
 - ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない同居人
- (7) (5)および(6)の記名被保険者またはその配偶者との統柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- (8) (5)および(6)の記名被保険者として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、保険契約者もしくは(5)①から④までの被保険者または(6)①から④までの被保険者はその旨を当会社に申し出て、記名被保険者の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (注1) 保険証券記載の建物
物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- (注2) 同居人
同居人が責任無能力者である場合は、同居人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注5）を借家人賠償責任・修理費用特約借家人賠償責任条項の被保険者に含めます。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- (注3) 未婚
これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。
- (注4) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者
記名被保険者の親族にかぎります。
- (注5) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
その責任無能力者の親族にかぎります。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

28 テロ危険および情報のみ損害対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わずテロ行為（注1）によって、またはテロ行為（注1）の結果として生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、情報（注2）のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) テロ行為
政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (注2) 情報
プログラム、ソフトウェアおよびデータをいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

29 インターネット特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
契約情報画面	契約情報入力画面および契約情報確認画面をいいます。
通信手段	インターネットその他の情報処理機器等の通信手段をいいます。

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、通信手段を媒介として、申込意思の表示（注）を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (2) (1)の規定を適用する場合は、当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、インターネットの専用ホームページにおいて、次の手続きを行うものとします。
- ① 契約情報入力画面に定められた必要な事項を入力すること。
 - ② 契約情報確認画面に明示された内容を確認し、また、その内容に同意したうえで、契約情

報画面を当会社へ送信すること。

- (3) (2)の規定により当会社が申込意思の表示（注）を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、契約承認画面を保険契約者に明示します。

（注） 申込意思の表示

当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第2条（契約情報画面が送信されない場合の取扱い）

保険契約者により契約情報画面が送信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

第3条（当会社への通知）

保険契約者または被保険者は、契約内容の変更等について、その手続きを通信手段により行うことができます。ただし、当社が通信手段により手続きが可能な事項として通信手段を介して明示した契約内容の変更等にかぎります。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

30 共同保険特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書等の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券等に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ ①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条の事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

31 建物復旧時の現物給付特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
現物給付	普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)<補償内容・損害保険金一覧表>の損害保険金の支払額の規定に基づく損害保険金の支払いに代えて、当会社の提携する事業者が、損害の全部または一部を復旧（注1）するために、通常要すると認められる修理、代品の交付または残存物の取片づけ、原因調査等（注2）を行うことをいいます。 （注1） 全部または一部を復旧 損害を受けた保険の対象の機能を事故発生直前の状態に回復することをいいます。 （注2） 残存物の取片づけ、原因調査等 普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(4)の費用となるものにかぎります。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第1条（現物給付を行う場合）

- (1) 当社は、この特約の保険の対象である建物が、普通保険約款補償条項第1条（損害保険金を支払う場合）(1)＜補償内容・損害保険金一覧表＞のうち、保険証券記載の損害保険金欄に「○」の記載がある事故によって損害を受け、損害保険金を支払うべき場合に、被保険者の同意を得て、現物給付を行うことができるものとします。ただし、同条(1)＜補償内容・損害保険金一覧表＞に掲げる建物の損害保険金の支払額A、区分（A）に規定する建物を復旧できない場合等、当社が現物給付を行うことができないと判断したときは、普通保険約款の規定に基づき、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の規定に関わらず、当社が現物給付を行う前に、被保険者から損害保険金の支払いの申出を受けた場合は、この特約を適用せず、普通保険約款の規定に基づき、損害保険金を支払います。

第2条（現物給付に係る費用の合計額）

当社が前条(1)に規定する現物給付を行う場合は、現物給付に係る費用の合計額が、当社が損害保険金として支払うべき額を超えないものとします。

第3条（臨時費用保険金との関係）

当社が第1条（現物給付を行う場合）(1)の規定に基づき、現物給付を行った場合において、普通保険約款補償条項第2条（費用保険金を支払う場合）＜費用保険金一覧表＞①臨時費用保険金を支払うべきときは、現物給付を行わなかったものとして算出した損害保険金の額に基づいて、費用保険金の支払額の規定を適用し、臨時費用保険金を支払います。

第4条（現物給付を行った後の取扱い）

当社が第1条（現物給付を行う場合）(1)の規定に基づき、現物給付を行った場合は、当社が普通保険約款の規定に基づき支払うべき損害保険金を支払ったものとして取扱います。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、当社はこの特約を適用せず、普通保険約款の規定に基づき、損害保険金を支払います。

第6条（普通保険約款の読み替え等）

- (1) 当社が第1条（現物給付を行う場合）(1)の規定に基づき、現物給付を行う場合は、普通保険約款基本条項第6節第1条（保険金の請求）、同節第4条（代位）、第7節第1条（時効）および同節第4条（保険金支払後の保険契約）の規定中「保険金の請求」とあるのは「現物給付の請求」に、「保険金請求権」とあるのは「現物給付を請求する権利」に、「保険金の支払」とあるのは「現物給付」に、「保険金を請求」または「保険金の支払を請求」とあるのは「現物給付を請求」に、「保険金を支払った」とあるのは「現物給付を行った」に、「保険金を支払いません」とあるのは「現物給付を行いません」に、「保険金を支払います」とあるのは「現物給付を行います」に、「保険金として支払った」とあるのは「現物給付を行って復旧した」に、「保険金の額」または「損害保険金の支払額」とあるのは「現物給付に係る費用の合計額」に、「保険金が支払われていない」とあるのは「現物給付が行われていない」に、「保険金支払後」とあるのは「現物給付を行った後」にそれぞれ読み替えるものとします。
- (2) 当社が第1条（現物給付を行う場合）(1)の規定に基づき、現物給付を行う場合は、普通保険約款基本条項第6節第2条（保険金の支払時期）の規定中「保険金の支払時期」とあるのは「現物給付を委託する時期」に、「保険金を支払う」とあるのは「現物給付を行う」に、「保険金を支払います」とあるのは「当社の提携する事業者に現物給付を委託します」に、「保険金を算出」とあるのは「現物給付に係る費用の合計額を算出」に、「支払うべき保険金の額」とあるのは「現物給付に係る費用の合計額」にそれぞれ読み替えるものとします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

32 保険料一括払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い・告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

第1章 共通条項

第1条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社が損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条 (クレジットカード払の特則)

- (1) 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。
- ① 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合
 - ② 当会社が①の申出を承認した場合
- (2) (1)の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社から(2)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等(注)に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等(注)に定める手続きが行われない場合
- (4) 当会社は、(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (5) 保険契約者が会員規約等(注)に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3)の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。
- (注) 会員規約等
クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条 (返還保険料の取扱い)

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。
- (3) (1)および(2)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条 (保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合)

普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)および同節第5条(保険料の取扱い—失効の場合)の規定は、当会社が返還すべき保険料(注1)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)および同節第5条(保険料の取扱い—失効の場合)の規定により算出した額から未払込保険料(注2)を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条 (保険金支払時の未払込保険料の払込み)

普通保険約款基本条項第7節第4条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条 (地震保険に付帯されている場合の取扱い)

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お

よび地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の払込期日までに、保険料を一括して払い込まなければなりません。
- (2) (1)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条(保険料の払込方法)(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、(1)の払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによることにおいては、その払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第2条 (保険料不払の場合の免責)

- (1) 保険契約者が前条(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みを怠った場合は、当会社は保険期間の初日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条 (保険料領収前事故の特則)

- (1) 被保険者が、保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
 - ① 事故発生日が第1条(保険料の払込み)(1)の払込期日以前であること。
 - ② 保険契約者が保険料を第1条(1)の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1条(保険料の払込み)(1)の払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第4条 (保険料不払の場合の解除)

- (1) 当会社は、第1条(保険料の払込み)(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じません。
- (2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料(注1)があるときは、その保険料を返還します。
 - (注1) 返還すべき保険料
普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込保険料(注2)を差し引いた額をいいます。
 - (注2) 未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第3章 追加保険料払込条項

第1条 (追加保険料の払込み)

保険契約者は、変更確認書記載の払込期日までに、追加保険料を一括して払い込まなければなりません。ただし、第4条(訂正の申出等に関する特則)(2)のいずれかに該当する場合は除きます。

第2条 (追加保険料領収前の事故)

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)に定めるところに従い、当社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が同条の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②の規定により当社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条 (追加保険料領収前事故の特則)

- (1) 被保険者が、変更確認書記載の変更日以後第1条(追加保険料の払込み)の追加保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、当社が承認したときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1条(追加保険料の払込み)の払込期日以前であること。
 - ② 保険契約者が追加保険料を第1条の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が第1条(追加保険料の払込み)の払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	当社が返還を請求することができる金額
① 前条(1)①の追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 前条(1)②の追加保険料	次の算式により算出された額 $\boxed{\text{既に支払った保険金の額}} - \boxed{\text{同条(1)②の保険金の額}}$

- (4) 保険契約者が、事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第1条(追加保険料の払込み)の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第4条 (訂正の申出等に関する特則)

- (1) 第1条(追加保険料の払込み)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、追加保険料を、当社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当社の定めるところに従い、当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①の場合であって、保険契約者または被保険者からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
 - ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- (2) 第1条(追加保険料の払込み)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
 - ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、当社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
- ① (1)①または(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
 - ② (1)②または(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- (注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり、

第5条 (追加保険料不払の場合の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 第1条(追加保険料の払込み)の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき同条の追加保険料の払込みがない場合
 - ② 前条(3)の場合

(2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注1）があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料 および 追加保険料払込条項第2条 （追加保険料領収前の事故） (1)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
2	共通条項第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合） および 共通条項第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
3	共通条項第5条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
4	契約保険料払込条項第4条（保険料不払の場合の解除）(注1) および 追加保険料払込条項第5条（追加保険料不払の場合の解除）(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)
5	追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故） (1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
6	追加保険料払込条項第2条（追加保険料領収前の事故） (1)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)
7	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則） (1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
8	追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則） (1)② および 追加保険料払込条項第4条（訂正の申出等に関する特則） (2)②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)

9	追加保険料払込条項第4条(訂正の申出等に関する特則)(2)	普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②	地震約款第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)
10	追加保険料払込条項第4条(訂正の申出等に関する特則)(2)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)

33 保険料長期一括払特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
追加保険料	保険料の返還または請求条項第1条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいいます。
未払込保険料	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1章 共通条項

第1条(保険料の払込方法)

- 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条(クレジットカード払の特則)

- 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。
 - 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合
 - 当会社が①の申出を承認した場合
- (1)の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
 - 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
 - 当会社がクレジットカード発行会社から(2)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等(注)に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - 会員規約等(注)に定める手続きが行われない場合
- 当会社は、(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険

契約者に請求できないものとします。

- (5) 保険契約者が会員規約等（注）に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3)の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。

(注) 会員規約等

クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料の全額を一括して、当社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) 当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料の全額を一括して、当社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。
- (3) (1)および(2)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（保険料の取扱い一失効の場合）

保険契約が失効の場合は、普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い一失効の場合）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第5条（保険料の取扱い一保険金額の調整の場合）

普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、第4節第6条（保険料の取扱い一保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第6条（保険料の取扱い一解除の場合）

普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、第4節第2条（保険料の取扱い一解除の場合）(1)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第7条（保険料率の改定による保険料の変更）

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第8条（保険料の取扱い一保険金を支払った場合）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合は、この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。

第9条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前の未払込保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 保険年度以前の未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべきその保険年度以前の保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、＜用語の定義＞に別表1を追加したうえで、この特約の規定を別表2および別表3のとおり読み替えます。ただし、別表3については、地震保険の保険期間が整数年以外である場合にかぎります。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の払込期日までに、保険料を一括して払い込まなければなりません。
- (2) (1)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、(1)の払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによることにおいては、その払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が前条(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みを怠った場合は、当社は保険期間の初日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が保険料を第1条(1)の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、第1条（保険料の払込み）(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注）があるときは、その保険料を返還します。
- （注） 返還すべき保険料
共通条項第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額をいいます。

第3章 保険料の返還または請求条項

第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）

- (1) 普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注）に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。
- （注） 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、変更確認書記載の払込期日までに、追加保険料を一括して払い込まなければなりません。ただし、第5条（訂正の申出等に関する特則）(2)のいずれかに該当する場合は除きます。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が同条の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②および第1条(1)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第1条(2)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第4条 (追加保険料領収前事故の特則)

- (1) 被保険者が、変更確認書記載の変更日以後第2条(追加保険料の払込み)の追加保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第2条(追加保険料の払込み)の払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が追加保険料を第2条の払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が第2条(追加保険料の払込み)の払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	当社が返還を請求することができる金額
① 前条(1)①の追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 前条(1)②の追加保険料	次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">既に支払った保険金の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">同条(1)②の保険金の額</div>

- (4) 保険契約者が、事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2条(追加保険料の払込み)の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第5条 (訂正の申出等に関する特則)

- (1) 第2条(追加保険料の払込み)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、追加保険料を、当社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当社の定めるところに従い、当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①の場合であって、保険契約者または被保険者からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- (2) 第2条(追加保険料の払込み)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②および第1条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、当社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
- ① (1)①または(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1)②または(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- (注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

第6条 (追加保険料不払の場合の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 第2条(追加保険料の払込み)の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき同条の追加保険料の払込みがない場合

② 前条(3)の場合

(2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注）があるときは、その保険料を返還します。

（注） 返還すべき保険料

共通条項第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額をいいます。

別表1

用語	定義
主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
整数年保険期間	端日数契約において最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
短期保険期間	端日数契約においてこの保険契約の保険期間の初日から最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日までの期間をいいます。
短期保険期間月数	短期保険期間を月数で表したものをいい、1か月に満たない期間は1か月とします。
端日数契約	保険期間が整数年以外の保険契約をいいます。

別表2

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
2	共通条項第4条（保険料の取扱い—失効の場合）	普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)
3	共通条項第5条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）	普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)	地震約款第17条（保険金額の調整）(2)
		第4節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(2)
4	共通条項第6条（保険料の取扱い—解除の場合）	普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)	地震約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)
		同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）	地震約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）
		第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）(1)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
5	共通条項第8条（保険料の取扱い—保険金を支払った場合）および 共通条項第9条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)

6	保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)	普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)	地震約款第11条（通知義務）(1)
		第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
7	保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)	普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)
		基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	保険料の返還または請求条項第3条（追加保険料領収前の事故）(1)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
9	保険料の返還または請求条項第3条（追加保険料領収前の事故）(1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
10	保険料の返還または請求条項第3条（追加保険料領収前の事故）(1)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)
11	保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
12	保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(1)② および 保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(2)②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
13	保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(2)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
14	保険料の返還または請求条項第5条（訂正の申出等に関する特則）(2)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)

別表 3

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	共通条項第4条（保険料の取扱い—失効の場合）	この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	<p>この保険契約が失効した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約が失効した日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する保険料}}{\text{短期保険期間の未経過月数 (注)}} \times \text{短期保険期間月数}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する保険料</p> <p>② この保険契約が失効した日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する保険料}}{\text{整数年保険期間の未経過月数 (注)}} \times 12$ <p>イ、整数年保険期間が2年以上の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する保険料}}{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ <p>(注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>

<p>2 共通条項第5条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）</p>	<p>この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p>	<p>この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約の保険金額が減額された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \text{短期保険期間の未経過月数（注）}}{\text{短期保険期間月数}}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② この保険契約の保険金額が減額された日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \text{整数年保険期間の未経過月数（注）}}{12}$ <p>イ、整数年保険期間が2年以上の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \text{未経過期間に対応する未経過料率}}{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ <p>（注）未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>
--------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3	<p>共通条項第6条（保険料の取扱い—解除の場合）</p>	<p>この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p>	<p>この保険契約が解除された日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約が解除された日が短期保険期間内にある場合、次のア. およびイ. を合算した額</p> <p>ア.</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">短期保険期間に相当する保険料</div> $\times \frac{\text{短期保険期間の未経過月数 (注)}}{\text{短期保険期間月数}}$ <p>イ. 整数年保険期間に相当する保険料</p> <p>② この保険契約が解除された日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア. 整数年保険期間が1年の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">整数年保険期間に相当する保険料</div> $\times \frac{\text{整数年保険期間の未経過月数 (注)}}{12}$ <p>イ. 整数年保険期間が2年以上の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">整数年保険期間に相当する保険料</div> $\times \frac{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}{1}$ <p>(注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>
4	<p>共通条項第8条（保険料の取扱い—保険金を支払った場合）</p>	<p>この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。</p>	<p>この保険契約が終了した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料を返還します。</p> <p>① 保険金を支払うべき損害が生じた日が短期保険期間内にある場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">整数年保険期間に相当する保険料</div> <p>② 保険金を支払うべき損害が生じた日が整数年保険期間内にある場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">整数年保険期間に相当する保険料</div> $\times \frac{\text{保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率}}{1}$

5	<p>保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)</p>	<p>変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注）に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。</p>	<p>次の算式により算出した保険料を返還または請求します。</p> <p>① 危険増加または危険の減少が生じた時が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{短期保険期間の未経過月数（注1）}} \times \frac{\text{短期保険期間月数}}{\text{短期保険期間月数}}$ <p>イ、 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② 危険増加または危険の減少が生じた時が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、 整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{整数年保険期間の未経過月数（注1）}} \times \frac{12}{12}$ <p>イ、 ア、 以外の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注2）に対応する未経過料率}}$
---	----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6	<p>保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)</p>	<p>変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。</p>	<p>次の算式により算出した保険料を返還または請求します。</p> <p>① 変更日が短期保険期間内にある場合、次のア. およびイ. を合算した額</p> <p>ア.</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">短期保険期間の未経過月数（注1）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">×</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">短期保険期間月数</td> </tr> </table> <p>イ. 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② 変更日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア. 整数年保険期間が1年の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">整数年保険期間の未経過月数（注1）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">×</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">12</td> </tr> </table> <p>イ. ア. 以外の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">×</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">未経過期間に対応する未経過料率</td> </tr> </table>	短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	短期保険期間の未経過月数（注1）	短期保険期間月数	整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	整数年保険期間の未経過月数（注1）	12	整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額	未経過期間に対応する未経過料率
短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額											
短期保険期間の未経過月数（注1）											
短期保険期間月数											
整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額											
整数年保険期間の未経過月数（注1）											
12											
整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額											
未経過期間に対応する未経過料率											
7	<p>保険料の返還または請求条項第1条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(注)</p>	<p>(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。</p>	<p>(注1) 未経過月数 変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取扱います。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">区 分</th> <th style="padding: 5px;">未経過月数の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合</td> <td style="padding: 5px;">1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合</td> <td style="padding: 5px;">1か月に満たない期間は1か月とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。</p>	区 分	未経過月数の取扱い	① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。	② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。		
区 分	未経過月数の取扱い										
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。										
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。										

34 保険料分割払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
第1回追加保険料 払込期日	追加保険料払込条項第1条（追加保険料の払込み）(2)に定める第1回追加保険料の払込期日をいいます。
第1回保険料払込 期日	契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(2)に定める第1回保険料の払込期日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

第1章 共通条項

第1条（保険料の払込方法）

- 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条（クレジットカード払の特則）

- 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。
 - 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合
 - 当会社が①の申出を承認した場合
- (1)の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
- 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
 - 当会社がクレジットカード発行会社から(2)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等（注）に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - 会員規約等（注）に定める手続きが行われない場合
- 当会社は、(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- 保険契約者が会員規約等（注）に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(3)の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。

（注） 会員規約等
クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条（返還保険料の取扱い）

- 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一

括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。

- (3) (1)および(2)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定は、当社が返還すべき保険料（注1）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

（注1） 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定により算出した額から未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

（注2） 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注） 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
(2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき保険料	払込期日
第1回保険料	保険証券記載の払込期日
第2回以降の保険料	第1回保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

- (3) (1)および(2)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第1回保険料払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第1回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその第1回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
(4) (3)の規定が適用される場合であっても、第2回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次の事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

保険契約者が払込みを怠った保険料	保険金を支払わない事故
第1回保険料	保険期間の初日以後に生じた事故
第2回以降の保険料	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日以後に生じた事故

- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特例）

- (1) 被保険者が、第1回保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当会社は、第1回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
① 事故発生日が第1回保険料払込期日以前であること。
② 保険契約者が第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
(3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、

保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者が事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生日
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、保険期間の初日とします。
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注1）までに、次回払込期日（注1）に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	次回払込期日（注1）または保険期間の末日のいずれか早い日

- (2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。

（注1） 次回払込期日

保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。

（注2） 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料（注3）を差し引いた額をいいます。

（注3） 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（解除の効力に関する特則）

- (1) 前条(1)①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当社が認めるときは、同条(1)①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。

- (2) (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対して当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、保険契約者に対してその保険金の全額の返還を請求することができます。

第3章 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により追加保険料を払い込むこととします。ただし、第4条（訂正の申出等に関する特則）(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

① 追加保険料を、未經過期間等によって当社が決定する回数に分割し、毎月、変更確認書記載の金額を払い込む方法

② 追加保険料を一括して払い込む方法

- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、(1)の追加保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき追加保険料	払込期日	
	(1)①の場合	(1)②の場合
第1回追加保険料	変更確認書記載の払込期日	
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日	

第2条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後第1回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った第1回追加保険料	変更確認書記載の変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②の規定により当社が請求した第1回追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当社が請求した第1回追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 当社は、保険契約者が前条の第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、変更確認書記載の変更日以後第1条（追加保険料の払込み）の第1回追加保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、第1回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1回追加保険料払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った第1回追加保険料	当社が返還を請求することができる金額
① 前条(1)①の第1回追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 前条(1)②の第1回追加保険料	次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 既に支払った 保険金の額 </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 同条(1)②の 保険金の額 </div>

- (4) 保険契約者が、事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払います。

第4条（訂正の申出等に関する特則）

- (1) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、追加保険料の全部または一部を、当社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当社の定めるところに従い、当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①の場合であって、保険契約者または被保険者からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- (2) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
- ① (1)①または(2)①に該当する場合は、保険期間の初日

② (1)②または(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりず。

第5条(追加保険料不払の場合の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1条(追加保険料の払込み)の追加保険料の払込みがない場合

② 前条(3)の場合

(2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料(注1)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込保険料(注2)を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

別表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義(五十音順)> 追加保険料 および 追加保険料払込条項第2条 (追加保険料領収前の事故) (1)	普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)	地震約款第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)
2	共通条項第4条(保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合) および 共通条項第4条(保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合)(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)および同節第5条(保険料の取扱い—失効の場合)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条(保険料の返還—無効、失効または解除の場合)(1)および(3)
3	共通条項第5条(保険金支払時の未払込保険料の払込み)	普通保険約款基本条項第7節第4条(保険金支払後の保険契約)(1)	地震約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)
4	契約保険料払込条項第4条(保険料不払の場合の解除)(注2) および 追加保険料払込条項第5条(追加保険料不払の場合の解除)(注1)	普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条(保険料の返還—無効、失効または解除の場合)(1)
5	追加保険料払込条項第2条(追加保険料領収前の事故)(1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)
6	追加保険料払込条項第2条(追加保険料領収前の事故)(1)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)
7	追加保険料払込条項第4条(訂正の申出等に関する特則)(1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①	地震約款第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)

8	追加保険料払込条項第4条 (訂正の申出等に関する特則) (1)② および 追加保険料払込条項第4条 (訂正の申出等に関する特則) (2)②	普通保険約款基本条項第 4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に 付帯される場合の特則第3条 (保険料の返還または請求一告 知義務・通知義務等の場合)(1)
9	追加保険料払込条項第4条 (訂正の申出等に関する特則) (2)	普通保険約款基本条項第 4節第1条(保険料の取 扱い一告知義務・通知義 務に伴う変更および契約 内容の変更の承認等の場 合)①または②	地震約款第21条(保険料の返還 または請求一告知義務・通知義 務等の場合)(1)または個人用火 災総合保険に付帯される場合の 特則第3条(保険料の返還また は請求一告知義務・通知義務等 の場合)(1)
10	追加保険料払込条項第4条 (訂正の申出等に関する特則) (2)①	普通保険約款基本条項第 4節第1条①	地震約款第21条(保険料の返還 または請求一告知義務・通知義 務等の場合)(1)

35 保険料分割払特約(長期契約)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
第1回追加保険料 払込期日	追加保険料払込条項第1条(追加保険料の払込み)(2)に定める第1回追加 保険料の払込期日をいいます。
第1回保険料払込 期日	契約保険料払込条項第1条(保険料の払込み)(2)に定める第1回保険料の 払込期日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い一告知義務・通知義 務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)の追加保険料のうち、 変更確認書記載の変更日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいま す。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払 い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、 承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しない ことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット 等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、 保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。

第1章 共通条項

第1条(保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第2条(クレジットカード払の特則)

(1) 前条の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方法により払い込むこととします。

- ① 保険契約者からクレジットカード払の方法による保険料払込みの申出があった場合
 - ② 当会社が①の申出を承認した場合
- (2) (1)の場合、当会社は、クレジットカード発行会社へ払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったことをもって、保険料の払込みがあつ

たものとみなします。

- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
- ① 当社がクレジットカード発行会社から(2)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等(注)に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等(注)に定める手続きが行われない場合
- (4) 当社は、(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとし、この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとし、
- (5) 保険契約者が会員規約等(注)に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が滞りなくその保険料を支払ったときは、(3)の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。
- (注) 会員規約等
クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第3条 (返還保険料の取扱い)

- (1) 当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社の定める回数に分割して、当社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとし、
- (2) 当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料がクレジットカード払の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社の定める回数に分割して、当社の定める日に、クレジットカード発行会社を経由して返還することができるものとし、
- (3) (1)および(2)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第4条 (保険料の払込方法の変更)

保険契約者から書面等により保険料の払込方法の変更の申出があった場合で、当社がこれを承認したときは、当社が定める時以降に請求する保険料を、次の規定を準用して払い込むものとし、

- ① 口座振替の方法により払い込む場合は、第1条(保険料の払込方法)(1)から(3)まで
- ② クレジットカード払の方法により払い込む場合は、第2条(クレジットカード払の特則)
- ③ 口座振替およびクレジットカード払以外の方法により払い込む場合は、第1条(4)

第5条 (保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合)

普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)および同節第5条(保険料の取扱い—失効の場合)の規定は、当社が返還すべき保険料(注1)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)および同節第5条(保険料の取扱い—失効の場合)の規定により算出した額から未払込保険料(注2)を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当社はその額を請求することができます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条 (保険金支払時の未払込保険料の払込み)

普通保険約款基本条項第7節第4条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前の未払込保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 保険年度以前の未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべきその保険年度以前の保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条 (地震保険に付帯されている場合の取扱い)

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 契約保険料払込条項

第1条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券(注)記載の金額に分割して、保険証券(注)記載の払込方法に従い、払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき保険料	払込期日
第1回保険料	保険証券記載の払込期日

第2回以降の保険料	払込方法が月払の場合	第1回保険料の払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日
	払込方法が年払の場合	第1回保険料の払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎年の払込期日

- (3) (1)および(2)において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）(1)に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第1回保険料払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第1回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその第1回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (4) (3)の規定が適用される場合であっても、第2回以降の保険料の払込期日は変更しません。

(注) 保険証券

保険契約者から書面等により払込方法の変更の申出があった場合で、当社がこれを承認したときは、変更確認書とします。

第2条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次の事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

保険契約者が払込みを怠った保険料	保険金を支払わない事故
第1回保険料	保険期間の初日以後に生じた事故
第2回以降の保険料	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日以後に生じた事故

- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、第1回保険料払込み前に生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、第1回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1回保険料払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者が事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生日
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、保険期間の初日とします。
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注1）までに、次回払込期日（注1）に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	次回払込期日（注1）または保険期間の末日のいずれか早い日

- (2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 次回払込期日

保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。

(注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料（注3）を差し引いた額をいいます。

(注3) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料

の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（解除の効力に関する特則）

- (1) 前条(1)①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当社が認めるときは、同条(1)①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の応当日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
- (2) (1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の応当日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対して当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、保険契約者に対してその保険金の全額の返還を請求することができます。

第6条（保険料率の改定による分割保険料の取扱い）

保険期間の中途においてこの保険契約に適用されている保険料率が改定された場合においても、当社は、分割保険料の変更は行いません。

第3章 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により追加保険料を払い込むこととします。ただし、第4条（訂正の申出等に関する特則）(2)のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① 追加保険料を、未経過期間等によって当社が決定する回数に分割し、毎月、変更確認書記載の金額を払い込む方法。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合（注）にかぎりませす。
- ② ①以外の場合、追加保険料を一括して払い込む方法
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに、(1)の追加保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき追加保険料	払込期日	
	(1)①の場合	(1)②の場合
第1回追加保険料	変更確認書記載の払込期日	
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日	

- (3) 当社は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い一保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、変更確認書記載の変更日以後の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、各保険年度の保険料を、変更後の保険契約の条件による保険料にそれぞれ変更します。
- (注) 保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれている場合を除きます。

第2条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後第1回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った 第1回追加保険料	変更確認書記載の変更日以後に生じた 事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②の規定により当社が請求した第1回追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当社が請求した第1回追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 当社は、保険契約者が前条の第2回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故の特則）

- (1) 被保険者が、変更確認書記載の変更日以後第1条（追加保険料の払込み）の第1回追加保険料払込前生じた事故による損害または費用に対して保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は第1回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、第1回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- ① 事故発生日が第1回追加保険料払込期日以前であること。

- ② 保険契約者が第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- (3) (2)②の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、(2)の保険金について、保険契約者に対してそれぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った第1回追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
① 前条(1)①の第1回追加保険料	既に支払った保険金の全額
② 前条(1)②の第1回追加保険料	次の算式により算出された額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">既に支払った 保険金の額</div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">同条(1)②の 保険金の額</div> </div>

- (4) 保険契約者が、事故発生日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または費用に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、変更後の契約内容に従い、保険金を支払いません。

第4条（訂正の申出等に関する特別）

- (1) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料の全部または一部を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①の場合であって、保険契約者または被保険者からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
- (2) 第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
- ① (1)①または(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1)②または(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- （注）追加保険料の払込みを怠った場合
 保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)に該当する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり、返還を請求することができます。

第5条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合
- ② 前条(3)の場合
- (2) (1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料（注1）があるときは、その保険料を返還します。
- （注1）返還すべき保険料
 普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い一解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。
- （注2）未払込保険料
 この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

別表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料 および 追加保険料払込条項第2条 (追加保険料領収前の事故) (1)	普通保険約款基本条項第 4節第1条（保険料の取 扱い—告知義務・通知義 務に伴う変更および契約 内容の変更の承認等の場 合）	地震約款第21条（保険料の返還 または請求—告知義務・通知義 務等の場合）(1)または個人用火 災総合保険に付帯される場合の 特則第3条（保険料の返還また は請求—告知義務・通知義務等 の場合）
2	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険 期間の初日から1年間、 次年度以降については、 保険期間の初日応当日か らそれぞれ1年間をい います。	初年度については、この保険契 約の保険期間の初日から主契約 の保険期間の初日応当日までの 期間、次年度以降については、 主契約の保険期間の初日応当日 からそれぞれ1年間をい います。
3	共通条項第5条（保険料の取 扱い—普通保険約款における 解除等の場合） および 共通条項第5条（保険料の取 扱い—普通保険約款における 解除等の場合）(注1)	普通保険約款基本条項第 4節第2条（保険料の取 扱い—解除の場合）およ び同節第5条（保険料の 取扱い—失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に 付帯される場合の特則第4条 (保険料の返還—無効、失効ま たは解除の場合)(1)および(3)
4	共通条項第6条（保険金支払 時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第 7節第4条（保険金支払 後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後 の保険契約）(1)
5	契約保険料払込条項第4条 (保険料不払の場合の解除) (注2) および 追加保険料払込条項第5条 (追加保険料不払の場合の解 除)(注1)	普通保険約款基本条項第 4節第2条（保険料の取 扱い—解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に 付帯される場合の特則第4条 (保険料の返還—無効、失効ま たは解除の場合)(1)
6	追加保険料払込条項第1条 (追加保険料の払込み)(3)	普通保険約款基本条項第 4節第1条（保険料の取 扱い—告知義務・通知義 務に伴う変更および契約 内容の変更の承認等の場 合）および同節第6条（保 険料の取扱い—保険金額 の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に 付帯される場合の特則第3条 (保険料の返還または請求—告 知義務・通知義務等の場合)およ び同特則第4条（保険料の返 還—無効、失効または解除の場 合）(2)
7	追加保険料払込条項第2条 (追加保険料領収前の事故) (1)①	普通保険約款基本条項第 4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還 または請求—告知義務・通知義 務等の場合）(1)または個人用火 災総合保険に付帯される場合の 特則第3条（保険料の返還また は請求—告知義務・通知義務等 の場合）(1)
8	追加保険料払込条項第2条 (追加保険料領収前の事故) (1)②	普通保険約款基本条項第 4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に 付帯される場合の特則第3条 (保険料の返還または請求—告 知義務・通知義務等の場合)(2)
9	追加保険料払込条項第4条 (訂正の申出等に関する特則) (1)①	普通保険約款基本条項第 4節第1条（保険料の取 扱い—告知義務・通知義 務に伴う変更および契約 内容の変更の承認等の場 合）①	地震約款第21条（保険料の返還 または請求—告知義務・通知義 務等の場合）(1)

10	追加保険料払込条項第4条(訂正の申出等に関する特則)(1)② および 追加保険料払込条項第4条(訂正の申出等に関する特則)(2)②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)
11	追加保険料払込条項第4条(訂正の申出等に関する特則)(2)	普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②	地震約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)
12	追加保険料払込条項第4条(訂正の申出等に関する特則)(2)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)

36 クレジットカード払特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第1条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

- 当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料(注)を支払うことを承認します。
- 2次以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料(注)の支払ごとに適用します。

(注) この保険契約の保険料

保険契約締結の際に支払うべき保険料または契約内容の変更の際に支払う保険料をいいます。

第2条(保険料の払込み)

- 保険契約者から、保険契約締結の際または契約内容の変更の際にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - 当社がクレジットカード発行会社から(1)の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第3条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- 当社は、前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。
- 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約締結の際に支払うべき保険料にかぎるものとし、契約内容の変更の際に支払うべき保険料の支払を怠った場合は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。
- (3)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条(保険料の返還の特則)

- 普通保険約款および付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、次のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還します。
 - クレジットカード発行会社から当社に支払われるべき保険料相当額の全額
 - 前条(1)の規定により当社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合は、その全額
- (1)①を当社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っているときは、当社は、その額を領収したものとみなして保険料を返還します。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お

よび地震保険普通保険約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

37 団体扱・集団扱特約（長期一括払以外）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義															
口座振替方式	保険契約者の指定する口座から、口座振替の方法により保険料を集金する方式をいいます。															
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。															
集金契約	当会社との間で締結した保険料集金に関する契約をいいます。															
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。															
団体	官公署、公社、会社等の団体（注）をいいます。 （注） 団体 法人または個人の別を問いません。															
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の追加保険料をいいます。															
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。															
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。															
未払込追加保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">未払込追加保険料</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保険期間が1年以下の場合</td> <td>この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">既払い込まれた追加保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>② 保険期間が1年を超える場合</td> <td>この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">既払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未払込追加保険料		① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額	-			既払い込まれた追加保険料の総額	② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額	-			既払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額
区 分	未払込追加保険料															
① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額	-														
		既払い込まれた追加保険料の総額														
② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額	-														
		既払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額														
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">未払込保険料</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保険期間が1年以下の場合</td> <td>この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">既払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>② 保険期間が1年を超える場合</td> <td>この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">既払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未払込保険料		① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額	-			既払い込まれた保険料の総額	② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額	-			既払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額
区 分	未払込保険料															
① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額	-														
		既払い込まれた保険料の総額														
② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額	-														
		既払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額														

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、保険契約者が、この特約に従い、集金者を經由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、団体、集団（注）または集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に付帯することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合にかぎり、

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者であること。
- ② 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 集団（注）
 - イ. ア. を構成する集団（注）
 - ウ. ア. またはイ. の構成員
 - エ. ア. からウ. までの役員または従業員

（注） 集団

当社が別に定める基準に適合する集団をいいます。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、下表に定めるところにより保険料を払い込むこととします。

区 分	保険料の払込み
① 保険料を一括して払い込む場合	保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。
② 保険料を保険証券記載の払込方法に従い分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。 イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条①の保険料または同条②ア. の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がこれらの保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、下表に定めるところにより、その追加保険料を当会社に払い込むこととします。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

区 分	追加保険料の払込み
① 保険証券記載の保険料の払込方法が一括払または長期年払である場合	集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。ただし、集金者と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、追加保険料の全額を払い込むことができます。
② 保険証券記載の保険料の払込方法が月払または長期月払である場合	集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。 ただし、集金者と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、次のいずれかの方法により追加保険料を払い込むことができます。 ア. 追加保険料の全額を払い込む方法 イ. 未経過期間等によって当会社が決定する回数に分割し、毎月、変更確認書記載の金額を払い込む方法

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 当会社は、第2条（保険料の払込み）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、各保険年度の保険料を変更後の保険契約の条件による保険料にそれぞれ変更します。

第5条（追加保険料領収前の事故）

(1) 保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者が前条(1)の追加保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 保険契約者が前条(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次に定める時から追

加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができません。

- ① 前条(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 前条(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(注) 前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にすぎります。

第6条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当社は、保険契約者が第4条（追加保険料の払込み）(2)または前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(1)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にすぎります。

(注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第7条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

保険期間が1年を超える場合は、この特約の〈用語の定義〉の規定にかかわらず、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前のこの保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料または追加保険料については、領収した保険料または追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合は、下表に定める集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、次条から第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）までの規定を除きます。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日（注1）
② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合。ただし、次の条件をいずれも満たす場合を除きます。 ア. 保険契約者が、退職後等にも引き続きこの特約の規定に従い保険料または追加保険料を払い込むことを、集金が不能となった最初の集金日（注1）の属する月の翌々月末日までに当社に通知すること。 イ. その団体に対して、当社があらかじめア. の取扱いを認めていること。 ウ. 退職後等に払い込むべき保険料または追加保険料の一部について、集金者が集金を行うことができない場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、当社が請求したその全額を一時に当社に払い込むこと。	
③ 保険契約者が第1条（この特約が付帯される条件）②のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	
④ 口座振替方式以外の場合で、①から③まで以外の理由により集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となったとき。	

<p>⑤ □座振替方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料または追加保険料が集金日(注1)の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料または追加保険料をその集金日(注1)の属する月の翌々月末日までに当会社に支払った場合を除きます。</p>	<p>その集金日(注1)の属する月の翌月末日</p>
<p>⑥ 当会社が、集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合</p>	<p>この保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日</p>

- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条から第12条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)までの規定を除きます。
- (3) (1)①もしくは⑥の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 集金日

集金契約に定める集金日をいいます。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第10条 (特約の失効または解除後の未払込追加保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込追加保険料または未払込追加保険料の全額を、集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

区 分	払込期日	
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	ア. □座振替方式以外の場合	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. □座振替方式の場合	集金不能日の属する月の翌月末日
② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	ア. □座振替方式以外の場合	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. □座振替方式の場合	この特約の解除日の属する月の翌月末日

- (2) 当社は、(1)に定める払込期日までに未払込追加保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込追加保険料または未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 当社は、(1)に定める払込期日までに未払込追加保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 集金不能日またはこの特約の解除日

② 保険期間の末日

- (4) (3)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料(注)があるときは、その保険料を返還します。

(注) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込追加保険料を差し引いた額をいいます。

第11条 (特約の失効または解除後の追加保険料の払込み)

- (1) 第9条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、第9条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、次のいずれかに該当する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

- (3) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注1)は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定

めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害 または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(4) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (2)①に該当する場合は、保険期間の初日

② (2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(5) 当社は、保険契約者が(2)または(3)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(6) (5)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。

（注1） 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(3)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり、

（注2） 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

第2条（保険料の払込み）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、第9条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込みについては、保険料分割払特約（長期契約）の規定を適用します。

第13条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定は、当社が返還すべき保険料（注）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

（注） 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当社はその額を請求することができます。

第14条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

2	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
3	第4条（追加保険料の払込み）(2)、第5条（追加保険料領収前の事故）(1)①、第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)および同条(3)①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
4	第4条（追加保険料の払込み）(2)①および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
5	第4条（追加保険料の払込み）(2)②および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
6	第4条（追加保険料の払込み）(3)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）および同特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(2)
7	第5条（追加保険料領収前の事故）(1)②および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(3)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	第6条（追加保険料不払の場合の解除）(注2)、第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）(注)および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(注2)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)
9	第7条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
10	第13条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）および第13条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）(注)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)および(3)

38 団体扱・集団扱特約（長期一括払）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
口座振替方式	保険契約者の指定する口座から、口座振替の方法により保険料を集金する方式をいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
集金契約	当会社との間で締結した保険料集金に関する契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。

団体	官公署、公社、会社等の団体（注）をいいます。 （注） 団体 法人または個人の別を問いません。
追加保険料	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
未経過料率	当社の定める長期保険未経過料率をいいます。
未払込追加保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">既に払い込まれた追加保険料の総額</div> </div>
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">既に払い込まれた保険料の総額</div> </div>

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、保険契約者が、この特約に従い、集金者を經由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、団体、集団（注）または集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に付帯することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合にかぎりです。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者であること。
- ② 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 集団（注）
 - イ. ア. を構成する集団（注）
 - ウ. ア. またはイ. の構成員
 - エ. ア. からウ. までの役員または従業員

（注） 集団

当社が別に定める基準に適合する集団をいいます。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、保険料を保険契約締結の際、直接当社に一括して払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て一括して払い込むこととします。

第3条（保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がこれらの保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

第4条（保険料の取扱い—失効の場合）

保険契約が失効の場合は、普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第5条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）

普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、第4節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第6条（保険料の取扱い—解除の場合）

普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）(1)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第7条（保険料率の改定による保険料の変更）

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第8条（保険料の取扱い—保険金を支払った場合）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合は、この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）

- (1) 普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注）に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。
- （注） 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間
 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第10条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当社に払い込むこととします。ただし、集金者と当社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、追加保険料の全額を払い込むことができます。ただし、(2)のいずれかに該当する場合は除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

第11条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者が前条(1)の追加保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害 または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 保険契約者が前条(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
- ① 前条(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 前条(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- （注） 前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合
 保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にすぎません。

第12条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第10条（追加保険料の払込み）(2)または前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。
- （注1） 追加保険料の払込みを怠った場合
 保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(1)①に該当する場合は、当社が保険

契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

(注2) 返還すべき保険料

第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第13条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前の未払込保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

(注) 保険年度以前の未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべきその保険年度以前の保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第14条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料または追加保険料については、領収した保険料または追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第15条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合は、下表に定める集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、次条および第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）の規定を除きます。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日（注1）
② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合。ただし、次の条件をいずれも満たす場合を除きます。 ア. 保険契約者が、退職後等にも引き続きこの特約の規定に従い保険料または追加保険料を払い込むことを、集金が不能となった最初の集金日（注1）の属する月の翌々月末日までに当会社に通知すること。 イ. その団体に対して、当社があらかじめア. の取扱いを認めていること。 ウ. 退職後等に払い込むべき保険料または追加保険料の一部について、集金者が集金を行うことができない場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、当社が請求したその全額を一時に当会社に払い込むこと。	
③ 保険契約者が第1条（この特約が付帯される条件）②のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	
④ 口座振替方式以外の場合で、①から③まで以外の理由により集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となったとき。	
⑤ 口座振替方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料または追加保険料が集金日（注1）の属する月の翌々月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料または追加保険料をその集金日（注1）の属する月の翌々月末日までに当社に支払った場合を除きます。	その集金日（注1）の属する月の翌々末日
⑥ 当社が、集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	この保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条および第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）の規定を除きます。

(3) (1)①もしくは⑥の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 集金日

集金契約に定める集金日をいいます。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第16条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未

払込保険料または未払込追加保険料の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区 分	払込期日	
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	ア. □座振替方式以外の場合	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. □座振替方式の場合	集金不能日の属する月の翌月末日
② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	ア. □座振替方式以外の場合	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. □座振替方式の場合	この特約の解除日の属する月の翌月末日

(2) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込保険料または未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 集金不能日またはこの特約の解除日

② 保険期間の末日

(4) (3)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注）があるときは、保険料を返還します。

（注） 返還すべき保険料

第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）

(1) 第15条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、第15条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

(3) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害 または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合） ①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(4) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① (2)①に該当する場合は、保険期間の初日

② (2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(5) 当社は、保険契約者が(2)または(3)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(6) (5)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。

（注1）追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(3)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

（注2）返還すべき保険料

第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第18条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、＜用語の定義＞に別表1を追加したうえで、この特約の規定を別表2および別表3のとおり読み替えます。ただし、別表3については、地震保険の保険期間が整数年以外である場合にかぎります。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1

用語	定義
主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
整数年保険期間	端日数契約において最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
短期保険期間	端日数契約においてこの保険契約の保険期間の初日から最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日までの期間をいいます。
短期保険期間月数	短期保険期間を月数で表したものをいい、1か月に満たない期間は1か月とします。
端日数契約	保険期間が整数年以外の保険契約をいいます。

別表2

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
2	第4条（保険料の取扱い—失効の場合）	普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)

3	第5条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）	普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)	地震約款第17条（保険金額の調整）(2)
		第4節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(2)
4	第6条（保険料の取扱い—解除の場合）	普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)	地震約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)
		同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）	地震約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）
		第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）(1)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
5	第8条（保険料の取扱い—保険金を支払った場合）および第13条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
6	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)	普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)	地震約款第11条（通知義務）(1)
		第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
7	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)	普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)
		基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	第10条（追加保険料の払込み）(2)、第11条（追加保険料領収前の事故）(1)①、第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)および同条(3)①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
9	第10条（追加保険料の払込み）(2)①および第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)

10	第10条（追加保険料の払込み）(2)② および第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)
11	第11条（追加保険料領収前の事故）(1)② および 第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(3)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(2)

別表 3

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	第4条（保険料の取扱い—失効の場合）	この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	<p>この保険契約が失効した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約が失効した日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\boxed{\text{短期保険期間に相当する保険料}} \times \frac{\boxed{\text{短期保険期間の未経過月数（注）}}}{\boxed{\text{短期保険期間月数}}}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する保険料</p> <p>② この保険契約が失効した日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \frac{\boxed{\text{整数年保険期間の未経過月数（注）}}}{\boxed{12}}$ <p>イ、整数年保険期間が2年以上の場合</p> $\boxed{\text{整数年保険期間に相当する保険料}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ <p>(注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>

2	<p>第5条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）</p>	<p>この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p>	<p>この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約の保険金額が減額された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア.</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{短期保険期間の未経過月数（注）}} \times \text{短期保険期間月数}$ <p>イ. 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② この保険契約の保険金額が減額された日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア. 整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{整数年保険期間の未経過月数（注）}} \times \frac{12}{\text{12}}$ <p>イ. 整数年保険期間が2年以上の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ <p>(注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>
---	--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3	第6条（保険料の取扱い—解除の場合）	この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	<p>この保険契約が解除された日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約が解除された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する保険料}}{\text{短期保険期間の未経過月数（注）}} \times \text{短期保険期間月数}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する保険料</p> <p>② この保険契約が解除された日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する保険料}}{\text{整数年保険期間の未経過月数（注）}} \times \frac{12}{\text{整数年}}$ <p>イ、整数年保険期間が2年以上の場合</p> $\text{整数年保険期間に相当する保険料} \times \text{未経過期間に対応する未経過料率}$ <p>（注）未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>
4	第8条（保険料の取扱い—保険金を支払った場合）	この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。	<p>この保険契約が終了した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料を返還します。</p> <p>① 保険金を支払うべき損害が生じた日が短期保険期間内にある場合</p> <p>整数年保険期間に相当する保険料</p> <p>② 保険金を支払うべき損害が生じた日が整数年保険期間内にある場合</p> $\text{整数年保険期間に相当する保険料} \times \frac{\text{保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率}}{\text{整数年}}$

5	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注）に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	<p>次の算式により算出した保険料を返還または請求します。</p> <p>① 危険増加または危険の減少が生じた時が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{短期保険期間の未経過月数（注1）}}$ <p>×</p> $\frac{\text{短期保険期間月数}}{\text{短期保険期間月数}}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② 危険増加または危険の減少が生じた時が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{整数年保険期間の未経過月数（注1）}}$ <p>×</p> $\frac{12}{12}$ <p>イ、ア、以外の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注2）に対応する未経過料率}}$
---	--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	<p>次の算式により算出した保険料を返還または請求します。</p> <p>① 変更日が短期保険期間内にある場合、次のア. およびイ. を合算した額</p> <p>ア.</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">短期保険期間の未経過月数（注1）</div> <p>×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">短期保険期間月数</div> <p>イ. 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② 変更日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア. 整数年保険期間が1年の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">整数年保険期間の未経過月数（注1）</div> <p>×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">12</div> <p>イ. ア. 以外の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</div> <p>×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">未経過期間に対応する未経過料率</div>						
7	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(注)	<p>(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間</p> <p>保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。</p>	<p>(注1) 未経過月数</p> <p>変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">未経過月数の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合</td> <td>1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</td> </tr> <tr> <td>② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合</td> <td>1か月に満たない期間は1か月とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間</p> <p>保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。</p>	区 分	未経過月数の取扱い	① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。	② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。
区 分	未経過月数の取扱い								
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。								
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。								

39 集团扱特約（債務者集团扱・長期一括払以外）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義									
口座振替等方式	以下のいずれかをいいます。 ア. 保険契約者の指定する口座から、口座振替の方法により保険料を集金する方式 イ. 集金者を経ず、当社が指定したコンビニエンスストアその他の収納代行機関において、当社が定めた様式により直接当社に保険料を払い込む方式									
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。									
集金契約	当社との間で締結した保険料集金に関する契約をいいます。									
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。									
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の追加保険料をいいます。									
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。									
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日当日からそれぞれ1年間をいいます。									
未払込追加保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">未払込追加保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保険期間が1年以下の場合</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">－ 既に払い込まれた追加保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>② 保険期間が1年を超える場合</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">－ 既に払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未払込追加保険料		① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額	－ 既に払い込まれた追加保険料の総額	② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額	－ 既に払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額
区 分	未払込追加保険料									
① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額	－ 既に払い込まれた追加保険料の総額								
② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の追加保険料の総額	－ 既に払い込まれたその保険年度以前の追加保険料の総額								
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保険期間が1年以下の場合</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">－ 既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>② 保険期間が1年を超える場合</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">－ 既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未払込保険料		① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額	－ 既に払い込まれた保険料の総額	② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額	－ 既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額
区 分	未払込保険料									
① 保険期間が1年以下の場合	この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額	－ 既に払い込まれた保険料の総額								
② 保険期間が1年を超える場合	この保険契約において払い込まれるべき集金不能日もしくは保険期間の末日のいずれか早い日またはこの特約の解除日の属する保険年度以前の保険料の総額	－ 既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額								

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次のいずれかに該当する保険契約者が、この特約に従い、集金者を経由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に付帯することができます。

ア. 信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者（注）の集团の構成員

イ. 信用保証機関の保証により第三者である信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者（注）の集团の構成員

（注）信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者

信用供与機関が信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債権を信託または譲渡した場合は、その信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債務を負う債務者を含みます。ただし、信用供与機関がその賦払償還債権の管理回収業務を行う場合にかぎりず。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、下表に定めるところにより保険料を払い込むこととします。

区 分	保険料の払込み
① 保険料を一括して払い込む場合	当会社の定めるところにより、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。
② 保険料を保険証券記載の払込方法に従い分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、当会社の定めるところにより、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。 イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこととします。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条①の保険料または同条②ア. の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がこれらの保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。ただし、集金者と当社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、追加保険料の全額を払い込むことができます。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
- ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 当社は、第2条（保険料の払込み）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるときは、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、変更確認書記載の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、各保険年度の保険料を変更後の保険契約の条件による保険料にそれぞれ変更しします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者が前条(1)の追加保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (2) 保険契約者が前条(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

- ① 前条(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
② 前条(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
(注) 前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

第6条（追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第4条（追加保険料の払込み）(2)または前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料(注2)があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(1)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりませす。

(注2) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第7条(保険金支払時の未払込保険料の払込み)

普通保険約款基本条項第7節第4条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料(注)の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

保険期間が1年を超える場合は、この特約の<用語の定義>の規定にかかわらず、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前のこの保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条(保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料または追加保険料については、領収した保険料または追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条(特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合は、下表に定める集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、次条から第12条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)までの規定を除きます。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日(注1)
② 保険契約者が第1条(この特約が付帯される条件)のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	
③ □座振替等方式以外の場合で、①および②以外の理由により集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となったとき	
④ □座振替等方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料または追加保険料が集金日(注1)の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料または追加保険料をその集金日(注1)の属する月の翌々月末日までに当社に支払った場合を除きます。	その集金日(注1)の属する月の翌月末日
⑤ 当社が、集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	この保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条から第12条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)までの規定を除きます。

(3) (1)①もしくは⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 集金日

集金契約に定める集金日をいいます。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第10条(特約の失効または解除後の未払込追加保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料または未払込追加保険料の全額を、集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

区 分	払込期日	
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	ア. □座振替等方式以外の場合	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. □座振替等方式の場合	集金不能日の属する月の翌月末日

② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	ア. □座振替等方式以外の場合	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. □座振替等方式の場合	この特約の解除日の属する月の翌月末日

- (2) 当社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込保険料または未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 集金不能日またはこの特約の解除日
 - ② 保険期間の末日
- (4) (3)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注）があるときは、その保険料を返還します。
- （注） 返還すべき保険料
普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）

- (1) 第9条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を同時に当社に払い込まなければなりません。ただし、(2)のいずれかに該当する場合は除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第9条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、次のいずれかに該当する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。
- ① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。
 - ② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。
- (3) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (4) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
- ① (2)①に該当する場合は、保険期間の初日
 - ② (2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- (5) 当社は、保険契約者が(2)または(3)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (6) (5)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。
- （注1） 追加保険料の払込みを怠った場合
保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(3)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。
- （注2） 返還すべき保険料
普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算

出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

第2条（保険料の払込み）②の場合で、かつ、保険期間が1年を超えるとときは、第9条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込みについては、保険料分割払特約（長期契約）の規定を適用します。

第13条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定は、当社が返還すべき保険料（注）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

（注） 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

第14条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
2	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
3	第4条（追加保険料の払込み）(2)、第5条（追加保険料領収前の事故）(1)①、第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)および同条(3)①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
4	第4条（追加保険料の払込み）(2)①および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
5	第4条（追加保険料の払込み）(2)②および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
6	第4条（追加保険料の払込み）(3)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および同節第6条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）および同特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(2)

7	第5条（追加保険料領収前の事故）(1)②および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(3)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	第6条（追加保険料不払の場合の解除）(注2)、第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料または未払込追加保険料の払込み）(注)および第11条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(注2)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)
9	第7条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
10	第13条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）および第13条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）(注)	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）および同節第5条（保険料の取扱い—失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)および(3)

40 集団扱特約（債務者集団扱・長期一括払）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
口座振替等方式	以下のいずれかをいいます。 ア. 保険契約者の指定する口座から、口座振替の方法により保険料を集金する方式 イ. 集金者を経ず、当社が指定したコンビニエンスストアその他の収納代行機関において、当社が定めた様式により直接当社に保険料を払い込む方式
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
集金契約	当社との間で締結した保険料集金に関する契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
追加保険料	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
未経過料率	当社の定める長期保険未経過料率をいいます。
未払込追加保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">この保険契約において払い込まれるべき追加保険料の総額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">既に払い込まれた追加保険料の総額</div> </div>
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">既に払い込まれた保険料の総額</div> </div>

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次のいずれかに該当する保険契約者が、この特約に従い、集金者を経由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に付帯することができます。

ア. 信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者（注）の集団の構成員

イ. 信用保証機関の保証により第三者である信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者（注）の集団の構成員

（注）信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者

信用供与機関が信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債権を信託または譲渡した場合は、その信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債務を負う債務者を含みます。ただし、信用供与機関がその賦払償還債権の管理回収業務を行う場合にかぎります。

第2条 (保険料の払込み)

保険契約者は、保険料を当会社の定めるところにより、直接当会社一括して払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て一括して払い込むこととします。

第3条 (保険料領収前の事故)

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がこれらの保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

第4条 (保険料の取扱い—失効の場合)

保険契約が失効の場合は、普通保険約款基本条項第4節第5条 (保険料の取扱い—失効の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第5条 (保険料の取扱い—保険金額の調整の場合)

普通保険約款基本条項第2節第4条 (保険金額の調整) (2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、第4節第6条 (保険料の取扱い—保険金額の調整の場合) (2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第6条 (保険料の取扱い—解除の場合)

普通保険約款基本条項第2節第1条 (告知義務) (2)、同節第2条 (通知義務) (2)もしくは(6)、第3節第2条 (重大事由による解除) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または同節第1条 (保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、第4節第2条 (保険料の取扱い—解除の場合) (1)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。

第7条 (保険料率の改定による保険料の変更)

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第8条 (保険料の取扱い—保険金を支払った場合)

普通保険約款基本条項第7節第4条 (保険金支払後の保険契約) (1)の規定により保険契約が終了した場合は、この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。

第9条 (保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)

(1) 普通保険約款基本条項第2節第2条 (通知義務) (1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、第4節第1条 (保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合) ②の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間 (注) に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。

(2) 普通保険約款基本条項第2節第6条 (契約内容の変更) (1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条 (保険の対象の範囲) (4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調達価額を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、基本条項第4節第1条 (保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合) ③の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第10条 (追加保険料の払込み)

(1) 当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当社に払い込むこととします。ただし、集金者と当社との間に「保険料集金に関する契約書等」が締結されている場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て、追加保険料の全額を払い込むことができます。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第4節第1条 (保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合) ①または②および第9条 (保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合) (1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

第11条 (追加保険料領収前の事故)

(1) 保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合 (注) は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。ただし、保険契約者が前条(1)の追加保険料を、集金契約に

定めるところにより、集金者を経て払い込む場合を除きます。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害 または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(2) 保険契約者が前条(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

- ① 前条(2)①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 前条(2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(注) 前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(1)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりず。

第12条（追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当社は、保険契約者が第10条（追加保険料の払込み）(2)または前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が前条(1)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりず。

(注2) 返還すべき保険料

第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第13条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した保険年度以前の未払込保険料（注）の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

(注) 保険年度以前の未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべきその保険年度以前の保険料の総額から、既に払い込まれたその保険年度以前の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第14条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料または追加保険料については、領収した保険料または追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第15条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合は、下表に定める集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、次条および第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）の規定を除きます。

区 分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日（注1）
② 保険契約者が第1条（この特約が付帯される条件）のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	
③ □座振替等方式以外の場合で、①および②以外の理由により集金者による保険料または追加保険料の集金が不能となったとき。	

④ □座振替等方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料または追加保険料が集金日(注1)の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料または追加保険料をその集金日(注1)の属する月の翌々月末日までに当会社に支払った場合を除きます。	その集金日(注1)の属する月の翌月末日
⑤ 当会社が、集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	この保険契約について集金契約に基づく保険料または追加保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条および第17条(特約の失効または解除後の追加保険料の払込み)の規定を除きます。

(3) (1)①もしくは⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 集金日

集金契約に定める集金日をいいます。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第16条 (特約の失効または解除後の未払込追加保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込追加保険料または未払込追加保険料の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区 分	払込期日	
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	ア. □座振替等方式以外の場合	集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ. □座振替等方式の場合	集金不能日の属する月の翌月末日
② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	ア. □座振替等方式以外の場合	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. □座振替等方式の場合	この特約の解除日の属する月の翌月末日

(2) 当社は、(1)に定める払込期日までに未払込追加保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、集金不能日の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込追加保険料または未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、(1)に定める払込期日までに未払込追加保険料または未払込追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 集金不能日またはこの特約の解除日

② 保険期間の末日

(4) (3)の規定にかかわらず、第15条(特約の失効または解除)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料(注)があるときは、保険料を返還します。

(注) 返還すべき保険料

第6条(保険料の取扱い—解除の場合)の規定により算出した額から未払込追加保険料を差し引いた額をいいます。

第17条 (特約の失効または解除後の追加保険料の払込み)

(1) 第15条(特約の失効または解除)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、(2)のいずれかに該当する場合を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、第15条(特約の失効または解除)の規定によりこの特約が効力を失った時または同条(2)の規定によりこの特約が解除された時以後、次のいずれかに該当する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合)①または②および第9条(保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合)(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第4節第1条①の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその訂正の申出がないとき。

② 普通保険約款基本条項第4節第1条②の事実を当社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

- (3) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により当社が請求した追加保険料	当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- (4) 保険契約者が(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に定める時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当社が既に支払った保険金があるときは、当社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

- ① (2)①に該当する場合は、保険期間の初日
② (2)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

- (5) 当社は、保険契約者が(2)または(3)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (6) (5)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注2）があるときは、その保険料を返還します。

（注1）追加保険料の払込みを怠った場合

保険契約者が払込みを怠った追加保険料が(3)①に該当する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

（注2）返還すべき保険料

第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。

第18条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、＜用語の定義＞に別表1を追加したうえで、この特約の規定を別表2および別表3のとおり読み替えます。ただし、別表3については、地震保険の保険期間が整数年以外である場合にかぎります。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1

用語	定義
主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
整数年保険期間	端日数契約において最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
短期保険期間	端日数契約においてこの保険契約の保険期間の初日から最初に到来する主契約の保険期間の初日応当日までの期間をいいます。
短期保険期間月数	短期保険期間を月数で表したものをいい、1か月に満たない期間は1か月とします。
端日数契約	保険期間が整数年以外の保険契約をいいます。

別表2

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。

2	第4条（保険料の取扱い－失効の場合）	普通保険約款基本条項第4節第5条（保険料の取扱い－失効の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)
3	第5条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）	普通保険約款基本条項第2節第4条（保険金額の調整）(2)	地震約款第17条（保険金額の調整）(2)
		第4節第6条（保険料の取扱い－保険金額の調整の場合）(2)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(2)
4	第6条（保険料の取扱い－解除の場合）	普通保険約款基本条項第2節第1条（告知義務）(2)、同節第2条（通知義務）(2)もしくは(6)、第3節第2条（重大事由による解除）(1)	地震約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)
		同節第1条（保険契約者による保険契約の解除）	地震約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）
		第4節第2条（保険料の取扱い－解除の場合）(1)	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）(1)および(3)
5	第8条（保険料の取扱い－保険金を支払った場合）および第13条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）	普通保険約款基本条項第7節第4条（保険金支払後の保険契約）(1)	地震約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)
6	第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)	普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)	地震約款第11条（通知義務）(1)
		第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
7	第9条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(2)	普通保険約款基本条項第2節第6条（契約内容の変更）(1)の規定による承認をする場合、補償条項第4条（保険の対象の範囲）(4)により告げられた事実と異なる場合または同条(9)により協定再調査価額を変更する場合	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)
		基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
8	第10条（追加保険料の払込み）(2)、第11条（追加保険料領収前の事故）(1)①、第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)および同条(3)①	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)
9	第10条（追加保険料の払込み）(2)①および第17条（特約の失効または解除後の追加保険料の払込み）(2)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①	地震約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)

10	第10条(追加保険料の払込み) (2)②および第17条(特約の失効または解除後の追加保険料の払込み)(2)②	普通保険約款基本条項第4節第1条②	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)
11	第11条(追加保険料領収前の事故)(1)②および第17条(特約の失効または解除後の追加保険料の払込み)(3)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(2)

別表 3

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	第4条(保険料の取扱い—失効の場合)	この保険契約が失効した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	<p>この保険契約が失効した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約が失効した日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する保険料}}{\text{短期保険期間の未経過月数(注)}} \times \text{短期保険期間月数}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する保険料</p> <p>② この保険契約が失効した日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する保険料}}{\text{整数年保険期間の未経過月数(注)}} \times 12$ <p>イ、整数年保険期間が2年以上の場合</p> $\text{整数年保険期間に相当する保険料} \times \text{未経過期間に対応する未経過料率}$ <p>(注) 未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>

2	第5条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）	この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	<p>この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約の保険金額が減額された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{短期保険期間の未経過月数（注）}} \times \text{短期保険期間月数}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② この保険契約の保険金額が減額された日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{整数年保険期間の未経過月数（注）}} \times \frac{12}{\text{12}}$ <p>イ、整数年保険期間が2年以上の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{未経過期間に対応する未経過料率}}$ <p>（注）未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>
---	-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3	第6条（保険料の取扱い—解除の場合）	この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。	<p>この保険契約が解除された日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料から未払込保険料を差し引いた額を返還します。</p> <p>① この保険契約が解除された日が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する保険料}}{\text{短期保険期間の未経過月数（注）}} \times \text{短期保険期間月数}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する保険料</p> <p>② この保険契約が解除された日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する保険料}}{\text{整数年保険期間の未経過月数（注）}} \times \frac{12}{\text{整数年}}$ <p>イ、整数年保険期間が2年以上の場合</p> $\text{整数年保険期間に相当する保険料} \times \text{未経過期間に対応する未経過料率}$ <p>（注）未経過月数 1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</p>
4	第8条（保険料の取扱い—保険金を支払った場合）	この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。	<p>この保険契約が終了した日の契約内容に基づき、次の算式により算出した保険料を返還します。</p> <p>① 保険金を支払うべき損害が生じた日が短期保険期間内にある場合</p> <p>整数年保険期間に相当する保険料</p> <p>② 保険金を支払うべき損害が生じた日が整数年保険期間内にある場合</p> $\text{整数年保険期間に相当する保険料} \times \frac{\text{保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度を経過した以後の期間に対応する未経過料率}}{\text{整数年}}$

5	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(1)	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注）に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	<p>次の算式により算出した保険料を返還または請求します。</p> <p>① 危険増加または危険の減少が生じた時が短期保険期間内にある場合、次のア、およびイ、を合算した額</p> <p>ア、</p> $\frac{\text{短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{短期保険期間の未経過月数（注1）}}$ <p>×</p> $\frac{\text{短期保険期間月数}}{\text{短期保険期間月数}}$ <p>イ、整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② 危険増加または危険の減少が生じた時が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア、整数年保険期間が1年の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{整数年保険期間の未経過月数（注1）}}$ <p>×</p> $\frac{12}{12}$ <p>イ、ア、以外の場合</p> $\frac{\text{整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}{\text{危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注2）に対応する未経過料率}}$
---	--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(2)	変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。	<p>次の算式により算出した保険料を返還または請求します。</p> <p>① 変更日が短期保険期間内にある場合、次のア. およびイ. を合算した額</p> <p>ア.</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">短期保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">短期保険期間の未経過月数（注1）</div> <p>×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">短期保険期間月数</div> <p>イ. 整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</p> <p>② 変更日が整数年保険期間内にある場合</p> <p>ア. 整数年保険期間が1年の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">整数年保険期間の未経過月数（注1）</div> <p>×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">12</div> <p>イ. ア. 以外の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">整数年保険期間に相当する変更前の保険料と変更後の保険料の差額</div> <p>×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">未経過期間に対応する未経過料率</div>						
7	第9条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）(注)	<p>(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間</p> <p>保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。</p>	<p>(注1) 未経過月数</p> <p>変更前の保険料と変更後の保険料に応じて、それぞれ下表のとおり取り扱います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">未経過月数の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合</td> <td>1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。</td> </tr> <tr> <td>② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合</td> <td>1か月に満たない期間は1か月とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間</p> <p>保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。</p>	区 分	未経過月数の取扱い	① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。	② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。
区 分	未経過月数の取扱い								
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。								
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	1か月に満たない期間は1か月とします。								

41 団体扱・集団扱特約等の追加保険料払込猶予特約

<用語の定義 (五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
団体扱・集団扱特約（長期一括払）等	団体扱・集団扱特約（長期一括払）および集団扱特約（債務者団体扱・長期一括払）をいいます。
地震約款	地震保険普通保険約款をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）および団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い一契約内容の変更の承認等の場合）の追加保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、変更確認書記載の変更日の属する保険年度（注）の追加保険料をいいます。 （注） 保険年度 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
変更確認書	契約内容変更の承認の証として当会社が交付する書面をいいます。ただし、承認の請求の際に、当会社と保険契約者との間に変更確認書を交付しないことについての合意がある場合は、承認内容として当会社がインターネット等の通信手段により表示する画面を変更確認書とみなします。

第1条（追加保険料の払込み）

- この特約により、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）の区分に定める契約内容の変更の申出または通知を当会社が受けた場合で、同条または団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い一契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、追加保険料の請求を行うときは、保険契約者は、当会社の定めるところにより、払込期日までに、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (1)に定める払込期日までに追加保険料が払い込まれた場合は、当会社は、契約内容の変更を承認した時（注）に追加保険料を領収したものとみなします。
（注） 契約内容の変更を承認した時
(1)の申出または通知のうち、普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)の通知に該当する場合は、通知を受けた時とします。

第2条（追加保険料領収前の事故）

- 普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）または団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い一契約内容の変更の承認等の場合）に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、変更確認書記載の変更日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	変更日以後に生じた事故による損害または費用に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第4節第1条①または②および団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い一契約内容の変更の承認等の場合）(1)の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
② 普通保険約款基本条項第4節第1条③および団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第9条（保険料の取扱い一契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

- 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第3条（追加保険料不払の場合の解除）

- 払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第1条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料（注1）があるときは、その保険料を返還します。

(注1) 返還すべき保険料

普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）または団体扱・集団扱特約（長期一括払）等第6条（保険料の取扱い—解除の場合）の規定により算出した額から未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。

(注2) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第4条（地震保険に付帯されている場合の取扱い）

この特約が地震約款に付帯されている場合は、この特約の規定を別表のとおり読み替えます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびにこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

別 表

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料、第1条（追加保険料の払込み）(1) および第2条（追加保険料領収前の事故）(1)	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更および契約内容の変更の承認等の場合）	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
2	<用語の定義（五十音順）> 追加保険料（注）	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。	初年度については、この保険契約の保険期間の初日から主契約の保険期間の初日応当日までの期間、次年度以降については、主契約の保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。
3	第1条（追加保険料の払込み）（注）	普通保険約款基本条項第2節第2条（通知義務）(1)	地震約款第11条（通知義務）(1)
4	第2条（追加保険料領収前の事故）(1)①	普通保険約款基本条項第4節第1条①または②	地震約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)
5	第2条（追加保険料領収前の事故）(1)②	普通保険約款基本条項第4節第1条③	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)
6	第3条（追加保険料不払の場合の解除）（注1）	普通保険約款基本条項第4節第2条（保険料の取扱い—解除の場合）	地震約款個人用火災総合保険に付帯される場合の特則第4条（保険料の返還—無効、失効または解除の場合）(1)

『すまいとくらのアシスタントダイヤル』(※1)

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細については、258ページ以降の『すまいとくらのアシスタントダイヤル』サービス利用規約をご参照ください。

サービスの
ご利用は
こちらまで

すまいとくらのアシスタントダイヤル

ロックつまる 119番

0120-620-119

(注)ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの
受付時間

サービス名

24時間
365日

水まわりのトラブル応急サービス

かぎのトラブル応急サービス

防犯機能アップ応援サービス

健康・医療相談サービス^{※2}

介護関連相談サービス

電気設備のトラブル現場調査サービス^{※3}

ガラスのトラブル応急サービス^{※3}

建具のトラブル小修繕サービス^{※3}

網戸のトラブル応急サービス^{※3}

平日
午前10時^{※4}
～午後5時^{※4}

住宅相談サービス

税務相談サービス

法律相談サービス

空き家相談サービス

- ※1 総括契約特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
- ※2 サービスの内容によってはご利用が可能な時間帯が異なります。また、保険期間の初日から1年ごとに10回までご利用可能です。
- ※3 保険期間の初日から1年ごとに3回までご利用可能です。
- ※4 土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。(原則予約制)

(注1)本サービスは損保ジャパンが業務委託契約を締結している事業者等がご提供します。

(注2)相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

(注3)ご相談の結果、相談先の提携業者より有料サービスをご紹介する場合があります。

I サービス全般に関する事項

1. サービスの利用規約について
本サービスは、本保険契約にご加入いただいたお客さまのみがご利用いただける「付帯サービス」です。ただし、総括契約特約がセットされた契約は、本サービスの対象外となります。
2. サービスの提供内容
本サービスは以下のサービスから構成されます。
 - ① 水まわりのトラブル応急サービス
 - ② かぎのトラブル応急サービス
 - ③ ガラスのトラブル応急サービス（注1）
 - ④ 建具のトラブル小修繕サービス（注1）
 - ⑤ 電気設備のトラブル現場調査サービス（注1）
 - ⑥ 網戸のトラブル応急サービス（注1）
 - ⑦ 防犯機能アップ応援サービス
 - ⑧ 住宅相談サービス
 - ⑨ 法律相談サービス
 - ⑩ 税務相談サービス
 - ⑪ 空き家相談サービス
 - ⑫ 健康・医療相談サービス（注2）
 - ⑬ 介護関連相談サービス
 （上記①から⑥までのサービスを「各種駆けつけサービス」、⑦から⑬までのサービスを「各種相談・応援サービス」といいます。）
なお、上記サービスは本利用規約に基づき、損保ジャパンが業務委託契約を締結している事業者（以下「委託会社」といいます。）にサービスの運営を委託しています。
（注1） ③から⑥のサービスは、本保険契約の保険期間の初日から1年ごとに各サービス3回までご利用可能です。
（注2） 本サービスは、本保険契約の保険期間の初日から1年ごとに10回までご利用可能です。
3. サービスの対象期間
本サービスの対象期間は、本保険契約の保険期間とします。ただし、保険期間の途中で本保険契約が失効した場合または解約もしくは解除された場合はサービスの提供を行いません。
4. サービスの適用地域
本サービスは、日本国内でのみ適用されます。ただし、一部の地域では本サービスの提供ができない場合があります。
5. サービスをご利用いただく際のご注意事項
 - (1) 本サービスを提供する際、お客さまの証券番号を確認し、本サービスの提供に必要な契約内容やお客さまの情報を委託会社と提携する専門業者（以下「提携業者」といいます。）へ連絡します。
 - (2) 本サービスを利用する際は、必ず事前に『すまいとくらのアシスタントダイヤル』までご連絡ください。
 - (3) 本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合や、サービスの利用を制限させていただく場合があります。最新のサービス内容については損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載しています。
 - (4) 戦争、地震・噴火またはこれらによる津波などの災害時には、本サービスをご利用いただけないことがあります。
6. サービスの提供を行わない場合
委託会社は、次のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含まれます。）は本サービスの提供を行いません。
 - ① 公序良俗に反する行為
 - ② 法令に違反する行為
 - ③ 委託会社および第三者（損保ジャパンを含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含みます。）

- ④ 営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する場合
- ⑤ 損保ジャパンまたは委託会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑥ 保険金請求に関わる事故等の相談その他損保ジャパンまたは委託会社が不適切と判断した場合

II 各サービスの概要とご注意いただきたい点

■各種駆けつけサービスに関して

1. サービスの対象建物
本サービスは、本保険契約において、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者（保険の対象の所有者）が専有・占有する居住部分を対象とします。
2. サービスを提供できない場合
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、本サービスの対象外となります。
 - ① 故意または重大な過失によって生じたトラブル
 - ② 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする場合
 - ③ 戦争または暴動を原因とする場合
 - ④ 風災や水災などの自然災害を原因とする場合
 - (2) 本保険契約の保険金のお支払い対象となる事故による修理は、本サービスの対象外となります。
3. サービスをご利用いただく際のご注意事項
 - (1) 本サービスは、提携業者をお客さまにご紹介し、利用料金の一部または全部を損保ジャパンが負担するものです。
 - (2) 提携業者がサービスを提供いたします。ご依頼をいただく時間帯や提携業者の出動状況などにより、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
 - (3) 本サービスの提供範囲外の費用はお客さまのご負担となります。また、サービスのご利用後に、サービスの対象でないことが判明した場合、費用は全てお客さまのご負担となります。
 - (4) 本サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
4. 『水まわりのトラブル応急サービス』の提供範囲
 - (1) トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を実施します。（部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える作業費用が発生する場合があります。これらについては本サービスの対象外となりお客さまのご負担となります。）
 - (2) 応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、パッキン等の部品代を除きます。
 - (3) 部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客さまのご負担となります。
 - (4) 便器等の脱着作業に関する費用はお客さまのご負担となります。
 - (5) マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および公共機関等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。
 - (6) 給排水管の凍結を原因とする場合は本サービスの対象外です。
 - (7) 屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外です。
5. 『かぎのトラブル応急サービス』の提供範囲
 - (1) かぎの紛失や施錠不良の場合等に提携業者の手配を行い、応急処置として出入口（玄関等）の開錠・破錠等を行います。（かぎおよびドアの種類や作業内容によっては応急処置を超える作業費用が発生する場合があります。これらについては本サービスの

Ⅱ 各サービスの概要とご注意いただきたい点（つづき）

対象外となりお客さまのご負担となります。）

- (2) 開錠・破錠等の後に行った、かぎの新規取付や部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客さまのご負担となります。
- (3) 本サービスの対象は一般の住宅用の出入口のかぎに限り、併用住宅の店舗専用部分の出入口の開錠・破錠等、建物内のドアの開錠・破錠等、物置・倉庫などの開錠・破錠等は対象外です。また、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠等の対象外となります。
- (4) かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠等の作業ができない場合があります。
- (5) ホームセキュリティなどにご加入されている場合などは、ご加入の警備会社へ作業を依頼させていただく場合があります。
- (6) お客さまご自身の立会いおよび身分証明*ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
※ 顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。

6. 『ガラスのトラブル応急サービス』の提供範囲

- (1) 対象建物の窓ガラスの破損に伴う、養生、割れ替え作業にかぎります。
- (2) 窓ガラスの割れ替え作業において、提携業者が作業時の安全性を確保できないと判断した場合は、割れ替え作業の対象外となります。
- (3) 現場出動時間は原則9時から18時までとなります。これ以外の時間帯での出動については要相談となり、対応ができない場合がございます。

7. 『建具のトラブル小修繕サービス』の提供範囲

- (1) 対象建物内における扉の丁番調整・位置調整・ビス増し締め等を行います。また、扉のノブ、レバー、カギの動作不良における調整、部品交換も対象となります。
- (2) 現場出動時間は原則9時から18時までとなります。これ以外の時間帯での出動については要相談となり、対応ができない場合がございます。

8. 『電気設備のトラブル現場調査サービス』の提供範囲

- (1) 対象建物内における電気設備の巡回目視点検等、提携業者が定める電気設備（室内照明、スイッチ、コンセント、換気扇、その他住宅設備機器）への対応業務にかぎります。
- (2) 各電気設備のメーカーではないと修理対応が困難な症状の場合は、現場調査のみ行います。
- (3) 現場出動時間は原則9時から18時までとなります。これ以外の時間帯での出動については要相談となり、対応ができない場合がございます。

9. 『網戸のトラブル応急サービス』の提供範囲

- (1) 対象建物の窓サッシに設置されている網戸の破損に伴う、張り替え作業にかぎるものとし、網戸サッシの歪みや不具合、窓サッシ以外に設置されている網戸、アコーディオン型などの特殊形状については対象外とします。
- (2) 網戸の張り替え作業において、提携業者が作業時の安全性を確保できないと判断した場合は、張り替え作業の対象外となります。また、張り替え作業スペースが確保できない場合などにおいて、網戸サッシを一時的にお預かりする場合があります。
- (3) 現場出動時間は原則9時から18時までとなります。これ以外の時間帯での出動については要相談となり、対応ができない場合がございます。

II 各サービスの概要とご注意いただきたい点 (つづき)

■各種相談・応援サービスに関して

1. 各種相談・応援サービスの概要

本サービスの概要とサービスの受付時間は以下のとおりです。

なお、各種相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

※ご相談の結果、相談先の提携業者より有料サービスをご紹介する場合があります。

サービス名	概要	サービス受付時間
防犯機能アップ 応援サービス	すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。	24時間365日
住宅相談サービス (原則予約制)	すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。	平日：午前10時～午後5時 (土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。)
法律相談サービス (原則予約制)	さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスをを行います。 ※ 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
税務相談サービス (原則予約制)	さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスをを行います。 ※ 税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
空き家相談サービス (原則予約制)	空き家の管理、活用、売却のご相談に対して、電話でお応えします。ただし、次に該当する場合は、本サービスの対象外となります。 ①空き家に関する法律/税務相談 ②賃貸物件の空室期間中の管理 ③別荘等の管理 ④他人の空き家に関する相談 ※ 相談先の提携業者に管理等を依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	

II 各サービスの概要とご注意いただきたい点 (つづき)

サービス名	概要	サービス受付時間
健康・医療 相談サービス	<p>次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カウンセラー（保健師、看護師など）による日常生活での健康相談 ○ 医師による医療相談 ○ 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談^(注) ○ 医療機関情報などの提供 <p>※ 本サービスは、本保険契約の保険期間の初日から1年ごとに10回までご利用可能です。</p>	<p>24時間365日 (注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。</p> <p>平日：午前9時～午後7時 土曜：午前10時～午後8時 (日曜・祝日、12/29～1/4を除きます。)</p>
介護関連 相談サービス	<p>介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。</p>	

III 各サービスのご連絡先

各種駆けつけサービス、各種相談・応援サービスをご利用の際には、下記連絡先までご連絡ください。

すまいとくらしの
アシスタントダイヤル

ロックつまる 119番
0120-620-119

(注) ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

苦情・ご相談窓口

おかけ間違いにご注意ください。

保険金支払に関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】 0120-668-292

〈受付時間〉平日：午前9時～午後5時

(土・日・祝日、12月31日～1月3日は休業)

保険金支払の無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパンがお支払いの対象とならない旨をご通知した事案について、損保ジャパン窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】 0120-388-885

〈受付時間〉平日：午前10時～午後6時

(土・日・祝日、年末年始は休業)

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てについては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

そんぽADRセンター

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

〈受付時間〉平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

お客さま向けインターネットサービス

損保ジャパン公式ウェブサイトからアクセスしてください。

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

損保ジャパン

検索

いつでもご利用可能!

Web約款

「ご契約のしおり(約款)」の送付を省略するペーパーレスの方式です。

損保ジャパン公式ウェブサイトのトップページにある「Web約款」ボタンから約款をご確認いただけます。



「Web約款」をご選択いただいた場合は、日本各地の希少生物種を救う環境保全活動に寄付を行うなど、自然環境保全や次世代教育などを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組みを実施します。

マイページ

いつでもご利用可能!

損保ジャパンマイページ

損保ジャパン マイページ

検索

<https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>



いつでも「ご契約内容の確認」「契約の更新および変更手続き」「事故対応状況の確認」などが可能です。

- ご注意
1. マイページのご利用には事前登録(無料)が必要です。
 2. マイページのサービスは、ご契約内容やご利用の環境によって、ご利用いただける機能が異なります。

商品・お手続き・事故等に関するお問い合わせ

【受付時間】スマートフォン・パソコンから24時間365日ご利用いただけます。



https://www.sompo-japan.co.jp/contact/contact_02/

(注) ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

ご契約から事故のアドバイスまで損保ジャパンがサポートします。

もしも 事故にあわれたら

事故発生

消防・警察への連絡
損害の拡大防止

消防へのご連絡等、損害の発生および拡大の防止を行ってください。
盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出てください。

損保ジャパン
(代理店/仲立人)へのご通知

事故の状況等について確認します。

保険金請求書類のご提出

保険金請求書等、必要書類一式をご作成いただき、ご提出ください。

保険金のお支払

ご提出いただいた書類を確認し、ご契約の内容にしたがってお支払い金額を決定し、保険金をお支払します。

24時間365日事故受付

事故が起こった場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポート
センター

0120-727-110

〈営業時間〉24時間365日

LINEでのご
連絡は
こちら



損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口

- ・「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談
- ・火災保険の請求手続きのご相談

住宅修理トラブル相談窓口

0120-0244-10

ゼロニシヨウトラブル

〈受付時間〉 平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時
※損保ジャパンの火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。
※平日は担当の保険金サービス課が対応します。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

損保ジャパン 問い合わせ

検索

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

カスタマー
センター

0120-888-089

〈受付時間〉 平日：午前9時～午後6時 土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

おかけ間違いにご注意ください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

